

令和6年第3回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	5	牛丸 圭也	1. 小野区太陽光発電施設について 2. 登録有形文化財について 3. 日赤奉仕団について 4. 消防団の機能別団員について	5
2	13	津谷 彰	1. 辰野町 DX 推進戦略の進捗について 2. 乳幼児健診の実施時間について 3. 自治組織に課せられる募金について 4. 辰野版ラーケーション制度の導入について	17
3	6	小澤 睦美	1. 町営バス川島線の運行について 2. かやぶきの館及び周辺施設の今後のあり方について 3. スマートインターチェンジ設置について 4. 川島小学校閉校後の利活用について	30
4	11	本田 光陽	1. 町長への意見箱の設置について 2. 多文化共生について 3. 町職員の働きやすさについて 4. 移住施策について	42
5	12	小林テル子	1. 辰野町の松くい虫被害の状況と対策について 2. 老人福祉センターの保健福祉センター（ぬくもりの里）への移転実施計画は 3. 地域包括支援センターの必要性和認知度は 4. 区の役員の在り方について	54
6	10	林 政美	1. 町業務の発信について 2. 町道等生活道路改修の取り組みについて 3. 地域計画策定について 4. 高齢者保護対策について	69
7	9	高木 智香	1. 広島子ども使節団の派遣について 2. 満蒙開拓平和祈念館への協賛と満蒙開拓の学習について 3. 学童クラブについて 4. 子育て支援センターについて	83

【2 日 目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	4	吉澤 光雄	1. 町内日帰り入浴施設の町民割引について 2. 空き家対策について 3. 介護予防支援について 4. 城前桜並木の保存・継承・活用について 5. ホタルイルミネーションの管理・活用について	101
9	8	樋口 博美	1. 公共交通の整備について 2. 辰野町の森づくりについて 3. 子どもの権利について	115
10	1	古村 幹夫	1. 辰野病院の災害対策 2. 公の指定管理者について 3. 辰野町の観光まちづくりにかかる五者による包括連携協定について 4. ゼロカーボン推進補助金について	130
11	2	松澤 千代子	1. 信号機を遮る樹木について 2. 環境美化について 3. 地震災害を想定した点検について 4. ほたる祭りのアナウンスについて 5. 周遊バスについて	143
12	3	栗林 俊彦	1. 地方創生、人口減少対策について 2. 土砂災害防止における堰堤について 3. 公共施設等総合管理計画について	155
13	7	向山 光	1. いくつかの中期的課題の解決に向けて 2. 公務サービス・公務職場におけるより一層の人権意識の向上について	167

令和 6 年第 3 回辰野町議会定例会会議録（8 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和 6 年 6 月 5 日 午前 10 時 00 分
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 睦 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席	第 6 番	小 澤 睦 美
議席	第 7 番	向 山 光

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆様方におかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第3回定例会第8日目の会議は成立いたしました。ここで本定例会初日の議案第8号に対する小林議員の質問に対し、追加の答弁の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

○保健福祉課長

それでは小林議員からの質問にお答えいたします。まず15ページから16ページにかけての介護認定審査会費の減額要因でございますが、介護認定の更新の方の件数が減少したものでございまして、令和4年度が480件に対し令和5年度が379件でございました。次に17ページのサービス等諸費の減額要因でございますが、過去3年間の実績の平均を参考に新年度予算を算出しているわけでございますが、令和4年度におきまして要介護の認定者のうちお亡くなりになった方が多く、その結果認定者数が887名から858名に減少してしまっただけで、それが大きな要因となって令和4年度のサービス等諸費が大きく減少しております。令和5年度におきましては、例年の水準に戻ると見込んでおったわけですが、そこまで水準に至らなかったことから減額をしたものでございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。30日正午までに通告がありました一般質問通告者13人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 5 番	牛 丸 圭 也 議員
質問順位 2 番	議席 13 番	津 谷 彰 議員
質問順位 3 番	議席 6 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位 4 番	議席 11 番	本 田 光 陽 議員
質問順位 5 番	議席 12 番	小 林 テル子 議員
質問順位 6 番	議席 10 番	林 政 美 議員
質問順位 7 番	議席 9 番	高 木 智 香 議員
質問順位 8 番	議席 4 番	吉 澤 光 雄 議員

質問順位 9 番	議席 8 番	樋口 博美 議員
質問順位 10 番	議席 1 番	古村 幹夫 議員
質問順位 11 番	議席 2 番	松澤 千代子 議員
質問順位 12 番	議席 3 番	栗林 俊彦 議員
質問順位 13 番	議席 7 番	向山 光 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位 1 番、議席 5 番、牛丸圭也議員。

【質問順位 1 番 議席 5 番 牛丸 圭也 議員】

○牛 丸 (5 番)

令和 6 年 3 月定例議会に引き続き、今回も質問順位が一番となり驚きました。今朝ガチャを引きました。白状しますと 2 回引きました。2 回目に本庁舎でガチャを引いたところ、黒いカプセルが出てシークレットカプセルが当たりました。質問順位 1 番とシークレットカプセル同時にゲットでき名誉を感じました。それでは早速、事前通告に従い質問させていただきます。小野区太陽光発電施設についてお尋ねします。小野区の再生可能エネルギー太陽光発電について今回で 3 回目の質問になります。令和 5 年 6 月定例会での答弁で、未設置のパネルを撤去することと、開発業者より今後の設置の意思がないことが示されたとの報告があり、膠着状態が続くと思われた事態に進展が告げられました。そして、令和 5 年 9 月定例会では、現地で草刈り作業をしていた作業員に聴取したところ、未設置パネルの搬出が開始されとの報告があり、後日、未設置パネルの搬出の開始を確認いたしました。そして現在です。現在の状況は未設置のパネルの撤去はとうに終了し、設置済みだったパネルと支柱、支柱の基礎部、そしてパワーコンディショナーなど全ての施設が完全に撤去され、中部電力の電柱を残すのみの状態なのは地元住民の知るところとなっております。さて、小野区の再生可能エネルギー太陽光発電施設に関するはじめての答弁から 12 箇月が経過いたしましたが、これまでに至る経緯をご答弁願います。

○町 長

はい。それでは牛丸議員の質問についてお答えいたします。小野区太陽光発電施設問題については、昨年 5 月 22 日に町顧問弁護士の長谷川弁護士同席の中、現在の状態で事業を進めることは条例違反であり、条例にのっとった手続きを行うよう求め、従わない場合は毅然たる措置をとるとの声明を発表いたしました。その声明のとおり、私自身毅然とした姿勢で決して妥協することなく、この問題に向き合い取り組んでま

いりました。私自身だけでなく、1日も早い解決に向け集中し、取り組むよう指示を行いました。しかし、問題が長期化してしまっていることに頭を悩ませ、また地元小野区の方々の不安等を思うと、心苦しいところではありましたが、議員ご指摘のとおり現地については、一部の施設を除き太陽光パネル等の撤去が行われました。詳細については議員ご質問の6月議会からの経過についてと合わせて担当課長より説明させますが、今後も引き続き完全撤去に向けて尽力していきます。

○住民税務課長

お答えいたします。昨年の6月定例会中の6月1日に議会全員協議会を開催し、小野区太陽光発電についての町長声明後の状況として、3事業者から太陽光発電施設を撤去する、1事業者から今後も将来にわたって設置する予定がないと連絡があったことを報告させていただきました。長谷川弁護士については、引き続きこの問題に関する調査の継続を指示し、必要があれば相手方との交渉についても指示してまいりました。担当についても、施設の撤去の状況、新たな施設建設が進まないこと、意思表示のないその他の用地についての動向等について、ほぼ毎日現地を交代で訪れ写真撮影を行うなど、注視を行いこれについては現在も継続しております。9月4日に突如、現地に業者が入り撤去作業が始まりました。その作業は設置されていない太陽光パネルの回収を行ったものであり、現地にある梱包されたままの太陽光パネルのみ1週間ほどで撤去されました。作業員からの聞き取りでは、このときの作業では建設されている施設の撤去までは請け負っていないとのことでありました。昨年9月の定例会で辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例を一部改正し、発電出力合計値の基準を30キロワットから10キロワットへ引き下げました。また併せて規則についても一部改正を行っております。その後も、町は経済産業省とFIT制度に関する協議を行う、長谷川弁護士と対応を協議する、引き続き事業者との接触を試みるなど、対応を現在も継続しているところであります。4月13日、土曜日に作業員が現地入りし、太陽光パネルの撤去工事が開始されました。そして4月末日までには地区内の太陽光パネル、枠組み、地中に埋設された足組み部分についてもすべて撤去され、今現在、現地は一部電柱等を除き関連施設が撤去された状態となっております。この撤去に至った背景、理由、状況等の詳細につきましては、現在も長谷川弁護士と相手方代理人の弁護士との交渉等が続いているため、回答を差し控えさせていただきます。なお、この撤去については町の主張を業者が認めていただいた結果だと考

えております。以上です。

○牛 丸 (5 番)

町の毅然とした態度、今迎えているこの現実はその賜物かと思います。施設撤去を完了し解決は近づいているという認識を得ました。具体的な内容の発表を待ちたいと思います。これからも解決へ向け交渉の継続を要望して次の質問に移ります。現地住民の報告で、太陽光発電施設内にごみが大量に放置されているという連絡を受け現地を視察しますと、建築資材でないものが含まれたごみが山積みされているのを確認いたしました。土地所有者が地元の人ではなく、十分な管理をされていない、目の届かない土地でのごみの発見例でしたので、役場へ連絡させていただきました。近隣地区の山間地では、ごみの不法投棄が多く各地で問題になっているようです。不法投棄とは、法律で定められた処分場以外の場所に廃棄物を投棄する行為をいいます。長野県では人目に付きにくい道路、山林、河川などでごみの不法投棄が多いそうです。不法投棄された場合、土地の所有者が処分しなければならず、処分にかかなりの金額がかかる場合があります。また、不法投棄されると周囲の景観を損ね、周辺住民に迷惑をかけます。そこで質問です。住民でない土地所有者の土地に山積みされたごみを発見した場合の対応についてご答弁ください。

○住民税務課長

お答えします。まず、小野太陽光発電施設内のごみについては、現地に不法投棄と思われる建築廃材のようなものがあるのは承知しております。不法投棄の片づけについては長谷川弁護士に対応を依頼している弁護士案件となっているため、現地は独断で手が出せない状況であります。よって問題が解決した後、そのような建築廃材がまだ残されているようであれば、その分については町で処分をいたします。また、現在懸念されていることは、新たなごみを不法投棄されることです。職員も巡回等を行い、不法投棄がないよう注視はしておりますが、職員をはじめ地元の皆様も目を光らせていただき、不法投棄されないようご協力をお願いいたします。次に、一般的な不法投棄のごみについてですが、まず不法投棄は犯罪であります。よって町でも警察と情報共有しながら対応を行っています。不法投棄が発見された場合は警察または生活環境係までご相談ください。また、そのごみの処分については、議員ご指摘のとおり基本的には不法投棄されたごみについては、土地所有者もしくは管理者が片付ける必要があります。しかしながら、大量のごみや分別されていないごみについての処分は、な

なかなか難しい面もあることは承知しておりますので、そういった事例がありましたら、まずは生活環境係へご相談ください。以上です。

○牛 丸（5 番）

山間地に野積みされたごみをすべて不法投棄と短絡視してしまう認識を正したいと思います。しかしながら、ごみの不法投棄についてはあとを絶たないため、継続して監視と対応を要望いたします。ごみの投棄ばかりではなく、該当する土地の今後の用途についても見守る必要があると思います。解決が近いという手応えを感じられました小野区の再生可能エネルギー太陽光発電施設について時期が参りましたら、住民説明会の開催を要望し次の質問に移ります。登録有形文化財についてお尋ねいたします。今年 4 月に小野区の火の見やぐら、旧小澤家住宅、いわゆる油屋、旧小野郵便局局舎が、国の登録有形文化財に新たに登録されました。油屋につきましては、現在小野区役員と有志で構成されている油屋保存会が、5 月から 11 月の間、外の草刈りや室内の清掃など保存活動を月に 1 回のペースで実施しております。旧小野村役場庁舎、いわゆる明倫館には NPO 法人建築物明倫館保存会が、伊那富の北の沢のめがね橋にはめがね橋保存会があります。町内 5 箇所のうち 4 箇所が小野区となっております。いずれの施設も登録基準にあるとおり、建築から 50 年以上は経過しているために老朽化が目立ち、修理や手入れが必要な状態なのは明らかな状態です。今回登録された中で、火の見やぐらと旧小野郵便局局舎には管理団体がありません。そこで質問です。登録有形文化財に登録された場合のメリット、デメリットをふまえながら、町が考える登録有形文化財の管理についてご答弁ください。

○学びの支援課長

登録有形文化財は、平成 8 年、1996 年の文化財保護法の改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のことを指します。登録対象は議員さんがおっしゃったとおり、築後 50 年を経過しているもののうちで国土の歴史的な景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないものというものが登録される対象となってきております。登録有形文化財の対象としているものは現在では建造物だけではなく、工芸品、彫刻、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など幅広く対象とされております。現在、登録有形文化財の多くは建造物であります。登録件数でいいますと全国で 1 万 4,151 件、県内では 638 件を数えております。ご質問にある管理体制ですけれども、登録有形文化財を

含む指定文化財は、原則的には所有者のもとで管理をしていただくことになります。このため必ずしも管理団体を設定する必要はありません。登録有形文化財に申請する際には、所有者の承諾が必要になることから、登録有形文化財の制度について説明をし、承諾をいただいて登録に手続きに進んでおります。登録文化財制度というものは規制がとても緩やかな制度でありまして、内装の改修も建物の価値を損なうような内容でなければ、現状変更の手続きは必要なく、外観も通常見渡せる範囲の4分の1以下の変更であれば手続きの必要がありません。このような緩やかな規制である代わりに、改修を行う際の補助金は極めて限定的となっております。具体的には保存・修理に係る設計と当該工事の監理事業に対して、事業費のおおむね50%、その他にも同程度の補助金の割合になりますけれども、公開活用事業として公開活用の安全性の確保に必要な防災設備等の設備及び耐震対策工事、そのほか美観向上などを行う際などに補助金が交付される場合があります。しかし、国の補助金全般に言えることですが、補助金申請の条件が整ったとしても申請したすべての額が認められる状況にはありません。なお、公開活用事業で補助金を申請する際には、あらかじめその該当する登録有形文化財の保存活用計画、これはどのように将来使っていくか、そのためにどのような修繕が必要かということを計画する計画ですけれども、これが策定されている必要があるというような規制もあります。以上です。

○牛 丸 (5 番)

今のご答弁から登録する段階で、所有者、管理者には事前に承諾を得ているということでその件承知いたしました。設計費、設計監理費の2分の1を国が補助はしてくれますが、住民減少で収入の減っている自治体が多い中、何らかの収入増がない限り、保存のための改修が実施できないことは明白です。例えば1,000万かかったら500万は地元負担になるということになると思うんですが、老朽化していて改修が必要だが、財源の確保は難しい状態が継続することはご理解いただきたいです。財政的にも人員的にも負担が大きい管理は、地元住民だけでは継続できない案件になると思います。他の先進地での負担の少ない管理、財源の確保について一緒に学んでいこうではありませんか。それでは次の質問に移ります。ここの質問を2番と3番を入れ替えて質問させていただきます。担当課には連絡済みです。町の観光資産としての運用についてどのようにお考えかおたずねいたします。観光の定義は余暇時間の中で日常生活圏を離れて行う様々な行動であって、ふれあい、学び、遊ぶということを目的とするもの

だそうです。人は旅により日常から離れ、自分の内面や行動に変化が生まれるのを楽しむ欲求があるようです。自分が住む地域だと意外と豊かな自然観光資産に気づかないものです。当町内にある素晴らしいものを把握し、観光として提供できるまで整備し紹介の体制を整える、訪れた観光客の皆様には有益な体験を提供し、満足して帰っていただき、口コミなどで拡散していただく。そして辰野町にまた訪れていただけるよう内容を充実させる。このサイクルが町を全国にアピールする手段になると思います。ほたる祭りはもちろんですが、登録有形文化財は観光資産になりうる町の財産だと考えます。そこで質問です。登録有形文化財に対する町の意識をお聞かせください。

○学びの支援課長

国・県・町で指定、登録された文化財は、その地域の特色を表す代表的な物件であり、国民の大切な文化資源です。これらの文化財はただ保護するだけでなく、活用について積極的に取り組むように、文化庁からも言われているところです。町に訪れる観光客の皆さんは、議員のおっしゃるとおりで各地域の特色を楽しんだり新たな体験を求めて訪れてくるというふうに考えております。そのような意味においても、町に観光に来られた方が登録有形文化財を見学し、そこで何かを体験することができれば、辰野町の魅力を知るきっかけになると考えております。このことから文化財を観光資源とし、辰野町を訪れた観光客に見ていただくことは、辰野町の魅力を実感してもらうための強力なツールになるのではないかと考えております。登録有形文化財だけでなく、様々な指定、未指定の文化財のある小野地区は、観光資源という意味においても非常に多くの魅力的な場所が存在し、一度のみならず再度訪れたくなるような地域ではないかと感じております。このことから所有者の皆さんには引き続き管理をお願いし、観光資源としての活用については、所有者の皆さんの発想を大切にしながら地域の方々と話をし、教育委員会としても有効な活用方法を考えていきたいと考えております。

○牛丸（5番）

観光資産として有益であるという共通認識を得ました。今後、何らかの展開を検討するならば、地元住民の理解、協力が必要不可欠ですが、地元だけでは実現できないのは先ほども述べたとおりです。油屋に宿泊できたり、例えばなんですけども宿泊できたりとかして、旅に特別なところを訪れるのではなくて、暮らしながら旅をするという体験を提供できるような施設が増えればいいのかというふうに思います。1地

域の問題としてではなく、町の事業として捉え行政や運営手腕のある人、または組織からの積極的な働きがなければ成し得ない大きな事業かと思われます。潜在的な資産はある、あとは活用までの道筋を見つけていることができれば、道のりは遠くとも観光資産にできる可能性が出てくると思われます。積極的に情報共有をし、多様なアプローチの検討をお互いしていきたいと思っております。町の資産としてぜひ検討をお願いいたします。次の質問に移ります。登録有形文化財の積極的活用についておたずねします。先ほどの答弁の内容といささかかぶるところはありますが、旧小澤家住宅いわゆる油屋は登録有形文化財登録以前より、改修こそしておりませんが管理団体があり整備が続けられている施設です。小野酒造のイベントで演劇や絵本作家の原画展、地元有志主催の書道家の遺作展などで活用されております。歴史の蓄積が演出の一部になっていて、訪れた人を非日常の感覚へいざない、ほかでは得られない体験を提供できる貴重な施設です。この活用例は民間の例でしたが、町として活用はお考えはないでしょうか。登録有形文化財を町としてはどのように活用していきたいのか、ご答弁願います。

○学びの支援課長

お答えします。先般の小野酒造さんの晩展ですけれども、その際の絵本作家の原画展につきましては、一応、町の教育委員会で発想した事業ですのでよろしくお願いいたします。登録有形文化財につきましては将来にわたり残していかななくてはならない貴重な文化財ではありますが、先ほどのとおり緩やかな規制であることから、より積極的に活用していくということが大切だというふうに考えております。しかし先ほど申し上げましたとおり、油屋等の町で所有しているものは除きまして、それぞれの文化財には所有者がいるということから、活用については所有者の意向を十分配慮するという必要があります。特に今回ご質問のとおり、小野地区には多くの登録有形文化財が存在しておりますので、それらの物件がそれぞれ連携を図って活用していくということになれば、より効果的な活用方法が何か見つかるかもしれません。このため教育委員会としてまず所有者と協議をしながら、平成 17 年度に文化庁で「登録の日」という日を 10 月 6 日ということで定めておりまして、そのときに全国一斉公開をしましょうというふうに声掛けをいただきます。この全国一斉公開にまずは参加するように、所有者の方にお声がけをして実現できたらいいかなというふうに考えております。なお、今年度から小野宿の町並み保存に向けたふるさと納税を計画しておりまして、

その返礼品として小野宿周辺を見学するサイクルツアーっていうものを検討しております。その見学コースに登録有形文化財を入れ込む予定になっております。これは試行的なことかもしれませんが、このような取り組みを始めて、観光資源として登録有形文化財がどれぐらいの効果があるのか、そういうものについて確認をしていきたいというふうに考えているところです。活用についてやはりちょっと老朽化する部分があったりして、いろいろ不自由な部分が出ている部分あるのかもしれませんけれども、個別のそれぞれの対応よりも、このような実験的なものも通して活用することによって、真にどのような改修が必要か等も含めて活用の方向を探っていきたいというふうに考えております。

○牛 丸 (5 番)

失念しておりました。油屋の仕様については確かに教育委員会の運営でございました。私も訪れました川島の在住の絵本作家さんの原画展大変楽しみました。ありがとうございます。次の質問に移りたいと思います。登録した文化財に対して今後の構想があるかどうかという質問になります。小野宿と同じ宿場町で観光地として成功している例に、南木曾町妻籠宿が挙げられます。妻籠は昭和の経済成長の中、江戸時代の宿場の姿を色濃く残している町並みが見直され、建物としてだけでなく建物を擁する地域を集落保存として、全国に先駆けて観光開発としての集落保存が起こった地区です。妻籠の人たちは町並みを守るために家や土地を売らない、貸さない、壊さないという3原則を作り、生活をしながら江戸時代の町並みという貴重な財産を後世に伝えております。確かに小野には古い町並みを起想させる物件が多く残されています。登録有形文化財としての登録数も増えましたが、登録数を増やすだけが目的なのでしょうか。その先に構想があるようでしたらご答弁願います。

○学びの支援課長

今回、国の文化審議会から登録有形文化財に登録するように答申を受けた3件、これは油屋と火の見やぐらになりますけれども、油屋は母屋と門とそれぞれ分かれての答申ですので、3件というふうに数を数えるようになっておりますが、このような3件の含めて町内の登録有形文化財のほとんどは、小野地区に現在所在しております。これは小野地区だけに貴重な文化財が所在するというわけではありませんが、小野宿の町並みを中心として小野地区の歴史、文化的な魅力を引き出し、そこに住む皆さんの誇りとしていただきたいと考えている、それとともに辰野町の魅力を発信するための

重要な地域というふうに考えているからです。いわゆる町並み、文化財的には伝統的建造物群というふうに呼ばれておりますけれども、県内に先ほど議員のおっしゃった妻籠、奈良井そのほかにも、海野、稲荷山、須坂といった地区がそれぞれ歴史的背景を持ちながら、国の重要伝統的建造物群保存地区という制度で選定をされておりました、稲荷山や須坂はここ数年で選定されておまして、現在国の補助金の交付を受けながら修景事業等に着手しようということで始まっております。また妻籠や奈良井についてはご存知のとおり、インバウンドによって多くの観光客が訪れ賑わっているところです。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された場合には、歴史的建造物として指定された建物は取り壊すことができなくなりますし、指定区域内での既存の建物の解体や新築等は難しくなります。また外観の変更や改修にも規制が加えられるようになります。しかし、あらかじめ伝統的建造物群保存地区に関してはやはり保存管理計画等を策定しますので、その策定された計画に基づいて実施する建造物等の景観保全のための事業や外観の修景事業、防災事業などについては、国の補助金の交付を受けることができます。さらに税制面での優遇措置も見込めます。これらの伝統的建造物群はどこでも外観は似たような建物が並んでいるかのように感じてしまいが、それぞれの地区の歴史的、文化的な背景は異なっており、各地地区ともに町並みといった景観だけではなく、その地区特有の歴史的、文化的な背景も来訪者に知ってもらいたいとそういう願いも込められております。小野宿の町並みについても観光客は見学している姿が見られ、小野宿問屋、これ長野県宝ですけどもこれの公開時には、遠く九州の方から見学に来られたという方もいらっしゃいました。文化庁からも素晴らしい建物が残っている場所だというコメントもいただいているとおりで、全国的にも知られた魅力ある素晴らしい地区であります。このことから小野宿界限についても、重要伝統的建造物群保存地区に選定される可能性があるのではないかというふうに考えているところです。伝統的建造物群保存地区に選定されるには、該当する地区に住む皆さんの同意が欠かせません。そのためまずは地域の魅力を発見してもらうきっかけとなるように、歴史的な建造物について順次調査を行い、登録有形文化財への登録を進めています。普段何気なく目にする風景も、例えばよく目にする火の見やぐらでさえ小野宿のランドマークとして、来訪者にとっては魅力的な景観というふうに捉えられております。そこに住む住民が主役となって、子々孫々まで受け継がれるべき大切な宝物として、さらには地域のアイデンティティーを支える材料として、伝統的

建造物群保存地区に選定されることは、重要な意味合いを持つというふうに考えております。将来的には重要伝統的建造物群保存地区という名称を持つ小野宿の魅力を核として、そこに住む人が地域に誇りを思い、合わせて魅力を外に発信し、更なる活力ある地域へと繋がっていったほしいというふうに願っております。その結果として辰野町を代表する観光地となり、辰野町の活性化の一翼を担えればいいのではないかとこのように考えております。このような意味合いも含めながら、これからも地域の皆さん方のご協力を仰ぎながら、登録有形文化財の活用方法などについて調査研究を実施していきたいとそういうふうに考えております。

○牛 丸（5 番）

様々な補助は得られるようですが、やはり伝統的建造物群保存地区制度に登録するのにも、地元住民の理解、協力が不可欠です。町の観光資産と捉え積極的な活用ができるよう、そして町の自慢できる観光地として管理整備する計画をご検討いただけるよう要望し次の質問に移ります。日赤奉仕団についてお尋ねいたします。年度末になると不安な日々が訪れます。常会などの役員決めの季節です。特に日赤奉仕団は団員の選出が困難になっております。人口減少で奉仕団員として稼働可能な人員が減少し、なり手不足を招いています。住民の少ない地区での選出ですと、1 人が何回も就任しなければならない状態です。男性加入も増えているようですが、日赤奉仕団の加入状況の推移についてご答弁願います。

○保健福祉課長

現在、辰野町赤十字奉仕団は 8 分団の体制で活動しており、団員数は平成 25 年度には 305 名であったのに対しまして、令和 6 年度は 254 名と 51 名の減少でございます。この推移から見ましても団員の確保は喫緊の問題となっており、平成 28 年度からは男性団員の加入を可としてまいりました。平成 28 年には 1 名であったのに対し、令和 6 年度は 6 名と徐々にではありますが増加傾向にあります。また、令和元年度には、あり方検討委員会を立ち上げ、団員から寄せられた意見であります救急法大会に参加する精神的負担、またその練習の肉体的負担、消防団との合同規律訓練に対する抵抗感など、奉仕団員のなり手不足の一因となっていると思われることを中心に検討してまいりました。その結果、精神的、肉体的に負担が大きかった各訓練や初出式は消防団と別々に行うこととし、団服のデザインも一新し男性団員にも受け入れやすいものとしてまいりました。さらに今年度からは日本赤十字の活動資金の奉仕団員によ

る臨戸訪問集金を取りやめ、精神的負担の軽減を図っているところでございます。このように改革を進めてきておりまして、令和3年度以降におきましては、団員の減少率は抑えられているものと思っております。

○牛 丸 (5 番)

今の報告で男性団員の推移について1名から6名、現在6名ということで今後男性団員が増えていけばいいのかなというふうに思います。次の質問に移ります。団員選出困難地区についての考えはないでしょうか、おたずねいたします。奉仕団員の選出に苦慮している地区は多いのではないかと思います。近隣市町村では運営や選出の方法も様々なようです。有志手上げ式の選出であったり当町と同じよう地区ごとの選出だったりするようです。主に住民の少ない地区になるかと思いますが、団員選出困難地区に対する町の考えは何かございますでしょうか。ご答弁願います。

○保健福祉課長

現在、日本の人口は減少の一途をたどっており、この辰野町も例外ではございません。さらに辰野町の高齢化率は38%を超え、今後も人口減少と高齢化率の上昇が予想されております。そのような状況の中で現在も地域によっては団員のなり手不足から任期を長くしたり、何度も再任するなど対応してきていただいておりますが、その方々も高齢となり限界がきている分団長など役員経験者が再び団員になる、そんな話を複数からお聞きしております。今後ますます人口が減少する中で、団員の確保の問題は深刻なものとなってきています。ここまで行ってきた改革では、一旦は団員の減少を抑えておりますけれども、この先更なる改革が必要となると考えております。地域によっては高齢化率が町の平均よりも高いところもございますので、現在の8分団制、こういった体制も考える時期が来るのかも知れません。いずれにしましても、更なる改革できる部分があるのかどうか、分団長会等に諮りながら検討をしたいと考えております。

○牛 丸 (5 番)

奉仕団の選出困難は今後も続く問題だと思われます。継続して検討を要望いたし、次の質問に移りたいと思います。消防団の機能別団員についておたずねいたします。令和5年12月の定例会、小野区藤沢で起こった火災に際しての一般質問で、機能別団員について触れましたが、各分団で団員の確保が難しい中、今後のあり方を見直し、検討、研究しているが答えは出ていないとのことでした。6箇月が経過いたしました

が進展はございましたでしょうか。小野区藤沢での火災時には、主に消防団 0B によって構成されている保安部の活躍で延焼を防げましたが、基本団員と比べて公務災害補償など待遇面で大きな違いがあり、役割は大きいと認識しつつも、怪我などした場合などを考慮すると不安のある状態です。機能別団員として認められれば待遇や補償は、基本団員と同じになり安心して活躍していただけるものではないかと思います。そこで質問です。機能別団員の加入方法についてご答弁願います。

○総務課長

お答えいたします。機能別団員とは災害時やまた特定の活動のみに参加が可能な方を、その役割に限定して従事していただく消防団員として任命する制度であります。消防団の活動は大変多岐にわたります。そうした中で各分団、団員不足、団員確保に苦慮しているところでありますので、そういった部分の中では大変有効な制度であるかなと思います。ただし進展というご質問の内容もありましたので触れさせていただきますが、なかなか実際に機能別団員ということで登録いただけてる方はいない状況であります。そうした中で、まずは PR が必要なのかなと思います。機能別団員として加入したい場合は、地元の分団長などの幹部やまたお知り合いの消防団員に相談していただければ、手続きについてご案内をいたします。また知っている消防団員、また幹部の方がいないといったケースもあると思います。そうした場合には、消防団本部が置かれております総務課危機管理係の方にお問い合わせいただければ、ご案内できますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○牛 丸 (5 番)

今のご答弁で機能別団員については分団長に相談のうえ手続きを取れば、加入できるという認識でありありがとうございます。次の質問に移ります。今、お話のあった機能別団員ですが、可搬ポンプを使用できないかという内容の質問です。有事の際に仕事などで基本団員が駆けつけることが難しいときに、地元の稼働可能な機能別団員が可搬ポンプを使って、初期消火を実施できないかと小野区の消防団から質問されました。機能別団員を加入させることができることを先の答弁で伺いましたが、加入した機能別団員は可搬ポンプを使用できるのかどうかご答弁願います。

○総務課長

お答えいたします。機能別団員といえど消防団員の一員でありますので、操作方法をしっかりと覚えていただければ操作することは可能です。機能別団員は能力や事情に

応じて、その特定の任務を担っていただく役割となっておりますので、操作できる方また関心のある方についてはぜひ覚えていただいて、使用して活動していただきたいなと考えているところであります。機能別団員につきましては、今回ご質問をいただいた可搬ポンプの操作のほかに、例えば消防ラッパ隊への参加ですとか、道路交通法の改正で今、消防ポンプ車の運転については準中型免許といったものが必要です。ですので、そういったポンプ車の運転また機関の点検、それから日頃の広報啓発活動など、経験のある方が活躍できる場面はたくさんあると思います。また最近一度退団をした消防団の OB の方から、もう一度消防団員として活動したいといったありがたい声もお聞きすることもございます。少しでも関心を持っていただいた方には気軽に地元の分団や、また総務課の危機管理係の方に相談をしていただきたいと思います。以上です。

○牛 丸 (5 番)

入団時に決めた特定の活動、役割に可搬ポンプの運用などを定めて、機能別団員を入団させればよいとの認識を得ました。団員の確保が難しい現状で、機能別団員の加入は、当町の防災能力を高めることになるのは間違いございません。小野区には 120 人の保安部員がおり、加入についてはまたご指導いただけるよう要望いたします。奇しくも 6 月 16 日朝 8 時より、小野病院跡地にて消防団第 1 分団と保安部の合同訓練を開催いたします。機能別団員の加入を想定した内容にできればと思います。私の質問はこれで以上です。一般質問を終了させていただきます。

○議 長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 13 番、津谷彰議員。

【質問順位 2 番 議席 13 番 津谷 彰 議員】

○津 谷 (13 番)

それでは通告に従いまして、本日は 4 件の質問をしてまいります。初めに、辰野町 DX の推進戦略の進捗について質問をしてまいります。同様の趣旨の質問を昨年 6 月にもしておりますが、あれから 1 年たっておりますので改めてここで質問をさせていただきます。辰野町において DX の推進のスタートは、令和 4 年、DX プロジェクトが取り組みの開始かなと認識をしております。その中で昨年の 4 月に辰野町の DX 推進戦略またそれに合わせた付随をしたアクションプランが設置をされております。その中で様々、細かなことも対応しているわけですが、その中で多様化する住

民ニーズにどのように捉えていくのか、また町行政の中で業務がどのように効率化されているのか、そんな中で DX の推進というのは非常に期待をしているものでございます。まずはその令和 5 年度、どのような実績を積みまれているのかお伺いします。

○町 長

はい。それでは津谷議員の現在の進捗状況についてご説明申し上げます。辰野町では令和 5 年 4 月 1 日付で辰野町 DX 推進戦略を策定し、住民ニーズの多様化に「ワンストップ、またフローで効果的に対応する」を合言葉に 1. 行かない 2. 書かない 3. 待たない 4. 迷わない、行政サービスを目指し DX 推進に取り組んできました。令和 5 年度における DX 推進施策の主なものとしましては、行政手続きのオンライン化を実施しました。国が定める特に利便性の向上に資する 27 の手続きについて、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで電子申請ができるようになっております。また子育て支援に係る保育園・学童の出席管理や保護者との連絡・お知らせ等をオンライン化したシステムの導入運用、またマイナンバーカードを用いたらくらく窓口証明書交付サービスを住民税務課の窓口を導入しまして、申請書を書かずに証明書を取得できるサービスを開始いたしました。そのほか高齢者向けスマホ教室の開催ですとか町公式 LINE の普及を進めているところでございます。

○津 谷（13 番）

はい。ただいまワンストップ・フローということで、町民サービスの向上のために進まれてきたということで、27 の行政のオンライン化また子育て支援に対しまして「コドモン」ですかね、「コドモン」の導入があったと思います。これは非常に大きな前進かなと捉えておりますが、どんなに前進をして素晴らしい取り組みをする中でも、必ず課題というものがあると思うんですね。その課題をいかに吸い上げてこれをブラッシュアップして、より良いサービスの向上につなげていくかというものは非常に大きなことだと思います。そこでですね次の質問に入りますが、先ほど町長からご答弁がございました取り組みの中で、そこから見えた課題またそれに対する対策は何かあるのでしょうか。

○DX 推進担当課長

はい。お答えします。辰野町 DX 推進戦略における目指す姿として、住民ニーズの多様化に「ワンストップ・フロー」で効果的に対応するを合言葉に推進をしてきまし

た。紙に代わる電子申請については対応を進めておりますが、町の手続きの中には手数料が発生するってというような手続きもあります。現在このような手続きについては、電子化の対応ができず窓口での対応が必要となっております。また、これらを解決するためには電子決済サービスのような新たなサービスの導入も検討しなければならないということもあります。現在の業務をそのまま電子化にするといったことだけでは、一部では業務の増加を招いてしまうということもあり、実施をためらってしまうこともありますので、業務手順そのものを見直すことを含め検討していかなければならないと感じております。今後もより一層の住民サービスの向上をするためには特定の部署だけではなく、すべての部署がいかに住民の方の負担を減らせるかを考え、辰野町の DX を推進していくという体制づくりも重要と考えます。

○津 谷（13 番）

ぜひ、全庁横断的な取り組みで、より一層のこの課題解決に向けて行っていただきたいと思います。先ほど令和 5 年度の取り組みをお伺いしましたが、令和 5 年度というのは、今年度以降に向けての前準備の段階だったのかなと私は捉えておりますので、まずはこの令和 6 年度これからですけども、具体的な取り組み何かありましたら伺いたいと思います。

○DX 推進担当課長

はい。今年度の具体的な取り組みといたしましては、国の自治体 DX 推進計画で示され、辰野町 DX 推進戦略の第 2 版にも追記しました、自治体フロントヤード改革に重点を置き取り組んでまいります。自治体フロントヤード改革とは、住民の方と行政との接点となる場所、いわゆるフロントヤードとなる部分の改革を進めていくことを目指しております。今までの自治体 DX の主流であった庁内業務の DX など業務の効率化とは別物であり、住民ファーストと呼ばれる住民に視点を向けたサービスの向上、住民の負担を軽減するということを進めていきます。具体的なフロントヤード改革としましては、証明書のオンライン発行手続き、現在窓口やコンビニで発行している各種証明書をオンラインから申請をしていただき、その場でオンライン決済を行い、証明書は自宅に郵送で届けるといった仕組みを構築できないかということで、今年度は進めてまいります。また総合窓口において証明書発行手数料等の収納に複数の決済方法に対応できるキャッシュレス端末を設置し、キャッシュレス決済の拡充を進め、住民の利便性の向上を図ります。それからこの議場におきましても国のデジタル田園都

市構想の交付金を活用いたしまして、老朽化しております音響システムからほたるチャンネル等で行っております映像の機器の関係ですが、こちらの方を一新しようと計画しております。新システムでは YouTube と、それから現在、庁舎内にありますテレビこちらの方で議会を生中継することが可能になります。同時に録画用の放送データも作成されますので、YouTube での録画配信でありますとかも対応できます。それからほたるチャンネルは従来どおり録画での放送となりますが、録画スタッフが必要がなくなり、編集作業も大幅に簡素化でき職員の負担軽減がされます。この事業により多くの住民の方が議会の傍聴等をできるようになろうかと思えます。このほか役場全体で取り組みをしていく必要があるため、各課から DX 推進リーダーを選任しまして、現在この DX リーダーがそれぞれの課の業務における、住民の負担軽減に繋がる業務の洗い出し作業を行っております。辰野町の DX 推進戦略の目指す姿にもありますように、住民の多様化にワンストップ・フローで効果的に対応する、すなわち行かない、書かない、待たない、迷わない、この4つを実現するために、デジタルやアナログそれから対面・非対面を適切に組み合わせ、紙でなくデータによる対応を前提としながら業務を改革し、住民サービスの向上と行政の事務効率向上が両立できるよう辰野町の DX を推進してまいります。

○津 谷（13 番）

先ほど私、全庁を超えて横断的な DX ということになりましたけど、今、ただいま課長の答弁の方から各課より DX のリーダーを推進して、そういうチームを作るということで、非常に全体の取り組みが進んできたのかなあと感じておりますが、ただ私も1年前にも申しましたが、書かない窓口、行かない窓口のここで拡充するためにはですね、情報格差をなくさなければいけないと思うんですね。情報格差というのはインターネットまたパソコンやスマホなどで情報通信システムを使える人、また使えない人に差が生じてしまう、いわゆるデジタルデバイド問題でございますけども、この対策もしっかりしていかなければ、どんなに素晴らしいサービス、DX をやってきても、これは活用する市民が「私聞いてないよ知らないよ、使い方わからないよ」っていうことであれば、これは本末転倒なのかなと思うんですね。その周知っていうのは、これもしかしたら DX じゃなくて紙が必要になってくるかもしれません。ですのでそこは上手にやっていただきたいわけでございますけども、例えば、昨年も行われておりました高齢者のスマホ教室を出張型にするだとか、DX に特化した相談窓口をつ

くる、またもっと突き抜けたことを言いますと独居高齢者、また障がい者の方へですね、行政サービスのすべてがこのインストールされているスマホを貸与するとか、これ極端な例ですけどもそんなような形でもっともっと積極的に、DX を推進していかなければもったいないなと思っております。また国の補助をいただきまして、この議場もいよいよオンライン化されていくということで、しっかりと私たちもこれは議会と町も歩調を合わせていかないといけないのかなと思っております。それはとても期待をしているところでございますけども、ぜひより町民の方にとって何がいいのかっていうところを考えていただきながら、今後 DX を進めていっていただきたいなと感じております。それでは次の質問に入ります。乳幼児健診の実施時間についてでございます。辰野町は子育て応援課ということを新設をして、一生懸命に子どもまた親御さんに対して寄り添った支援をしていくという、本当に心強い姿勢が見られるわけでございます。本当に伴走型の支援をですね辰野町は拡充をしているなあと感じている中でございますが、様々、子育て世代の方々からお話をする中で、「この乳幼児健診これ午前中にできないの」という話がございました。核心に行く前にですねまず現在の乳幼児健診の現状、また問題点があればお聞かせを願いたいわけですけども、お医者さんが問診をする、国で決められているのは1歳6箇月と3歳児健診2つなんです。ただ辰野町の場合はそれ以上のものがあるということで、いろんな事情がある中でより細かな健診をしていただいているなというのは、認識をしているわけでございますけども、いろんな声があるということを受けとめていただきながら、まずはこの健診の現在の問題点をお聞かせください。

○子育て応援課長

それではただいまの質問にお答えいたします。町で実施している乳幼児健診、育児相談も含めまして申し上げますと、2 から 3 箇月児育児相談、9 箇月児育児相談、4 から 5 箇月児の健診、1 歳児健診、1 歳 6 箇月児健診、2 歳児歯科健診、3 歳児健診がでございます。健診の目的は、お子さんが健康に健やかに成長しているか、発育栄養状態や精神・運動発達、疾病の有無、予防接種の時期や種類の確認など、子どもの月齢に合わせた項目を定期的にチェックし、適切な対応を行い必要な支援に繋げていく役割がでございます。また、保護者にとっては普段気になっていることや困っていることなどを、小児科医や保健師、栄養士、心理師などに相談することで、保護者の不安を緩和し、精神的な支えにもなる大切な機会になっております。それぞれの健診では問

診票の内容をもとに、保健師がお子さんの様子を観察し、保護者から困っていることや心配事がないかも確認します。必要に応じて保健師が継続的なフォローを開始する場合もございます。町では、乳幼児健診以外にも様々な母子保健事業を行っております。お子さんや保護者にとって必要な支援を継続的に行うための体制を整えています。問題としては、生まれた月齢によって健診の日程が組まれているため、その月の出生数によって健診を受ける人数が変動します。出生数が減少傾向にありますので、適正なスタッフの数で効率よく実施できるよう、実施方法を見直していくことも必要になってきていると感じております。議員がおっしゃいます要望の多い午前中の健診の実施につきましては、歯科医師や特にですね小児特有の相談等に対応が可能な医師の確保が難しいところが問題だと思っております。以上です。

○津 谷（13 番）

私がこの問題を取り上げるきっかけとなったのは、過日行われました若者のタウンミーティングの中で、まさには今、乳幼児を育てている親御さんからのお話でございます。そこでこれをですねより具体的なデータにするために、私は SNS を使いまして子育て、今まさに乳幼児を子育てをしている親御さん、また過去に乳幼児を育てた経験のある親御さん含めて、町内外にオンラインでアンケートを取らせていただきました。これこの結果なんですけども、どうして町外も取ったかといいますと、町内だけではなくて、町以外でも同じような傾向の需要があるということを示していきたいために町内外で取ったわけでございます。町外は 39 名、現在アンケートをいただきました。町内では 32 名の方がこのようにアンケートに答えていただきました。この中で様々ご意見がある中で、やはり 9 割方が午前に要望しているということでございます。この細かいのはここでは申し上げませんが、またこのデータは提出をしたいと思っております。そんな中で特にどうして午前中がいいのか、要望しているのかという中で一番多いのは、子どもたち一番まさに重要なお昼寝の時間を奪ってしまう。乳幼児にとってお昼寝の時間というのは非常に大きなことでございます。成長またリズムにとりまして、お昼寝は保育園でも本当にお昼寝をする時間もちょうんととっているわけでございますが、そのリズムを壊している、崩している、言い方悪いですけどもわけでございますね。その生活リズムを崩すことによって夜、夜までまた場合によっては次の日の朝まで、そのリズムがなかなか改善されていかなくなる可能性も出てくるわけでございます。ちょっと 2、3 いくつかこの中で自由記載のことを説

明をいたしますと、健診時間がお昼寝の時間に重なる。お昼寝の時間は大切。これ先ほど私が言いました。またお昼寝をしていない多くの子どもたちは不機嫌であると。ですからこの健診のときにちゃんとしたパフォーマンスがとれていない可能性もあるわけですね。保育園に行ってる子の場合、親は午前中にお休みを取れば、健診が終わり次第、仕事や家事をすることができると。また人数が多く待ち時間がとても長い、子どもと親の負担を減らすためにも、開始時間やオペレーションの改善を配慮いただけるとありがたい。そのような中でいろいろ様々なニーズが出てきてまいります。先ほど課長の答弁の中でそろそろ新たなことを検討していかなければいけないと、人数が少なくなってきましたので、今までの例えば集団検診型じゃなくて本当にこれから対象となる人口が減ってきますから、逆に個別健診も視野に入れながらまた場合によってはこれもっと極端な言い方しますと、第一診療所や川島診療所を使いながら平日を使っていく、午前中を使っていくっていう方法もあるかもしれません。いろいろな検討をしていただきたいですね。医師の確保ができないからできませんっていうことだけでは、これやっぱり子育て今まさに子育てをしている親御さんたちからしてみると、そんなことはわかっているわけなんです。でもあえてこういう声が出て来るっていうことは、これ非常に大切なことだと私は思うんですね。これはぜひ子育て応援をしっかりとやっていく、取り組んでいく辰野町の姿勢として、子育て支援の真最中のお父さんお母さんの声をしっかりと受け止めてほしい、そんな中でまた新たなアンケート内容としまして、例えば父親が来れる雰囲気づくりが良いと、夫婦揃って参加できる環境を作ってほしい。また、土日の実施も考えてほしい、様々な課題もあるかと思いますが、そのような声もある中でこの若者子育て世代のニーズを町長はどのように捉えているのか、お伺いします。

○町 長

はい。津谷議員の方からいただきましたアンケート結果を見ますと、本当に健診につきましては午前中にしてほしいという非常に多くの要望があることがわかりました。要望については大事に考えなければなりませんが、先ほどの答弁にもありましており、お医者さんの力を借りるためには、各医療機関の外来診療に影響が出てはいけないので、現在の状況から時間の変更は難しいと考えております。必ずしもお答えできない要望もございしますが、子育て世代の最優先の関心事は、子どもの安全と健康と考えますので、町では、安全な環境や健康管理に関する情報と、必要なサポートを

提供することで子どもの成長を支えていきたいと思っております。今後も具体的な要望やニーズの把握に努めまして、子育て世代のニーズに合った情報やサービスの提供を行ってまいりたいと考えております。

○津 谷（13 番）

はい。今、このなかなかこの実施は難しいというご答弁をいただきました。私もそこはあえて捉えているわけでございますけども、ぜひこれからの検討材料の1つとして、テーブルの上に置いていただければありがたい。また先ほど申し上げましたお父さんも参加できる、子育てに参加していただく中で、とても大事な場でございますから、そういう環境の場、またお父さん世代たちが集まってコミュニケーション取れる場も大事なかなと思いますので、今後これからもこのような場を作っていただく環境を設定していただく、これは強く要望していきたいと思います。それでは3番目でございますが、自治組織に課せられる募金についてでございます。冒頭申し上げておきますけども、私はこの募金がいけないとか反対をしているということではまずございません。募金によって地域福祉の向上また緑化活動ですかね、それぞれが進んでいくということはこれは大変大事なことでございます。ただ私がここに取り上げるのは募金のあり方について、ちょっと問題提起をしていきたいと思います。これについてはちょっとタブーな部分もあるかもしれませんが、いろいろな区の中で実際にはこれ問題視されている部分もありますので、あえて声に出していきます。現在常会や区などに何色な羽とかあるんですけども、ここであえて羽の色は言いませんけど、あるわけですね募金がね。その中で区や常会によっては一人ひとり班長さんなりが各個別訪問をしながら募金を募る。これが本来募金の募り方かもしれませんが、なかなか高齢化もあったり役員のなり手不足もある中で、例えば常会費から一括をして、天引きしましょうという区も少なくはないと思うんですね。ただ私がこれ何を言いたいかというと、常会費などからの自動集金とかこれ事実上の強制になるわけです。静かなる強制とも言いますけども、これそもそも意思確認なしの募金っていうのは自治会費から支出であってもこれ違法なんですよね。会費を支払っている全員の同意が必要で、例えば総会でこれを図って皆さんよろしいですかっていう中で、過半数が例えばじゃあ賛成ですとなったときに、その過半数以外のマイノリティの人たちが手を挙げられずに決まってしまったと、これが違法なわけです。例えばそこの総会に出れなかった人に対しても後から行って、これこれこうなんだけどどうですかっていう問題を提起

して賛成ならばいいんですけど、そういう方々も含めて一括して常会費から抜かれると、これは違法になってくるわけでございます。事実、長野県の中にも何点かありますけども、全国的にこの裁判が行われているわけで、これはいずれも敗訴されているわけでございます。それを思想また信条の自由の侵害、これ憲法 19 条また民法 90 条の公序良俗に反するという判決を理由でございます。そんな中で、本当に現場というか、区の中でお金を集めるっていうのは本当大変なことだと思うんですね。1 日何回も行かなきゃいけない。もしくは行ったときに何か嫌味を言われて暴言を吐かれて頭を下げて、下げてその人のせいじゃないんだけどそれでお金を集めなきゃいけない。そんな中でやっぱり今、いろいろな見直しがされてきているのは事実なんですけど、こんな中で区や常会などにこの自動集金にするところが実際あるんですけども、その課題に対して町の認識というのは、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。各区や各地域におきまして自治会運営といった分野でありますので、様々な方法がとられているかと思えますけれども、議員ご指摘のとおり役員等の負担軽減のため、区費や町内会費などと合わせまして、一定の額を一律に集金しているといった事例が複数あることは承知をしています。議員おっしゃるとおりに募金などは、本来その趣旨・目的などを説明をし十分理解いただいた上で、賛同いただいた方から集めさせていただくといったことが理想だとは思いますが、こういった自動集金の場合ですと、基本的には例えば総会ですとか、役員会などで決められたルールに従ってやられてるのかなと思いますので、それぞれの事情に合わせた工夫策としては、こうした方法もやむを得ないのかなと理解しているところであります。なお、議員からもお話がありましたとおり、基本的には他市町村の例ということになるかと思えますけれども、例えば、集金内容を一覧にして、それぞれ選択をしていただく方法や、また、これは役員の方の、かなり手間になってはしまうんですが、そういった中であらかじめその意向を他の方、また近所の方に知られたくないっていう方もいらっしゃると思いますので、一旦集金をさせていただいた後に一定期間だとか一定のルールがあるかと思いますが、返金をしている例といったものもあると伺っています。こういった形をとれば完全ではないんですが、ご本人そのご家庭の一定の意思の反映ができるものだと思いますので、そんなところも情報共有してまいりたいと考えているところです。以上です。

○津 谷（13 番）

ただいま課長からもありましたけども、事実一度まとめて集めておいて、その後新たにその意向されてる方に返金をしているというのは全国自治体の中でもあるようだと思います。ただやっぱり自治組織の実情がそれぞれありますから、統一した解決方法というのはないとは思うんですね。しかし少子高齢化に苦しむ中で、やっぱり地方を中心に募金の限界が今、見え隠れをしているということでございますから、このあり方というのは本当にこれからも検討が必要なのかなと思っております。その中で例えば多様な募金の方法を開拓していく、例えばインターネット募金、またキャッシュレス募金も含めた何か、なかなか解決の糸口っていうのはありませんけども、これに向けての今後の検討はもしありましたらお聞かせください。

○総務課長

ただいま議員からキャッシュレス募金というようにお話をいただきました。基本的には、町の方から各区にお願いしているような募金については、それぞれの関係団体からの依頼で行っているものでありますので、町として納入方法、募金集金方法を変更するとか、そういった部分を求めるというのは難しいところではありますけれども、現状を見ますとスマホなどで、いつでもどこでも簡単にできるキャッシュレス化といった部分はだいぶ進んできております。こうした部分は更に拡大をしていくと思いますけれども、一方で、例えば店頭などで行っているようなそういった募金については、このキャッシュレス化で要はおつりがなくなりますので、総額が減ってしまうといった現象もあるようではありますが、地域にとっては負担軽減に繋がる動きだと思っておりますので、町からこう働きかけっていうのは難しいですけども、広がりを期待してまいりたいと思います。以上です。

○津 谷（13 番）

なかなか町から発信するのは難しいと思います。ただいろんな方法があるということとは、逆に町からその各区に区長会や何かで実情を聞きながら提案していくのもありなのかなと思っております。それでは最後の質問、辰野町版ラーケーション制度の導入について質問してまいります。ラーケーションまた例によってわからないカタカナを出してきたとおっしゃる方もいると思います。ただこれがないと私ではありませんので今回も出しました。ラーケーション、ラーニングですね学習、そしてバケーション休暇これを合わせた造語でございます。それでラーケーションとなっているわけで

ございます。これは昨年9月に名古屋市を除いた愛知県の市町村の14市町村からスタートしております。内容を簡単に説明いたしますと、保護者や家族と一緒に校外、これは家の中でもいいんですよ。家庭また、外、地域ですね、学習を行うために、保護者などの休暇に合わせて年に3日まで取得できるものでございます。このラーケーションの日としてこの3日間は、学校に登校しなくても欠席とはなりません。この取得については家族で十分に話し合っただけで計画を立てる、どんな学習するのか、何を見に行くのか、これは事前に保護者が学校に届けることで取得をするわけでございます。基本的にはこの出されたものは審査しません。これは駄目ですということはないわけでございますが、今このように愛知県で進めております。大分県の別府市の方でも最近に進んできているということでございます。この旅行に行ったら何か体験をしてもいいし家で活動してもいい、そんな趣旨を理解した上で、その日を家族で自由に計画をして使ってもらえばいい。そんなことがラーケーション、ラーケーションの日ということでございます。このラーケーションなかなか聞き慣れないことで、実は全国的にもこのラーケーションという言葉はまだ20%以下なんですね、知っているっていうことが。なのでこれからの本当にこれからだと思うんですけども、多様な働き方の中で土日がどうしても休めないっていう親御さん、本当に多くなっていると思うんです。そんな中で子どもたちとやっぱり有意義に過ごしたい、貴重な時間を作りたいということで、このラーケーションというのは非常に大きな位置付けになると思います。そこで今現在、教育委員会やまた教育現場において、このラーケーションこれどのような認識、また評価をされているのかお聞かせください。

○教育長

はい。津谷議員の質問にお答えをしたいと思います。私もこのラーケーションという言葉を知ったのはつい最近でしてね、昨年の暮れ頃かなというふうに思います。確かに今議員言われるように去年の9月から愛知県で、それから今年の4月からは茨城県でもね、同意する自治体は導入してもいいよというようになっています。今言われるように平日学校休んで保護者と一緒に校外、自宅でもいいんですけど、様々な活動の計画を自分で立てて学習をするというそういうものでございますね。これ子どもたちにとってもいろんな体験ができるっていうことで、有効な部分だろうなというふうに思っております。一方、これ愛知県の導入のを見ていますとこの背景にはもう1つ、親子でなかなか休みが合わないというね、こんな実態もあったようで子どもた

ちが保護者の休みに合わせて一緒に過ごせるそんな機会も増やしていきたい。さらには保護者の有給休暇の取得も促進させたいこんな思いもあるようでございます。実はこれ長野県内のことですけど、去年の11月に県の教育委員会と県のPTA連合会とが懇談を持ってる中で、このラーケーションについての話題が出たそうです。この中で県教委の担当者ですけど、ラーケーションの導入については先行事例を注視しつつ、導入の効果と影響について研究してまいりたいということで、県教委のこのときの発言では、まだ長野県内の自治体において具体的にこのラーケーションを導入するという動きはないというように答えております。ただ児童生徒はね、保護者とともに過ごす時間が増えるだとか、学校外での体験あるいは探究の学び、活動が増えるということとは好ましいことなのかなというふうに考えております。しかし一方で、この制度を使える家庭と使えない家庭とが出てくるということで、確かに平日で学校休んでも、これ欠席にはならないと登校しなくても良い日ということで、忌引きあるいは出席停止と同じ扱いになっていくわけですけど、この間に学校では活動しているわけですのでその授業の部分をどうカバーをできるのか、あるいはそのときにちょうど学校でも様々な行事、イベントと重なるってこんなこともあるわけですね。そうなったときに、家庭ではカバーそれはできないというこんな課題もあるわけですので、現段階で私自身っていいですか町の教育委員会とすると、一概にこれ評価するっていうのも難しいなというふうに思っております。今後の動向などについても注視していかなければいけないというふうに考えております。

○津 谷（13 番）

はい。ただいま教育長からご答弁ありましたけども、事実このラーケーションをやっていく中で課題ってのは様々なのは承知をしております。例えば学校を休むことによりまして、学習への遅れが懸念をされる。また、経済的事情また保護者の職業によってはこのラーケーションの日を取得することが難しい家庭もある。また教員のこの申請に伴う手続きの負担が増える。また教員自身がこのラーケーションを使えない。様々な課題があるわけでございます。そんな中でなかなか今この教育委員会として評価することはなかなか難しいということでございますけども、これからこのますますニーズが増えていくのかなと思いますので、ぜひこれここで諦めるということではなくて、先ほど教育長おっしゃいました茨城県これは5日間なんですね。どうして私が辰野町版と言ったかという、これは日数や何かもやっぱ辰野町独自作ればいいのか

なと思うんです。例えばもう1日から始めるとか、そっから延長していけばいい。最初から3日、5日っていうふうに考えるんじゃない。だから視点を変えながら少しでも親子がですね、自然に触れ合うだとか一緒に勉強しようよ、美術館行こうよっていう時間を増やして、これも大事なのかなと思っておりますんで、ぜひ評価できないということではあるかもしれませんが、何とかここはこれからニーズが増えてくると思いますので検討していただきたいんですが、この2番の最後の質問ですねニーズ調査の実施と、辰野町版のラーケーション制度を導入する検討を再度質問したいと思いますが、いかがですか。

○教育長

はい。これにつきましてはね私非常に興味を持ってるんですね一方ではね。先ほど注視するという言葉を使いましたけど興味持っております。実は議員も先ほど言われましたけど私も信濃毎日新聞のね、デジタル版の中でこのラーケーションの認知度について調べた中では、ラーケーションという言葉を知っていると、これ言葉を知ってるっていうのと、中身まで意味まで理解しているというのを合わせても今言われるように、2割ぐらいしかないということなんですね。ですが一方ではこの導入を期待をしている。そんな声もあるというふうに聞いております。町内でも町の校長会毎月やってるんですけど、そうするともう平日でも家族旅行で休まれるというそういう事例が、辰野町でもポツポツと出始めてきておりますんでね。それから先日、町内の小中学校の校長先生にこれについて聞いてみました。校長先生も様々な意見を持っておりますので、早速今月の半ばに来週ですけど町の校長会がございます。ここにおいてまず校長先生方の思いだとかラーケーション、それからそういう声が実際に保護者から上がってきているのかそこら辺についても聞いていく、そこから進めていかなければいけないかなそんなふうに思っております。やるならば、3日と今言われるようにね3日とか5日とかそういうふうに限定するんじゃなくて、よりやりやすい、あまり負担のかからない、そういう方法まさに今、辰野版って言葉を使われましたけど、そんなラーケーション制度っていうのを考えていきたいと思います。以上です。

○津 谷（13番）

はい。そこそこ子育てに優しいまちを目指して、完璧じゃなくていいと思うんです。そこそこでいいと思うんです。そこそこいろんなところに目がいつてるね、僕はそれでいいと思うんです。そこそこ以外のところを補うのは親御さんに任せる、それ以外

のそこそこの部分を町が用意する。そんなところで要は親御さんたちと町とまたあるいはよっては我々議会も含めて、三者がしっかりと子育てに真剣に真正面から向き合っていけるそんな町ができたらいいなと思います。以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 11 時 45 分とします。11 時 45 分です。

休憩開始 11 時 28 分

再開時間 11 時 45 分

○議 長

再開いたします。質問順位 3 番、議席 6 番、小澤睦美議員。

【質問順位 3 番 議席 6 番 小澤 睦美 議員】

○小 澤 (6 番)

議長より許可をいただきました 4 項目について質問いたします。最初に町営バス川島線の運行について。共創モデル実証事業導入の考えはないかについて質問いたします。私は昨年 9 月議会において、平成 25 年の運行開始から幾多の変更を行う中で順調に推移しているデマンド型タクシーを、現在町営バスが運行されている関係から、導入されていない小野区、川島区、上島区、唐木沢区、今村区において導入できないかという思いから質問をしました。それは川島線に限ってみた場合、8 月に行われた対象地域の住民座談会の資料からも、乗降者数、乗降区間とも多いのは朝夕に限られて、昼間はほとんど利用者がいないという状況をふまえ、筑北村を参考にして、ここは村営バスですけれど、通勤通学で利用者が多い朝夕の時間帯は引き続き、定時路線バスを運行して他の時間帯をデマンド型に変更したらどうか、そのための実証実験を川島線で行う考えはないかとの質問を行いました。それに対し、まちづくり政策課長からは「定時定路線とデマンド型の運行方式のハイブリッド型というのも 1 つの案というふうに考えられます。川島線の利用者の方のニーズが大きいものが、ドアツードアの方式なのかまたフリーダイヤの方式なのか、その方式によって様々な形態のデマンド交通というものが今考えられます。今後、住民ニーズに最も適した運行方式はどのようなかを選択していきたいというふうに考えております。地域の実情に合った公共交通の実現に向けて研究をしていきたい」との答弁をいただきました。このような経過の中、小野飯沼線においては国の採択がなされた場合、新しい方式共創モデル実証

事業の実証実験が行われるようですが、川島線についても共創モデル実証事業の導入予定はあるのかを含め、今後、川島線についてどのような運行を考えているのかお伺いします。

○町 長

はい。公共交通は生活や社会経済活動を支える社会基盤である一方で、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、その持続可能性の確保が課題となっております。このような状況をふまえて地域の多様な関係者の共創により、地域公共交通の再構築を進め、利便性、生産性、持続可能性を高めることが必要であります。当町では特に高齢者において、買い物や通院の際の利便性の高い交通手段の要望が高まってきていると認識しております。住民アンケートでは、町営バス及びデマンドタクシーを利用していない方で、免許や自家用車を持たない方のうち、6割の方が家族や知人による送迎にて外出しているという結果になりました。家族や知人による送迎に代わる生活移動を便利にできる交通手段に、潜在的な需要があるものと考えております。当町では、令和6年度に共創・Maas 実証プロジェクトにより町営バス飯沼線運行区域で、新たな交通手段の確保に取り組んでまいります。現在、国から本プロジェクトに関する情報提供や、指導をいただきながら多様な関係者と一緒に実証実験に向けた準備を進めているところでございますが、事業の概要や川島線沿線地区における今後の発展性について、担当課長より詳細を説明いたさせます。

○まちづくり政策課長

共創・Maas 実証プロジェクト、このMaasというのは地域住民や旅行者一人ひとりの旅行、行動単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索、予約、決済等をですね一括で行うサービスのことを言うようでございます。この共創・Maas 実証プロジェクトのですね、採択を受けた事業は複数の施策を組み合わせた実証実験となっております。1つは飯沼線の見直し、2つ目はお買い物優待サービス事業の見直し、3つ目はふるさと納税を活用した公共交通の活性化の3項目で構成をされているところでございます。飯沼線においては運行方式の見直しを行うこととしておりますが、そのほかの事業においては、町全域を対象とした公共交通の利用促進策の実証となっているところでございます。町営バス川島線の利用者もですね、この先の2つの先の2、3の施策については、対象とな

った実証実験となっているものであります。昨年度実施いたしました住民座談会では、川島線の利用者の方から商店街で利用できるサービス券の拡充を求める声がございました。こうしたことから住民ニーズに即した実証内容であるというふうに認識をしているところでございます。議員おっしゃるとおり川島線は通勤、通学の利用者が多く、定時定路線のニーズが一定程度あります。今後、川島小学校の統合に合わせ、スクールバス運行に関する検討が今年度から開始される予定であることから、令和6年度につきましては、川島線は現行の運行方式を維持しつつ、先の2つの利用促進策を講じながら、利用者数に影響を研究していきたいというふうに考えているところでございます。実証実験の結果を見る中で、町営バス川島線運行区域に展開すべき施策が運行方式の見直しなのか、また利用促進策の継続による運行の維持なのかそれぞれ研究してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○小 澤（6 番）

今、いろいろの川島小学校の閉校事も含めてということですが、検証いただけるということで非常に喜んでおります。確かに6割以上、先ほど町長の答弁もありましたけど、知人その方たちも高齢化してきていますし、だんだん不便になっていることは確かなことですので、ぜひ住民の皆さんが気楽に買い物とかできるような体制を、作っていただければということ要望しまして次の質問に移りますが、次に川島線の運行路線における道路改良について伺います。川島線は辰野駅前を起点に横川ダム湖口、中谷に通じる路線です。その路線中に唐木沢の集落を通過します。この集落を通過することに対しては、先日行われました議会と地域の人たちとの懇談会、タウンミーティングの際にも高齢なため自分で車を運転できない中、この路線バスは非常にありがたいと言われた運行経路です。ただ、地形的に道幅が狭いところを通行しています。特に集落から川島駅口に通じる道路の一部箇所においては、山側と横川側との間が非常に狭く、少しでも山側が崩落した場合、すぐに数メートル下の横川川に転落し大惨事に繋がりがねません。地元の方も言うておりましたし、先日の区長さんにもお会いしたところ、ぜひ何とかしてほしいとの話をいただいております。大惨事に繋がる前に道の拡幅工事を行うべきだと思いますけれど、どのような検討がされているか伺います。

○建設水道課長

唐木沢地区でございますが、平成16年の災害時に、集落の入口にあります唐木沢

橋が落橋したことにより、集落までの間が通行止めになったことから、現在の運行路線はその迂回路として整備した経過がございます。議員おたずねの唐木沢の運行路線ですが、今すぐ道路拡幅工事が必要な箇所とは考えておりません。ただ、崩落の箇所につきましては、現場確認をしたいと思いますので、具体的な場所について改めて区長さんから教えていただければと思います。以上です。

○小 澤（6 番）

区長から教えていただければということですが、多分言ってるのではないかというふうに区長さんの話からもそのように伺いました。ぜひ大至急でも結構ですし再度その場所を検証していただいて、そこの皆さんが困らないような体制をとっていただければというふうに思います。この路線なんですけれどその箇所を、私も偶然雪が降ったあとだったんですけれど、最終のバスを利用した経験がございます。それで雪が降った後だったもんですから、バスの運転手さんに「来るときとちょっと違うバスですよ」って聞いたところがやっぱり狭いもんですから、許可をいただく中で小さいバスを使ってるってというような話も伺っております。ぜひそのような心配をすることなく、通常もバスの運行でできるような道路改良をしていただければというふうに思います。今の回答につきましてはまた私の方からもこのような回答をいただきましたということで、区長さんにもお伝えしますのでぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。次に２点目の質問に移りますけれど、かやぶきの館及び周辺施設の今後のあり方について質問させていただきます。先日の５月２７日に、昨年８月１０日から今年の５月にかけて６回にわたり開催された、かやぶきの館及び周辺施設の今後のあり方についての、あり方検討委員会の検討報告が町に提出されました。それによりますと、当委員会の検討結果は施設の機能、提供サービス、地域や町民行政の関わり方等の見直しを前提とした存続とし、実施主体は指定管理者制度等の公有民営です。これまでも指定管理者の経営努力により、効率的な管理運営が図られてきましたが、立地その他の理由から、独立採算が厳しい施設でもあることから、これまでの運営実績に基づくコロナ禍を除く、通常期の指定管理料を基本とした一定の予算枠を限度に設定し、民間事業者を対象に公募して管理運営を委ねることが、当面の対応方針として適切であると当委員会は判断しました。その上で賃金水準や物価上昇など社会的変動を加味した範囲で、町議会などの理解を得て公費負担を追加することは、事業継続上やむを得ないものと考えますとし、以上のことから町に対し所管課の産業振興課を中心

に地域づくりや文化交流、福祉など様々な分野の関係課において、地元川島区や関係する町民、農業関係団体等との活発な意見交換を行い、当該施設の今後の活用方法、あり方については引き続き、長期的に検討していくことを要望し、当委員会からの報告としますとの報告でありました。お伺いします。かやぶきの館の過去の年度と比較して、現在の利用状況についてお伺いします。

○産業振興課長

それではお答えいたします。これまでも議員の皆様へご説明はしてまいりましたが、ここ数年はコロナ感染症の影響による外出活動の制限から施設の利用者数や収益については、大幅な減となっております。しかしながら、コロナ感染症の対策が進む中、指定管理者による効率的な運営努力もありまして、例えば入浴者及び日帰り利用者数につきましては、令和3年度以降の実績がコロナ禍前の平成30年度以上に回復をしております。今後にかやぶきの館及び周辺施設の利用状況や実績の数値を検証、そしてまたニーズ等も検証してまいりたいと考えております。以上です。

○小 澤（6 番）

コロナ禍前にまだということの中で、入浴施設または日帰りについては回復しているという報告をいただきました。次にかやぶきの館についてですけど、現在、指定管理が1年延長されていることから、この8月には審査会を、そして12月には議会上程の予定とのことですけど、報告書にいう当該施設の今後の活用方法、あり方については引き続き長期的に検討していくことを要望し、当委員会からの報告としますとの報告と、8月に向けてあと2箇月足らずに迫っているわけですけど、開催される審査会との兼ね合いはどうなるのか、お伺いします。

○産業振興課長

5月27日に、かやぶきの館及び周辺施設の今後のあり方検討会より町に対して報告がされました。報告の内容につきましては、施設の機能や提供するサービス内容の見直しをはじめ、地域や町民、行政の関わり方についての見直しを求められていることから、これらの内容を仕様書に盛り込みまして、今後予定をしております公募を前提とした指定管理者の募集に向けて準備を行ってまいります。なお、議員ご指摘の長期的な検討が求められている点につきましては、地元川島区や関係する町民の皆さん、農業関係団体の皆さんと意見交換を行いながら、指定管理者側と農家や地域住民との繋がりを深め、有機農業推進の取り組みや農地の保全、そういったことを図れる仕組

みづくりを考えてまいります。合わせてかやぶきの館を含めた周辺の施設を町の宝として、町民の皆様に実感していただけるような施設にしていきたいと考えております。以上です。

○小 澤（6 番）

多分、後半の長期的っていうのは8月の終わりにはなかなか具体的には入ってこないと思いますけれど、現在川島地区においても川島小学校の閉校後の検討とか、またR M Oについて検討するような雰囲気になっておりますので、ぜひ有機農業の関係を宣言しているわけですので、それらと合わせながらぜひ農業と本来の目的である、かやぶきの館農業構造改善事業でやった経過がありますので、それとひっくるめながらぜひ町民の皆さん、また地域の発展に繋がるような、仕様書ですかそれを作っていたいて、大勢の方に利用をいただくような仕様書を作って、来年度に向けて準備をいただきたいなというふうに現在は思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。次にかやぶきの館になんですけど、平成10年開館以来26年近く経過しました。当初は町開発公社での運営でしたけれど、その後は指定管理者による運営が続いています。しかし、今後も報告にあるように、民間事業者を対象に公募して管理運営を委ねる方式を続けていくには、指定管理料を加味した上で適切な収益の期待がないと、長期的には指定管理者として応募してくる民間事業者がなくなることも予想されます。そうならないためには、現在より特徴ある施設にすることで、誘客を図ることができるのではないかというふうに考えます。例えば、現在沸かし湯である入浴施設を温泉施設に改造することができないかということです。入浴施設が沸かし湯でなく温泉であったらという声は、地元では以前より言われてきましたし町民の皆さんからも言われてきました。報告書にもあるように、入浴人数、先ほども報告がありましたけれど、入浴人数については宿泊、飲食と比べると、1年を通じて安定しており安定した利用者がいることがうかがえるとされています。この利用者をさらに増やすことが、収益増につながると思いますし、町外、県外にも大きな宣伝効果が期待できます。以前、私が入浴施設を温泉にしたらどうかとの質問をした際、2億円ぐらいかかるという答弁をいただきました。確かに、掘削業者の方の話では、通常掘削にはそのぐらいかかるとのことです。しかし、その前段の温泉が出るかどうかを調査する調査掘削の場合は、500万円前後だとのこと。お伺いします。町の指定管理料負担軽減と指定管理者の収益向上を図り、今後にかやぶきの館の経営安定化に繋げるために、温

泉の調査掘削を行う考えはないか質問いたします。

○産業振興課長

お答えいたします。あり方検討会からの報告書には、かやぶきの館は交通アクセスの悪い立地にある。冬季は積雪があるため集客が難しいと指摘されております。またそういったことから周辺に集客を期待できる観光施設そういったものも乏しいと、そういった報告も受けておりますが、そのような中でも指定管理者の経営努力と工夫により、議員ご指摘のとおり、例えば入浴施設の利用者は通年利用されるお客さんの人数も安定し、評判も良いと聞いております。このような事例からも集客の目玉の一つとして温泉設備の導入効果は期待できると考えられます。一方で平成 11 年に整備されたこの施設の老朽化に伴う更新ですとか、改修が課題とも記されており、計画的な改修を進めたとしても老朽化は着実に進むため、いずれは大規模な改修も必要となってくると考えております。また、燃料をはじめとする物価高が続く現状では当面の施設維持を継続することを前提に、限られた予算をどのように使用するかが大きな課題であると考えております。このような状況から、緊急対応で行っている施設改修への優先度が高いと判断されるため、温泉開発等については当面行うことはできないと考えております。以上です。

○小 澤（6 番）

当面できないっていうのはずっと言われてきたことでありますけれど、今回、入浴施設、先ほども言われたように安定しておりますし、もし温泉施設にした場合には、入湯税っていうものが町に入ってくると思います。それで今回長野県側の宿泊税導入の方向で検討するというような方向を打ち出してます。先ほど課長からは観光施設乏しいという話ですけど、横川峡については蛇石の関係とか、また三級の滝等結構入ってる人が見受けられますし、それに伴ってかやぶきの館を帰りに利用する方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、ぜひそんなに金銭的に大変なことは大変とわかりますけれど、ぜひ安定した経営またもし民間に譲渡するというような場合においても、やっぱり温泉があるかないかについては非常に考慮されるんじゃないかというように思いますんで、長期的な支援を考えていただく中で、ぜひ入浴施設を温泉化ということも考えていただきたいということを要望させていただいて、次の質問に移らせていただきます。スマートインターチェンジ設置についてという質問をさせていただきます。このスマートインターチェンジ設置につきましては、今回久しぶり

に一般質問で取り上げさせていただきました。この一般質問で取り上げるきっかけと
いいますのは、先ほども言いました議会が今、町民の皆さんとタウンミーティングを
やってるわけですが、あるところで町の活性化のためにもスマートインターチェ
ンジが必要ではないかというような声を聞きました。また2年ほど前なんですけれど、
中学生議会の中で、中学生の一般質問でここでは発表されなかったわけですが、
一般質問の検討の際にも中学生の皆さんから挙げられたことがあったものですから、
さらにインターチェンジの設置について質問させていただきます。設置についてです
けれど、国の政策と辰野町との関わりをちょっと振り返ってみますと、地域の活性化、
物流の効率化、災害時の代替路線確保等に寄与することを目的として、国土交通省が
平成16年社会実験を実施し、平成18年度さらに地域生活の充実、地域経済の活性化
を推進するため、スマートインターチェンジ制度実施要綱を定め、スマートインター
チェンジの設置要件や事業化までの手続きが明示され、現在に至っております。した
がって、最初の実施要項ができてから20年近く経過したことになります。この間の
辰野町の取り組み状況を振り返ってみますと、平成21年ごろ、辰野町にもというこ
とで調査研究が始まり、平成25年には長野県の道路建設課、NEXCO松本保全センター、
飯田国道事務所などとの打ち合わせや役場内での検討会、幹事会の開催、調査費の補
正予算化などが進められ、関係地区の竜東地区の区長さん方にも、計画の概要につい
て説明がされました。その後、平成26年8月の4日の議会全員協議会において、業
務委託したコンサルタントによると平成17年の交通センサスに基づき、またNEXCO
の算定基準に基づき、現段階では費用対効果、採算性についてもともにあるとの調査
結果であったとの報告がされています。そしてその後、町として検討した結果、平成
26年12月議会答弁にありますように、道路整備については身近な道路の修繕や地元
の補修等にお金を回して欲しい旨の要望の方が、非常に多いということをふまえ、今
は設置の時期ではないとの結論に達し、今日に至っているということだと思います。
私は過去の一般質問において、スマートインターチェンジ、荒神山ハイウェイオアシ
ス設置導入についてを含め6回、またほかの議員も含めると10回ほどの一般質問が
スマートインターチェンジの導入について行われてきたと思います。しかし、その都
度答弁は重要な幹線道路の整備を優先して行っていくということから、スマートイン
ターチェンジ導入、ハイウェイオアシスの導入設置は今考えていないという答弁でし
た。しかし、スマートインターチェンジ設置につきましては、観光支援、企業集積の

促進、雇用の創出が図られるということから、県内市町村においても設置が進んでいるというふうに聞いております。辰野町も加入しているという 9 つの自治体で構成している、長野県スマートインターチェンジ促進協議会加入の自治体等の整備導入状況についてお伺いします。

○建設水道課長

長野県スマートインターチェンジ促進協議会は 9 団体で構成されております。整備状況ですが、千曲市の姨捨、伊那市の小黒川、駒ヶ根市の駒ヶ岳、飯田市の座光寺、筑北村の筑北の 5 つの自治体では既に供用が開始されております。また、長野市の若穂、岡谷市、諏訪市による諏訪湖スマートインターチェンジの 3 つの自治体では、現在事業が進められているところでございます。以上です。

○小澤（6 番）

今、自治体の中でほとんど最初に計画された自治体が、ほとんど導入に向けて進んでいるということを感じております。このスマートインターチェンジ設置の効果につきましては、インターチェンジが短くなることによりまして、道路の利便性向上・効果に加え、先ほども言いましたけれど物流の効率化、企業集積の促進、雇用の創出、災害時における代替道路としての活用、災害時における迅速な救護活動、観光支援、周辺の一般道の渋滞緩和を図ることができる等、多様な効果が期待できます。特に周辺の一般道、東県道それから伊北インター周辺の道路渋滞緩和に大きな効果が期待できるというふうに思っております。このスマートインターチェンジを住民の声もありますけれど、先ほどできないってというような感じだったんですけど、辰野町も考える時期に来ているのではないかというふうに思いますけれど、そのような考えはないかお伺いします。

○建設水道課長

スマートインターチェンジにつきましては、平成 21 年に基礎調査を実施し、平成 25 年にかけてまして交通量分析、費用対効果、概算事業費等の事業による妥当性について検討してきております。スマートインターチェンジは辰野パーキングからの接続型が最も有効的であります。辰野パーキングエリアは大変地形的に制約があり、県道との距離が短い上に高低差があるため、アクセス道路に多額の費用がかかると試算されております。工事費用につきましては、パークエリアの敷地から料金所となる ETC バーまでは高速道路側の負担となりますが、料金所から県道までのアクセス道路の工

事負担は、町側の負担となってまいります。議員から何度かご質問をいただいておりますが、スマートインターチェンジ設置につきましては、幹線道路に力を入れていくことから、幹線道路の整備や生活道路の補修に優先的に実施していく方針であることから、スマートインターチェンジの設置については今のところ考えておりません。以上です。

○小 澤（6 番）

今までどおりのお答えかなというように思っております。幹線道路の整備っていう中でも、先般といいますかちょっと新聞報道で見たんですけれど、開催されました県道諏訪辰野線整備促進期成同盟会の総会が、先般あったというように新聞報道でありました。その関係でこの県道諏訪辰野線については辰野と諏訪が今までやってきたっていうふうに思ってたんですけれど、今年度から岡谷市が新たに加盟したっていう記事を見させていただきました。その理由としまして、2025 年度の夏開通予定の諏訪湖スマートインターチェンジのアクセス道路が開通することによるもので、総会において加盟したということです。その関係で県道の関係が開通しますと、岡谷市側には新設県道が整備されて、また諏訪市側では有賀峠に繋がる延長 1 キロの新設の県道が計画されているっていうふうに書いてございました。このようにスマートインターチェンジへの導入によりまして周辺道路の整備が行われます。その関係で、道路渋滞の緩和にも、先ほども言いましたけれど繋がるっていうメリットを考えた場合、辰野町もそろそろ真剣に考えるべきではないかというふうに思いますし、また東県道を通じてインターチェンジにありますオリンパスの企業とか、エビデントの企業さんも進出しておりますけれど、相変わらずインターチェンジ周辺は渋滞をするっていう状態を見受けられます。ただ前も質問したときに来ていただいて、辰野町に来て感謝されているというような答えもあったとは思いますが、企業の皆さんにとっては来て、いい環境でやっていくっていうことが至上命題だと思いますし、また町にとっても固定資産税等、また住民税等が入ってきているというふうに考えた場合、ぼつぼつほかの地域がやってるように、インターチェンジの設置を考えるべきではないかというふうに強く思うわけなんですけれど、その点からどのように考えるかもう一度質問をさせていただきます。

○建設水道課長

議員ご指摘のとおり先ほどの諏訪スマートインターチェンジにつきましては、県道

の接続ということで、県が現在工事を実施しております。一部岡谷市と諏訪市の地区になるということで、諏訪市と岡谷市の自治体が加入しておりまして、先日の期成同盟会もありましたけど、かなりやっぱ事業費はのしておりまして、来年1年間伸びていくということでございます。今、現時点ではそういった面からスマートインターチェンジにつきましては検討というところにはなっておりませんので、よろしくお願いします。以上です。

○小 澤（6 番）

先ほども言いましたけれど、町民の皆さんの中にもあったら便利になるしっていうような声も聞いております。ただ幹線道路、幹線道路っていうことで避けてきているとは思いますが、やっぱり町民の皆さんの声を導入しながら、まちの活性化また今移住定住が図られ、非常に言われている中ですので、ぼつぼつ考えてもいいんじゃないかというように思いますので、強く要望させていただいて次の質問に入らせていただきます。次に川島小学校の閉校後の利活用についてお伺いさせていただきます。現在川島小学校においては、川島小学校閉校記念事業実行委員会が設置されまして、10月19日に行われる式典に向けて、閉校記念誌や閉校記念碑の制作などの準備が進められております。実行委員会も既に5回を数える中、話題になるのが川島小学校閉校後の利活用についてであります。この跡利用につきましては、令和5年12月議会一般質問において、今後子どもたちなど地域住民の意見、アイデアを聞きながら令和6年4月を目途に川島区の住民を中心としました検討委員会、これは事務局はまちづくり政策課になりますけれどを設置いたしまして本格的な検討を進める予定であります。検討委員会では、川島小学校の跡利用の具体的な活用方法について、また将来の川島区の活性化に繋がる方向で協議をし、その結果として地域の意見として取りまとめた提案書を町へ提出する方針でありますとの答弁をいただきました。区におきましても、年度が変わり2箇月経過しておりますので体制も整い活動しています。答弁のように、事務局がまちづくり政策課ということですので、検討委員会について取り組み状況をお伺いします。

○まちづくり政策課長

令和5年度に川島区の要請によりまして、川島小学校跡地検討委員会準備委員会を立ち上げまして、跡地利用の検討を行うための準備を話し合っていました。昨年の令和5年の12月議会以降に住民アンケートを実施いたしまして、集計をいたしま

してその結果を川島区へ提供をしているところであります。本年の1月に地元区の意向として、最初に農村型地域運営組織、農村 RMO を川島区内に立ち上げ、農地保全や農業振興、地域活性化に川島小学校跡地の問題も加え、総合的に地元として考えをまとめていきたい旨連絡があり、役場内で共有をしております。また、検討委員会の人は区で行い委員会の下部組織を設置し、それぞれ部会で検討する旨を聞いております。地域の意見としてまとめた跡地利用の提案書は、最終的に川島区の総会を経て、町が受けることとなりますと、農村 RMO の動きに合わせ検討委員会の進め方は区におまかせし、事務局として例えば活用事例の視察に行きたいなどの連絡調整、また印刷物を担うなどの役割を担っていきたいというふうに考えております。以上であります。

○小 澤 (6 番)

そうしますと検討委員会自体を川島区の方で立ち上げる、その上で進めていくという話ですか。

○まちづくり政策課長

町は提案を受ける立場ということでございまして、協議の中で町が主体で立ち回るということは、自由な提案を妨げる可能性もあり疑問があるというふうに考えているところでございます。RMO は運営組織が主体となって動いていくというふうに考えられますので、その中で総合的に考えていくというお考えですので、検討委員会の進め方は地元で考えていただくのが良いのかなというふうに考えているところでございます。町としましては、見守りつつまたお手伝いできる場所はお手伝いしていきたいというふうに考えておりますので、お願いをいたします。以上です。

○小 澤 (6 番)

わかりました。ただ、今の回答は昨年から携わっている区長さんいるんですけど、ちょっと感じ方が異なってるかなというふうに思いましたんで、また町を通じてまた前区長を通じて、相談させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上で、私の質問は終わります。

○議 長

ただ今より昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 30 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始	12 時 28 分
再開時間	13 時 30 分

○議 長

再開します。質問順位 4 番、議席 11 番、本田光陽議員。

【質問順位 4 番 議席 11 番 本田 光陽 議員】

○本 田 (11 番)

通告に従い質問を始めます。まず件名 1 の町長への意見箱の設置についてです。設置方法や場所についてですが、現在は意見箱は役場の玄関入ってすぐの町民ホールに設置されています。ですが、意見箱が設置されているという情報はホームページにも記載がなく、そもそも意見箱の存在を知らない町民が多いというのも現状です。意見箱の設置で得られるメリットとしては、住民からの直接的な情報収集ができ住民が抱える問題や不満、アイデアや提案を知ることができるというものがあり、また町民にとっての意見や要望を直接町に届ける手段を確保するということでもあると考えますが、現在の方法で町民ホールに設置した理由とそのねらいについておたずねします。お願いします。

○町 長

はい。現在の町民ホールに設置した理由につきましては、また後ほど担当課長からお答えいたしますけれど、設置したねらいについて私の方からお答えをいたします。辰野町第 6 次総合計画では、まちの将来像を「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」と定めており、住民の皆さんの暮らしの充実、より良いまちづくりのため、忌憚のないご意見を気軽に町に寄せていただきたいと思っています。いただいたご意見等はすべて私が目を通し、必要に応じて担当課に対応を指示しておりますので、どこに相談したら良いかわからない案件や、各課の窓口に直接伝えにくい内容のものがあれば、このご意見箱を利用して寄せてほしいと考えております。

○総務課長

それでは私の方から、現在の町民ホールに設置をしました理由についてお答えをしたいと思います。ご意見箱ということですので、匿名性が高いことも背景にあると思いますけれども、ご意見箱に入れていただいた投書の中には、残念ながら本来の趣旨とは異なるような内容のものや、一般の住民の方も含めた個人への中傷、それから特定の個人情報を書き込まれたものもかなりありますので、一定の管理が必要です。このため住民の方が来られて町への要望という形でも利用しやすく、かつ一定の管理がしやすい、また入れていただく方もこれは町へ挙げる要望だよと、意見だよっ

ということで意識していただくためにも最適な場所ということで、町民ホールに設置をしているものであります。以上です。

○本 田（11 番）

はい。ありがとうございます。次に設置数について伺います。先ほども述べたとおり、現在の設置数は1つですがその数は今のままで適当かということについて伺います。意見箱と同じように町民の声を届けるというのは、私たち議員の大きな役割の1つとしてありますが、議会として行っている地域のタウンミーティングや4月の若者タウンミーティングでも感じたことは、多くの方がお困りごとや前向きなアイデアなどを持っていても、どこに話したらいいかわからないというふうに感じていることです。そしてその中には議員が直接回答できないものも多く含まれます。私自身も町民の方から意見箱についての相談を受ける中で、そもそもその意見箱の存在があまり知られていないということを知りました。なので例えば子育て支援センターとか、体育施設だとか温泉施設など日常的に多くの町民が利用する町の施設にも設置することで、より多くの意見や要望を拾い上げることができるというふうに考えますが、その数を増やすといったようなことはご検討いただけないでしょうか。

○総務課長

現在のご意見箱の状況については、先ほど答弁させていただいたとおりであります。設置趣旨を十分ご理解いただいた上で、また情報の漏洩を防ぐためにも職員の目が届く現在の設置場所1箇所の運営を基本としてまいりたいと思っています。ただ設置場所がわからない、そもそもご意見箱があることがわからないといったお話があるようでありますので、改めて今、ご指摘のとおりホームページも案内もございませんので、ホームページの方に記事を載せるとともに、広報等で広くPRをしてまいりたいと思います。また議員のお話の中で議会で行っていただいているタウンミーティング、その他の中で様々な困りごとまたアイデアがあるかと思います。これについては町としても最大限それをお聞きするような方法をとってまいりたいと思いますけれども、中には直接町には言いにくいというのがあります。ですのでぜひそうした声は議員一般質問で寄せていただいて、それをお答えしたいなと思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○本 田（11 番）

はい。その意見箱で本来の趣旨とは違う内容であったり、誹謗中傷または個人情報

に関わるようなことがあるということで、そういう公表することで誤解を招く恐れがあるもの以外で構いませんので、過去数年の意見箱の利用件数とその対応例についてお伺いいたします。

○総務課長

お答えいたします。投書をいただいた件数ですが、令和5年度は26件、令和4年度は19件、令和3年度は6件、令和2年度は5件でありました。ご意見をいただきまして、対応させていただいた例としまして、2点ほど挙げさせていただきたいと思います。まずは公共交通の関係ですが、デマンドタクシー予約センターへ電話するんだけど、通話時間が長くなって電話料金の負担がちょっと増えてしまうと心配だと言ったご意見をいただきました。これを受けまして、まちづくり政策課では予約システムを更新しまして、通話時間を短くできるように改善しています。また総務課の関係ですけれども、役場ロータリーにある公衆電話付近に蜂の巣があるよといったことで通報いただきました。早速その日のうちに総務課職員が除去し、未然に事故を防ぐことができました。たくさんこういったありがたいご意見等をいただいておりますので、極力迅速に対応してまいりたいと思います。以上です。

○本 田（11 番）

はい。先ほどその意見箱は一定の管理が必要だというようなご答弁をいただいたんですが、次にホームページ上での意見箱設置についてお伺いします。インターネット上での意見箱の設置であれば、ある程度匿名性も確保することができますし物理的に一定の管理をするという必要もなくなってきます。そして特定の個人・団体誹謗中傷するようなものや個人が特定されてしまうような情報を削除した上で、意見や要望を公表する、そしてそれに対する回答を公表するということで、町の中の困りごとやそこへの対応が見える化することができ、より住み続けたいまちづくりに近づくことができるんじゃないかというふうに考えますが、インターネット上での意見箱の設置についてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○総務課長

お答えいたします。現在インターネットを通じていただける意見箱に代わるものというわけではございませんが、町のホームページにお問い合わせのコーナーを設置しております。ここを使いまして、インターネットを介しまして町に対するご意見またお問い合わせを、メールの形でいただいているところであります。内容についてはお

問い合わせといった形ですので、各課の業務に関するご質問、お問い合わせがほとんどであります。こちらについてはメールや電話番号などこれ任意であります。連絡先を明記していただいた上で、返信を希望されているものにつきましては、担当課の方から返信をさせていただいているところでもあります。このお問い合わせのコーナーですけれども、改めて私確認をしましたが町のホームページの一番下、最下段にありますお問い合わせの表現でありますので、ご意見などを送りたい方については、少し利用しにくいのかな、わかりにくいのかなとも思います。ただ、一方ではインターネットの世界です。世界・全国、誰でもどこでもいつでもどんな目的でもどんな内容でも書き込みができます。物理的なご意見箱以上に本来の趣旨とは異なる、例えば過剰な社会運動や、個人等の攻撃に利用される懸念もございます。またいただいたご意見の内容とか対応状況については、市町村によっては議員ご指摘のとおり、こういった意見をいただいてこんな対応をしていますよってということで公開されてるものもありますけれども、一方では様々な意見を寄せていただく中で、自分の意見は全然回答がない、全然掲載されない、ほかの人の出るみたいな形の不公平感があったりってということも懸念されますので、やはり内容ですとかまた公表できるもの、できないもの、それからそのタイミングにも配慮が必要なのかなと思います。このことから、今後、既に同様なインターネット上でのご意見箱等を設置されているような他市町村の状況なども研究させていただきながら、また、先ほどの対応状況の公表方法についても、引き続き研究をさせていただきたいと思います。

○本 田（11 番）

はい。やっぱりインターネットで便利になった反面、すごいデジタルの世界ってのは怖い面もあるなというふうに思いますし、なかなかそこら辺の整備みたいなものも進んでいるとこと進んでないところがあるんだろうと思います。なんでその辺りの整備を進めていってもらいながら情報をできるだけ中にとどめるのではなく、積極的に住民との間で意見交換ができるような環境を要望して次の質問に移りたいというふうに思います。次に件名 2 の多文化共生についてです。海外にルーツがある方への対応についてお聞きいたします。まず海外にルーツを持つ方にとって暮らしの中で、この町内で何が障害になっているというふうに考えられるか、そしてまた町としてそのような方に対応する中で、感じている現状の課題というものはどのようなものなのかについておたずねします。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。現在、令和6年の6月1日現在なんですけれども、町内在住のですね外国住民の方でございますけれども、20箇国の国からですね452名の方が暮らしておりまして、そのほかにですね日本人配偶者とそのお子さん、帰化した方など、外国にルーツのある方が多数いらっしゃる状況でございます。直近10年ですね、外国籍住民の方は91人増えておりまして、新型コロナウイルス流行時には一時期減少したものの、現在は増加傾向というふうになっている状況でございます。今後も増えていくことが予想されまして、多文化共生の取り組みが必要だというふうに感じております。これはやはりコミュニケーションの中で、言葉が通じなかったりだとかってということがですね、町の中で生活をする中で課題になってるかなというふうに思ってるからでございます。令和4年度から多文化共生をですね、ミッションにする地域おこし協力隊の方が着任をしまして、積極的に推進に取り組んでいてここでございます。取り組みの1つにですね、外国にルーツのある子どものための日本語教室兼学習指導塾「カラフル」をですね立ち上げまして、毎週火曜日と金曜日の午後3時から午後7時まで運営をしまして、子どもたちの支援を行っているところでございます。また、町内のボランティア団体の地球人ネットワークが運営いたします、日本語教室は外国籍の方が登録を行っておりまして、町内に就労している方等を中心に月2回第1、第3土曜日、日曜日にですね開催をしているところでございます。本年度からはですね4月の14日からなんですけれども、全12回のレベル別の日本語教室っていうのも実施しておりまして、日本語教室の中には日本の文化である浴衣だとかですね、書道また生活に必要な内容を知っていただく機会をですね設けておりまして、実際にですね外国人の労働者の方また家族の方がですね、体験をされて日本文化というのを感じていただいているということもあります。5月の26日はですね日曜日ですが、町の職員が講師として防災についての教室を行いまして、6月30日には税金についての教室も予定しております。こうした部分をですねご案内する中で防災についての避難だとかですね、また税金についての納税通知書だとかってのが届いたとき、対応だとかというような理解をですね深めていただく、そういった機会になればなというふうに思ってるところであります。役場においても住民税務課の総合窓口の時間をですね延長している水曜日に合わせて、毎月第1、第3水曜日の午後5時から7時まで外国籍の方向けの無料相談会を設けております。通訳をはじめ仕事やお金、生活に関

する相談を受け解決に繋がるよう各関係課・機関に案内をしているところであります。こうした部分を使っていただいて、やはりコミュニケーションの部分で伝わらなかったり齟齬があったりっていうようなところですね、解消していきたいなというふうに思っているとこであります。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。税金に関することだとか納税通知書に関することだとかありましたが、私自身も海外にいたときに一番難しかったのが、その免許の更新とかビザの更新とか役場関係の書類のことでした。本当に難しいだろうなというふうに思います。また僕自身も海外で逆の立場で向こうのボランティアの方に、公民館のようなところで言語教室を受けたりして、非常に助かったというふうな思いをしたことを覚えてます。なのでそういった「カラフル」であったりとか地球人ネットワークだったり、そうした取り組みをさらに進めていただきたいというふうに要望いたします。そして次に交流の機会と情報発信について伺いたいします。先ほどもあったように言語の壁というような技術的な問題があると、そこへの取り組みを進めておられるということは改めて認識をしました。ですが、やはり日本で暮らしていく上では言語というものの習得に加えて、日本の文化や地域特有の決まりごとなどにも馴染んでいってもらいたいということも、暮らしやすい地域づくりのためには必要なんだろうと思います。例えば広報や回覧板などがそうですが、まずそれを読むためにも言語の壁があります。そしてその言語の壁の向こう側の話になるとは思いますが、海外にルーツがある方々に対して、より積極的に地域と関わってもらい、例えばさっき浴衣だとか書道の話もありましたが、日本の文化に触れてもらいとか、そういったことがいわゆるこの地域の暮らしやすさや活力に繋がっていくというふうに考えますが、そうした交流の機会や情報発信への取り組みについてどのようなものがあるかについてお聞かせください。

○まちづくり政策課長

外国人の方との交流の機会につきましては、地球人ネットワークによるバーベキューだとか、また地域おこし協力隊員の自主企画の「外国籍持ち寄りごはん会」等を開催して、いろいろな国の文化を学び、私たちもですねお互い相互理解を深めるということに取り組んでいるところでございます。こうした各種イベントの情報については日本語教室などを通じて行っておりますが、発信の仕方も1つの課題と捉えております。特に外国人の住民の方の中には、自治会組織に入っていない方も多くて、広報や回覧

がお手元に届かない、あるいは届いても読むことができないといったことが挙げられます。様々な国籍の方がいる中で、すべての言語に対応した情報発信を行うことは難しい状況である中で、発信した情報を外国人の方が理解できるよう、やさしい日本語での情報発信が必要というふうに捉えているところであります。やさしい日本語とは、普段使われている言葉を外国人の方にもわかるように配慮した日本語のことになります。外国人の方は、特に災害時などの特有の日本語に戸惑うことが多いというふうに言われております。避難だとかです、炊き出しなどは、日常会話では使われることも少なく伝わりづらいものとなっています。これをです、避難をです、みんなが逃げるとかです、また炊き出しは温かい食べ物を配ると難しい単語を言い換えることで、相手に伝わりやすいというふうになってまいります。また、外国の方の理解ができるように、日本語教室などに積極的に参加していただく中で、町からの取り組み等を口コミや知り合いに広げていただきたいというふうに考えているところでございます。情報発信のみならず、様々な取り組みは外国人と地域住民の双方の協力と理解が必要不可欠でございますので、引き続き日本語教室の運営やサポートについて協力をしながら交流を深め、多文化共生を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○本 田（11 番）

次に3件目の町職員の働きやすさについての質問項目に移ります。働き方改革という言葉がここ数年で非常によく聞くようになりましたが、その定義としては全国民が活躍できる社会を実現するために働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革ということです。その具体策として残業時間の削減やテレワークの推進などが行われていますが、生産人口の減少やニーズの多様化など、民間、地域でもまた役場の中でも一人ひとりへの負担が大きくなっています。そしてまた全国的には地方公務員の令和4年度ですが、平均残業時間は年149.6時間と民間に比べて働き方改革が進んでいないという現状もありますが、辰野町での働き方改革に関する取り組みはどのようなものがあるかについておたずねいたします。

○総務課長

お答えいたします。町長は毎年度の当初の訓示で「町民憲章や第6次総合計画、まちの将来像の実現には職員がまず動き職員が自ら輝く努力をしなければ、町民や町を

輝かせることはできない」「職員の輝きが町の賑わいをつくり、町民が幸せを実感できるまちづくりに繋がる」と訓示をされてきました。働き方改革としては他市町村で取り組まれているようなテレワークですとか、時差出勤のできる制度については既に整備済みでありますけれども、それに加えて、辰野町では令和4年度よりDX・デジタル化の推進、GX・脱炭素化の推進と併せまして、BX・ブライトトランスフォーメーション、明るい職場づくりの改革を進めております。この取り組みが働き方改革に通じていくものだと考えております。少しご紹介をさせていただきます。初年度につきましては、職員間のコミュニケーション促進と、それから活気ある職場また来庁者の方への温かい接遇を目指しまして「明るい挨拶プロジェクト」に取り組みました。その結果、住民の皆さんからも、窓口が明るくなった、職員の気配りが行き届いているとの声も多数いただきました。若手職員を中心としました「風通る職場づくりプロジェクト」では、職場のやりづらさをまずは共有し、5S活動による職場内の整理整頓で職場環境の改善を進めています。さらに職員が日常の行動の規範としてきました「2000年辰年マニュアル」というのがございます。こちらを今の時代に照らした接遇マナーや会議の進め方等について、見直しとめ直しまして電子データで職員が必要なときに確認できるようにしたほか、昨年度は「業務効率化促進プロジェクト」なども立ち上げております。さらに、まちづくり政策課所管になりますが、若者活躍推進プロジェクト（TYP）と呼んでおりますが、こちらの取り組みで職員自らの発想ではたる祭りへの出店ですとか、バス停の修復等に取り組んでおりまして、地域との関わりを深めたり若者同士の仲間意識を高めているところであります。本年度は取り組み3年目にあたります。業務効率化や会議改革を全職員対象に拡大し、実践を通じて浸透させるべく取り組んでいく予定であります。昨今では、男性職員の育児休暇の取得なども進み、働きやすい労働条件かなり充実してきていると思います。人材育成と併せましてこうした制度の両輪により、引き続き職員が働きやすい環境、働き方改革を進めてまいりたいと思います。以上です。

○本 田（11 番）

はい。今、辰野町で行われている働き方改革についてお聞きしましたが、次に要旨の2と3をまとめて質問させていただきます。この2が事由別離職者数、3が年代別の離職者数、これをまとめて質問させていただきます。2022年のデータですが、これ主に自己都合で都道府県や市町村などの自治体を辞めた職員数は約1万2,500人で、

5年前の1.5倍、10年前との比較では倍以上にもなっているそうです。その中でも若い世代の中途離職が顕著で、2022年に全国の自治体を退職した地方公務員の6割以上が30代以下だったということです。総務省の調査では、21年度に心の不調で1箇月以上の休暇を取得したり、休職したりした地方公務員は全国で3万8,000人以上で、業務量の多さや職場の人間関係などが背景にあると見られていますが、辰野町での事由別離職者数、年代別の離職者数についてお聞かせください。

○総務課長

お答えいたします。一般職についてお答えをしてみたいと思います。令和5年度の退職者は5名でありました。定年退職はありません。自己都合退職が3人、それから60歳以上の方で再任用を満了ということで退職された方がお二人いらっしゃいました。定年につきましては、令和4年度まで60歳でありましたけれども、定年延長によりまして、令和5年度は61歳に引き上げられましたので、該当者がいなかったといったことであります。今後、2年ごとに1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げられていきます。ですので、少なくとも2年に1回は定年退職者がいない年が発生することになります。自己都合の詳細な理由については申し出の義務はございませんので、把握することはできませんから申し上げることはできませんが、推察するに例えば結婚や出産のタイミングの中で今後の人生の部分を少し変えとすとか、ご家族の都合、また中にはキャリアアップをされる方もいらっしゃったのかなと推測しているところであります。続きまして、年代別の離職者数でございます。こちらも一般職についてですが、昨年度の離職者5人の年代別の内訳です。30歳代が1人、50歳代が2人、それから先ほどの再任用満了の方は60歳代ということでお二人です。平成31年から5年間の累計を見ますと、20歳代が2人、30歳代が5人、40歳代が2人、50歳代が3人、60歳以上の定年退職または再任用満了による退職者でいきますと19名ということになります。これ5年間の累計です。若年層につきましては、先ほど申し上げたような結婚や出産のタイミングで退職されたと見受けられますけれども、10年前振り返りますと、平成26年には20歳から40歳の退職者はおりませんでして、50歳代の方がお一人、それから60歳の定年退職の方が6人といった状況でありました。そういった中で大きく離職者、退職者が増えているということではありませんが、若干、定年前の離職者が全国同様に増えつつある傾向にあるのかなとも感じるところであります。辰野町については将来人口減少が見込まれます。そうした中で、職員数を

これ以上増やすことは賢明ではないと思いますけれども、終身雇用が基本というこれまでの考えは確実に変化してきているのかなと思います。採用計画、また募集の方法についても今後見直しが必要ではないかと考えているところでもあります。以上です。

○本 田（11 番）

はい。今、課長からもありましたように終身雇用で一生同じ職場で定年まで働くといったような価値観は、ほとんど下の世代に行くにつれてなくなってきているのかなというふうに思います。それもあって、やはり若い世代での転職だとか人生の何か転機で違う職場に移られるといったこともあるんだとは思いますが、住人のニーズも多様化してると思いますし、そのために生産性を上げていかないといけないであったりとか、あとはまた世代間での労働に対する価値観の違いなど、実情に応じて変えていかないといけない部分も多くあるかとは思いますが、それがなかなか進めるのが難しい現状ももしかしたらあるのかもしれませんが。ただ、この町を支えていただいている職員の方の健康と、それが住民サービスにも直結してくるところだと思いますので、今後も更なる取り組みの推進を期待して次の質問に移らせていただきます。最後の4件目、移住施策についてです。(1)の移住者と地域とのマッチングに関してですが、私自身も移住をしてきて2年前に空き家バンクの制度を利用して物件を購入しました。20代の間に家を買うとはまったく思っていなかったんですが、そういう新しい暮らしを始めるチャレンジしやすい環境というのも田舎暮らしの良さで、僕の周りでもよく聞くのが「もう都会にいるのが疲れた」とか「人多すぎて嫌になった」とか言う友人も結構います。そういう人たちに対しては、今私たちが暮らしているこの辰野町は静かで自然環境が豊かなところや、人とすれ違ったら自然に挨拶するようなそういう関係性が非常に魅力的に映っているようです。そしてコロナ禍以降の生活様式の変化などから、子育て世代の地方移住も増加しています。それはここ辰野町も同じようにそうだというふうに思います。ですが移住に際してどの地域でも同じように、守らなければならない地域特有のルールとか事情もあります。僕自身は結構田舎で生まれ育った方なので、何となく理解はできていたのですが、都市部で生まれ育った人たちに対してはそういった田舎特有の事情というものが、移住のハードルになっているということも確かなようです。地域を大切に思える人が今まで以上に増えていくためにも、移住者と地域のマッチングというものは非常に大切なはじめの一步になるかと思いますが、取り組みを進める中での現状と課題をお伺いいたします。

○まちづくり政策課長

それではお答えをさせていただきます。町へですね移住をしてきていただく中で、空き家バンクの活用については町議さんもお使いになられているというのでおわかりになるかと思いますが、空き家バンクを活用して移住されてくる場合、物件等をですね見ていただいて購入されるについては、不動産屋さんまた関連する空き家バンク登録の不動産屋さんの方で、物件を購入されるときにですね地域の例えば区費だとかということについて、ご説明をしていただくということを通常的にしていただいております。また町の方でもですね、案内する中で地域の様子だとかそういった区費だとか、地域のしきたりというものはわかる範囲のものについてはですね、ご説明をしているところであります。空き家バンクのほかにですね、町では様々な移住体験施設というのを用意しているんですけれども、その中でですね長期で滞在をする赤羽荒神山の家というのがありまして、これは6箇月から1年間という期間なんですけれども、実際に町に滞在してもらって様子を感じてもらおうというものですが、これは利用がですね決定次第に、建物があります赤羽区ですね区長さんまた役員さんにですね、お繋ぎをしましてということもしている状況であります。そうした中で町の暮らしというものを感じていただければなというふうに思っております。またゲストハウスを使ったお試し滞在事業というのもやっております、こちらホストである宿主さんがですね、生活レベルでの地域の話っていうのをしていただけるということになってます。移住希望者がですね、実際に数日間ですけれども町に滞在する中で、ゲストハウスの家主さんと話をする中で、病院だとか買い物する場所などのお話だとか、町のスケール感だとかっていうものを感じていただく中で、町への移住ですね考えてもらおうといういい機会かなと思っております。またそうやってお試し滞在で来ていただくと、今度知ってる方が今度辰野町にできるということもありまして、そういった安心材料にもですね、なっていくのかなというふうに思っております。空き家バンクとかですね町の移住施策を使っていただく中で、町へ移住していただく場合はですね、そういったところでお料理で町の生活なりというのは伝わりますけれども、中にはですね空き家バンクを使わずに土地を買って移住されてくるという方も、もう多数いらっしゃるんですけれどもそちらについてはですね、町の方で今のところ具体的な対策というものはないですけれども、様々なですねそういった皆さんに対しての情報発信などというものが、できるようなものをしていきたいなというふうに思っております。役場のです

ね住民総合窓口の方へ来ると、自治組織紹介シートっていうのがあります。それは17区でですねの中での必要なですね経費の問題、これは区費ですよ、それから、またご承知おきいただきたいことということで、例えばどんな井ざらいがあったりだとか運動会ありますよとかっていうようなことが書かれたシートがありまして、これ総合窓口の方で来られた住民の方にお配りをしているということでもありますので、またそうした部分もですね、活用する中で町の方へ馴染んでいっていただくといいですか、理解を深めていっていただければなというふうに思っているところであります。以上です。

○本 田（11 番）

はい。今、ゲストハウスに滞在したりそこで町の人とつながったりして情報収集をしたりしながら、この町への移住を検討するというようなこともアイデアとしてあるというふうなことをお伺いしましたが、僕自身も完全に移住する前に関係人口みたいな形で茅野市に住んでいたときに、辰野町に週に一遍ほど来てたんですけども、なかなかやっぱり住んでみてわかるっていうことの方が、ほとんどなんじゃないかなってのが僕個人の実感としてはありまして、先ほど津谷議員からもありましたが募金のことですか、そういったことも含めて住みながら僕も初めて経験しているっていうふうな感じです。そういった地域ごとにそれぞれ異なったルールとか条件とかっていうのはあると思うんですが、それを知らずに新住民が入ってくるというのと、それを知った上で入ってくるっていうのは、それはまた違いがあると思います。そういった人と地域とのミスマッチみたいなものが生まれてしまうと、あまり良くないのかなというふうに思ってます、それをある程度先の段階で情報を出しておく、そのミスマッチを防ぐ可能性も上がると思いますので、そういった点においては早め早めから何かよりリアルな情報を出していくということも、有効なんではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

町へ移住していただく中で様々な疑問だとか、悩みだとかっていうのは出てくるかなと思います。多様な場合がありますのでなかなか一概にですね、1つにまとめてっていうことはできてはいないところなんですけども、町ですね辰野暮らし相談所ですね作成しました「会える面（ずら）」というですねこういった冊子がございます。これはですね町にですねお越しいただく中で移住を考える中でですね、実際に町で会える方とですね町民の方が実際に会えることを仲介するというかですね、そういった

冊子になっておりまして、会えるパンフレットというものになってます。銀座 NAGANO だとかですね都内のそれからふるさと支援回帰センター、また移住交流ガーデンとかでですね置いてありまして、また町で行う様々なセミナーでこういったパンフレットをお配りしているということになってます。袋とじに元々なっているんですけども、実際にさっと見て置かれちゃうので、袋とじを自分で開けないとですね中身は見れないというような工夫もしてありまして、皆さんお持ち帰りいただいてですね見ていただくということです。この中にゲストハウスをされていたりだとか、また実際に移住された方というのがありまして、移住を考えている場合はですねこの冊子で見たということのをきっかけに、掲載されてる方のところへですね実際にお伺いして、話が聞けるという内容の趣旨のものであります。スマホを使ってこの何て言いますかね、カメラで写していただくと場所までわかるというようなものになっておりまして、非常に使い勝手がいいといたしますか、そういった冊子になってます。こうしたものもですね使いながら移住される前にぜひ活用していただいて、議員のおっしゃるミスマッチとかですね、不安だとかってというようなものが解消できればなというふうに思っておりますので、また何かの折にまたご紹介いただければなと思います。以上です。

○本 田（11 番）

そうですね、また町がオフィシャルで出せる情報というのと、実際住んでみて感じたその生の声みたいなものは、やはりどちらかということではないですけどもやっぱり質は違うと思いますので、そういったリアルな声を、そういった冊子とか実際に会いに行ったりしながら、移住検討者がそういう情報ゲットできるというのは、非常に素晴らしい取り組みなんじゃないかなというふうに思います。そしてそういうふうに町に住んでみて、辰野町住んでみて良かったよというような声が広がっていけば、それが新たな住民の獲得とか、町の活力につながっていくと思いますので、そういった更なるまちの取り組みに期待をして私の一般質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 12 番、小林テル子議員。

【質問順位 5 番 議席 12 番 小林 テル子 議員】

○小 林（12 番）

それでは通告に従い質問をいたします。まず 1 番です。辰野町の松くい虫被害の状況と対策についてというところからお伺いをいたします。令和 6 年 3 月「未来につな

「辰野町の森ビジョン」が策定されました。町面積の 87%が森林である辰野町において森林のあり方、必要性をまとめたこのビジョンは大事なものです。1 番、安心の森、防災・減災の視点から重要であるということそして、2 番、恵みの森、水保全・生物多様性、森は水の源であるという視点から大事なものであるということ。3 番です。親しみの森、レクリエーション・環境教育にも役立つ、森をもっと友だちになる、親しむ、そういう森にしていくということです。4 番、営みの森、経済林としての林業、昔からこの林業がかつては盛んだったわけですが、経済的な好循環をもたらす森、この 4 つの視点から、多様な側面を持つ森林なのですが、町の面積の多くを占める森林、どう捉えてこれから 50 年間守り育てていくのか、その計画が今回動き出したということだというふうに捉えております。その計画の短期的な重要項目に挙げられているのが、短期重要項目の 2 番になります、松くい虫対策について本日は質問をさせていただきます。さて森林全体のアカマツが、先ほどは町の中では 87%が森林だというふうなお話をしましたけども、その森林全体の中の 45%がアカマツを占める辰野町ですけども、2015 年に 2 本のマツノザイセンチュウが確認されて、いわゆる松枯れが発見されたということになりました。以来、毎年この観測を続けていて、そうであったんですけども、大体数本の発見というところにとどまってまいりました。ですが、令和 5 年にはこれまでと違った勢いでアカマツの松くい虫被害が拡大しているというふうに見えております。そこで 1 番の質問になります。昨年度の松枯れマツノザイセンチュウの被害状況についてとその考察、そしてさらに今年度ですね令和 6 年度になってからの被害状況についてお答えをください。お願いいたします。

○町 長

はい。令和 5 年度には過去の松くい虫の町内での発生以後最も多い被害木が発見されました。県に送付した検体の検査の結果、マツノザイセンチュウ有りと判定された本数は、今年の 4 月に入ってから結果が判明したものを含めると 26 本でありました。今までの最高は平成 30 年の 7 本でしたので、近年になく多くの被害木が発見されました。地区では新町地区が最も多く、面的に被害が確認されました。今後は更なる北上を阻止する必要がある、早期発見、早期駆除が重要であります。令和 6 年度につきましては、17 本の枯損木が発見されています。処理の手続き上、まずは山林の所有者にその木がその所有者の木であるか、間違いがないか確認していただく必要があります。今回、発見された枯損木はこの返事をいただく段階の箇所もあり、またこの返事

をいただいて処理を委託している上伊那森林組合に連絡済みとなっている箇所があります。今後も、昨年から大幅に発生件数が増加した松の枯損木及びマツノザイセンチュウのそれぞれの分布状況や、発生原因、対策方法について県や専門家の皆さんと情報を共有しまして、併せて町民や関係者の皆さんにお声がけをしながらマツノザイセンチュウの防除対策を実施してまいりたいと考えております。

○小 林（12 番）

町長にご答弁いただきましたように本当にこれまでにない発生を確認しているということだと思います。急速に増加していることが確認されたと思いますが、長野県全体で見えますと、令和元年あたりをピークとして減少傾向にあるようですが、令和4年の報告においても、全国民有林の24%が長野県で松枯れが一番発生している地域というふうになっております。辰野町の場合は、これまではあまり被害発生とはならず幸いであったわけですが、令和5年は点から面への発生と拡大しているというふうに考えてよいのではないかとというふうに捉えます。そこでです。令和5年度年間100本以上の松枯れがあり、先ほどマツノザイセンチュウの確認は26本というふうに言われましたけれども、これは調査をしたときに出了センチュウが出了ものが26本ということであって、枯れている本数は先日の資料とかも私も見ますと、111本とかいった木が伐採されている。そして薫蒸されているというふうに思われます。そして令和6年度、これまでと同様の対策で進めていこうとされているのですかという、こういう質問をしたいと思います。先日、監視員の方々の打ち合わせの会議というのが5月23日に開催されております。令和6年度巡回調査の期間はこれまでと同様に、5月から10月で実施しますということに現在はあるようですけれども、このことについては、先ほどの町長の答弁とかから考えますと、これで良いのですかということを知りたいところになりますけれどもいかがなんでしょうか、お答えください。

○産業振興課長

それではお答えいたします。例年は監視員の巡回調査でございますが、毎年5月から10月までの6箇月間を巡回期間としておりまして、月1回の巡回をお願いしております。期間につきましては、マツノマダラカミキリの活動期間に合わせて設定しております。ただし議員のご指摘のとおり、昨年度来の状況を鑑みて今年度はこの期間を過ぎても枯損木を発見された場合、報告をしていただくようお願いを新たにしております。また、ここ最近は温暖化の影響もありますので、5月よりも早くこのマツ

ノマダラカミキリの活動が開始するかもしれない、そういった恐れもありますので、今後巡回の期間を前倒しする必要もあるかと考えております。以上です。

○小 林（12 番）

そうですね、巡回期間の延長とかそういったことを視野に入れながら、考えていった方がいいのではないかというふうに私も思っております。そして2点目になりますけれども、令和5年度の報告を見ますとその地域っていうものが、新町の農免道路の両側ですねの地域に、西側も東側も集中的に発生しているということが、確認されるのではないかというふうに思っているんです。このことについてやはりその地域のところでは異常な危機感を持っているということです。そしてその松枯れ損木を見つけた場合の、伐採の範囲をどうしていくのかっていうことなんです。これまでは枯れた松を切っていくというところで対策をしていたようです。ですが私も先日、西ヶ丘の住宅地のすぐ上のところに、里山の人たちが薪を作っているところがあります。そこまで行きますと本当にたくさんの松枯れがもう視界に入ってくるわけですね。そして薫蒸した木もあります。薫蒸した木の両側ですね、そういったところが実際に枯れているということを目視で確認することができるわけです。そういう状況になっているわけですがけれども、この伐採の範囲というものについてどのように考えていらっしゃるか、前にも樋口議員とかもこのことについては、何度かおたずねをしていることではあるとは思いますがけれども、状況が変わってきておりますので、どのようにお考えなのか、再度おたずねをいたします。

○産業振興課長

ご指摘のように松枯れの単発的な発生の場合には、その周囲の健全と思われるアカマツの伐採には所有者の感情もあり難しいと考えております。ただ、面的な発生になった場合には、所有者の同意をいただきながら、枯損木付近のアカマツも薫蒸処理していくことも必要であると考えております。いずれにしましても被害の発生状況については一律ではありませんので、その発生の状況により対応を考えていく必要があると考えております。

○小 林（12 番）

そうだと思います。ほかの地域にはあまり発生が見られなくて、どうしてこの地域だけこんなふうになっているかということはまだわかってはいないわけですがけれども、実際に点から面へという、そしてほかの地域においてはこれまでのような巡視で

もいいかもしれませんが、その対応のありようっていうのをその時々に応じて、指定地域にならないためにもね、考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。そのような今回答が得られたのではないかというふうに思います。そしてまたもう一つの視点から言いますと、森ビジョンには示されているんですけど、保全すべき森っていうんですか、辰野町は何を保全したいために、もちろんそれは松枯れが広がらないことは望むところでありまして、全体を守るっていうことではありましょうけれども、その中で1番この保全しなくてはならない森というものを、ビジョンの中では書いているわけですけども、保全したい森はどこというふうにお考えでしょうか。

○産業振興課長

お答えいたします。保全すべき森林ということであれば、保全しなくてもよい森林というものはないと考えております。基本的には町内すべての森林、これが保全すべき森林と考えております。保存すべき例えば松林ということであれば、今後辰野町松くい虫対策協議会の中で松くい虫の被害市町村に指定していくという、そういう流れになれば被害市町村にする際に守るべき松林、そしてまた周辺森林のゾーニング、こういったことをしていかなければいけないということを考えております。その中で協議会、先ほど申し上げた協議会などに図りながら、具体的に守るべき森林、松林を決めてまいりたいと考えております。基本的には松くい虫の被害を防ぐには、車道に近いような、具体的に言うとマツノマダラカミキリが飛ぶ範囲というのは2キロメートルと一般的には言われておりますが、そういった車道に近いような松林については、樹種転換をしてマツノマダラカミキリの飛来を低減させるための緩衝帯のような森林にして、それ以外の茸山や保安林などの守るべき事情がある箇所については保全すべき松林ということになるかと考えております。

○小 林（12 番）

保全すべき森は町全体ということですが、森林のこの検討するための協議会というのがあるというふうに聞いておりますけども、その会議についても先日お聞きいたしましたらば、年に1回のペースでやっているというふうにお聞きしたんですね。ですから、そうした会議というものもできたら、今年の場合は早い段階に開いていただいて、そしてやっぱりこのことを皆さんで共有して、そして全体としてこの対策について、皆さんに協力をしていただける体制っていうのを、作

っていくことが大事ではないかというふうに思います。そして更にですね、保全すべき森を守っていくためにも、巡視の強化、先ほど言いましたこの3点ですね、伐採の範囲をどうするのか、そういったことを早急に決めていただいて、被害木の周辺まで伐採をするっていうのは難しいことかもしれないんですけども、もうそのことをやらないと広がってしまうのではないかと懸念を抱いておりますので、このことについて検討をしていただきたいというのが、ここでの私の要望になります。それで次の3番になります。現在、今年は多数の松枯れが確認された地主の方の了解が得られて伐採がされている。そして枯損木が森、山の中に実際たくさん放置された状態というふうになっております。先ほども言いましたけれども、昨年だけでも100本以上のアカマツが伐採され、薫蒸され森の中に置かれています。このまま置いていて問題がないというような担当の方にお聞きしたところ、そのように答えていらっしゃるんですけどもこの説明でよいのでしょうか。枯損木の取り扱いについてお聞きいたします。令和6年度からは森林環境税ですね、森林環境税が1人1,000円、住民税にプラスをされています。そして、前から森林環境譲与税もありということで、今年から税収となる森林環境税、そういったものを活用して町として何か対策を立てるとか、そういったことは考えられないでしょうか、お答えください。

○産業振興課長

それではお答えいたします。議員のおっしゃる森林環境税は、国内に住所を持つ個人に対して、令和6年度から年額で1,000円課税される国税でございます。一方、森林環境譲与税につきましては、この森林環境税が交付されるまでの間、この森林環境税に相当する額を国から市町村と、そしてまた都道府県に譲与されてきたものでございます。いずれも森林整備という目的で国が創設した税でございます。辰野町では森林経営管理制度に基づきまして、森林所有者が管理できない森林、ここでいう森林というのは具体的には私有林でかつ人工林に限るという条件がありますが、この整備をですね計画的に進めている段階でございます。これらのほとんどは事業としては間伐などの整備が必要であり、森林が有する防災・減災の機能を保つ上でも、重要なことであると考えております。議員がおっしゃる枯損木を片付ける仕組みについてでございますが、森林環境譲与税を活用するご提案につきましては、先ほど申し上げた森林整備を最優先に行っていきたいと考えておりますので、現時点では考えておりません。松くい虫の駆除については対処方法が2つございまして、1つは被害木を先ほどもお

っしやっていただいてる薬剤で薫蒸処理する方法、もう 1 つの方法は破砕機で破砕処理する。具体的には 15 ミリ以下に破砕する。このいずれかの方法で松くい虫の被害を駆除することができると言われております。辰野町のような斜面が急な山、山林では破砕のための機械を持ち込むことが非常に難しく、また木材の搬出も困難である状況でありますので、そういった面でまた費用の面からも薫蒸処理が適していると考えております。薫蒸処理につきましては被害木を玉切りにして集積し、自然に帰るシートで覆って薬剤をかけて殺虫処理する方法でございます。薬剤は薫蒸処理が終われば徐々に消失し、生物そしてまた水系を含めた環境への影響はほとんどないと言われております。自然のものはその場の自然に返すことを基本に、今後も早期の駆除に努めてまいりたいと思いますのでご理解の方をお願いいたします。以上です。

○小 林 (12 番)

ただいまの枯損木、枯れてしまった木を薫蒸処理をするということで、私もそのあたりについてあまり知識がなかったもんですから、今回いろいろこのことをやるにあたって調べさせていただきましたらば、やっぱり移動してはいけない、そしてその物が先ほど自然に帰るので安全ですというふうに言われていましたけれども、一般的に言う薬剤で薫蒸しているので移動しない方がいい、安全とは言い難いものだっていうふうに、他市町村の担当の方とかにお聞きすると、そのように言われていました。ですから伐採をする許可を取るときにですね、そうした説明をきちんとされて、そして伐採をして薫蒸するっていう方向性に持って行ってほしいというふうに思うんです。これまでは数本の範囲であったので、あまり気にならなかったのかもしれないですけども、実際に今、本当に新町の森に行ってみてください。お宮の上の辺りから上の方には、あちらの山にもこちらの山にも薫蒸された木がボコボコボコといっぱい積み重なっております。日曜日には山を歩こうということで、公民館講座で新町の子どもたちが山を歩きました。そのときもその薫蒸された木を見て、これは何なんだろうというふうに思いながらきつと歩いたというふうに思います。そんな状況になっておりますから、このことに対する安全でないものはきちんと安全でないものだというふうに言って、移動ができないものだっていうことを明確にさせていただいて、そして進めていただくということが大事なのではないかなというふうに思います。そうしていかないと、住民からの理解っていうのがきちんと得られない状態のまま、これが進んでいくっていうことが一番危険なことではないかなというふうに私は今考えて

おります。そういうことがありまして、さらに森ビジョンのところのこの 24 ページのところにですね、基本方針の安心の森ということで、松くい虫対策ということで書かれているんですね。これは私も本当に森林についてのプロではありませんので、まず基本ベースにこれを読ませていただいて、いろいろ考えていきました。そうしたところ枯損木を伐採したりとか、そうしたときにそのこのこれから読み取れるのですと、薪としての活用ができる、面的な被害が発生したならば伐採木は薪についていうふうに書いてあるんですよ。そのあたりも産業振興課の方にお伺いしたところ、どうも今言ったように安全なものではないから移動もさせない方がいいし、使わない方がいいというふうに言っておられたわけですが、本当にそうなんでしょうか。その枯損木を薪についていうことはしない方がいいものであるのか。そのあたりをどうぞお答えください。

○産業振興課長

はい。お答えいたします。先ほどの薫蒸処理の薬剤の有害性についてまず申し上げますと、具体的にはヤシマ NCS という薬を使っております。細かく申し上げますと、シートを掛けまして、薫蒸する 2 週間この間にマツノマダラカミキリの幼虫やマツノザイセンチュウに対して殺虫効果を発揮するというものでございます。ただこちらのも業者、そしてまた地域振興局にも確認したところ、薫蒸する途中で徐々に薬剤が消失してまいりますので、2 週間後には基本的にはシートを外すことで、有害な物質は残留してないとそういった回答も得られておりますので、永年これから土に戻るまで有害というものではないということではございますので、ちょっとここでご説明をさせていただきました。そしてまた被害木をですね薪として活用するということは、その場所のですね地権者の方から同意を得て設置をした薫蒸処理をしたというところですので、それ以上のことは基本的には今までも実施はしておりません。薬剤をかけたもの、無害とはいうもののですね、それを薪ストーブで燃やすということがよろしいのかどうかということも、確認は細かくはしておりませんが、そういったところもあります。先ほど申し上げたようにその場所で発生したものは、その場所で土に戻るという基本的な考えで、私たちも実施をしているというところがございます。そしてまた、ご指摘の森ビジョンのですね 24 ページに書かれているところは、ちょっと表記が非常にわかりにくいかもしれませんが、伐採木は薪にというふうに書いてあるところをご指摘いただいていると思いますが、これはあくまでも枯損木のことでなくて、

周辺の木々を伐採したいいわゆるマツノザイセンチュウに侵されていない木のことを申し上げているので、ちょっとここの表記がわかりにくくて大変申し訳ありませんが、そのような見解でご了解いただきたいと思いますのでお願いします。

○小 林（12 番）

伐採木の薫蒸のあとのことについてとかは、もう少し調査をしていただいて私の調べた内容とは若干異なっているところもありますので、これから説明をするときにやっぱそのところをきちんと説明をされて、そして伐採をして薫蒸していくっていうところが理解を得ていくっていうことは、今年度は非常に必要になってきているところだというふうに思われますので、もう一度課長そのところはしっかりと調べていただいて、回答いただけたら良いなというふうに思います。そしてさらにその薪への活用については薫蒸されたものについては難しいということも、私の中では理解できています。ですのでそれ以外についても非常にこの表記が何ていうか明解ではない部分もあるのは長期ビジョンですからね、この長期ビジョンですので明解ではない部分もあるとは思いますが、やっぱり CO2 削減とかそういったゼロカーボンとか視点で薪に活用とかっていうことが言葉としては書かれているわけですが、それをどうやってこれから実践していくのかっていうところになったときには、これも非常に重要なことでありますので、しっかりとした計画性っていうんですか、そういったものを作ってやっていただけたらいいのではないかというふうに本日思っております。それで質問はここまでなんですけども、そこで私としては先ほどの中でも樹種転換を図っていくっていうことも言われておりました。この樹種転換を図っていくということについてでもですね、被害木が出たところの樹種転換を図るのではなくて、いろいろ聞いていきますとそうではなくて、これ以上拡大をさせないために一定の森の木を樹種転換をさせて、そこから広がらないためのそういったことを樹種転換というふうに表しているんだというようなこともわかりました。この森ビジョンのことを何度も言って申し訳ないんですけども、このビジョンの中によれば、箕輪町と辰野町の境、そのところを樹種転換することによって、辰野町に松枯れ被害が広がっていかないような、そういった仕組みを作っていきましょうというふうに書かれているんですけども、もうすでにその域ではないということです。その域はもう過ぎてしまっていて、実際に農免道路の周辺に拡大をしてきてしまっているという、そういった認識のもとに次の樹種転換ということを早急に考えて、検討をして行っていきたいというふ

うに私は本日要望いたします。以上です。そういう意味で非常に大事な年ですのでよろしく願いいたします。それでは次の質問に移ります。2 番です。老人福祉センターの保健福祉センターぬくもりの里への移転実施についてお尋ねをいたします。昨年の9月に私は議会一般質問において老人福祉センターの老朽化について質問いたしまして、保健福祉センターへの移転をしていただけませんかというふうにおたずねをしたところ、町長から明言していただきました。保健福祉センターに移転をいたしますということで明言はされていたんですけれども、その後の実施計画は作成されているのでしょうか。3月の予算審査の折におたずねしました。移転計画はどのようなになっているのでしょうかということを。そうしましたところ、利用団体への意向調査を2024年度に実施をして、そして具体化して工事に入るのは2025年工事になるというような、そのような大雑把な説明を受けたわけですが、あれから数箇月経って今年は予算には盛られてはいないわけですが、どのような方向性になっているのでしょうか、お答えください。

○保健福祉課長

議員おっしゃられたとおり昨年9月の定例会におきまして、老人福祉センターを保健福祉センターに移すことを最優先の案として検討すると、町長が答弁したことを受けまして、現在まで複数回庁内会議を重ねてまいりました。移転するにあたっては、現在老人福祉センターを利用している皆さんからご意見をお聞きする必要があるのではないかと、またその内容によっては保健福祉センターを大規模に改修する必要があることは考えられます。また、その財源についてもどのように確保していくのか、そういった解決していかなければならない点について確認をしたところでございます。その中で利用者の皆さんには、今年の夏場を目途にご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。以上です。

○小 林（12 番）

今年度は意向調査をするというところで、そのあとの計画についてはまだこれからということになるということでしょうか。来年度の工事とかそういったことについてはまだそこまでは難しい、お話していただくのは難しいですか。

○保健福祉課長

現在のところ具体的な計画までは立てられておりませんが、まずは早急に皆さんのご意向といたしますかね、ご意見をお聞きしていくのが最優先かなと思っており

ます。

○小 林（12 番）

それでは要望として、来年度には予算を取っていただいて、まだ6月ですので今年度に検討していただきまして、来年度の予算を何とか立てていただいて工事が進むようにということに要望したいと思います。それでですねそのときにもう1つ、もう一点懸念があるわけですが、昨年エアコンがなくて夏場の各種の講座とかそういったものがあの場所では非常に開催をすることが難しいということがあって、その声を上げて移転の話が出たわけなんですけれども、今年の夏の利用ですね、利用についてはその利用団体の方々には連絡を取っていただけてるんでしょうか、そのことについてお尋ねいたします。

○保健福祉課長

昨年の夏の平均気温は、1898年の統計観測以来最も高くなった夏でございましたが、今年の夏も昨年に匹敵する暑さになると予想されております。そんな酷暑の中、老人福祉センターにはエアコンが設置されていないことから、ご利用の皆さんの健康を考慮しまして、今年も5月からぬくもりの里1階を利用していただけのように社会福祉協議会には既にお伝えをしております。

○小 林（12 番）

そのように進めていただけているということで安心、安堵いたしました。ありがたいことだというふうにこのことに関して思います。それでちょっと一点お聞きするのをちょっと漏らしてしまいましたけれども、今現在老人福祉センターには多くの方たちが利用しているっていうふうに私も認識はしているんですけれども、何団体ぐらいの方が登録をされて実際に利用されているか、もしそこのところがわかりましたら教えてください。

○保健福祉課長

平成31年当時は76団体でございました。そこからコロナ感染症の影響を大きく受けまして減少いたしまして、令和4年度には52団体、令和5年度が57団体と徐々に回復してきているのが現状でございます。

○小 林（12 番）

私が思っていたよりも本当に多い数の団体の方たちが、あの施設を利用しているということもわかりました。ですので、ぜひこれをこの移転に関しては公共施設の整理

とかいろいろなことがありますし、これもある意味では整理になるんだと思うんです。そういう視点から、ぜひこの検討をしっかりと進めていただいて、来年度に工事そして遅くともその次の7年、8年の当初には新しいところでの活動とか社協の事業とか、そういったものがスタートするようになるように計画を立てていただきたいというふうに要望をいたします。そして3番です。地域包括支援センターの必要性和認知度はということでおたずねをいたします。第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画、非常にこれは何かいろいろなものが大きく広げられていて、わかりにくかったんですけども、いつまでも健やかに暮らし続けられるまちということをテーマに、今進められております。その中には、1番基幹となる地域包括ケアシステムというものがあります。そしてこの計画策定の趣旨そういったものをまとめてお答えください。お願いいたします。

○保健福祉課長

日本の少子高齢化は急速に進み、総人口が減少する一方で高齢者の人口は増加しております。辰野町におきましても総人口が減少する中、高齢化率は上昇を続け令和22年には44%に達すると言われております。これまで支え手であった現役世代が著しく減少し、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが考えられ、生活する上で課題が多様化、複雑化しております。このような状況をふまえ、令和6年度から3年間を計画期間とした、第9期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定いたしました。この計画では、いつまでも健やかに暮らし続けられるまち、これを基本理念に掲げ人と社会がつながり一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域共生社会を実現するというものになっております。以上です。

○小 林（12番）

はい。この計画がスタートしたというふうに私も思っております。そしてそのスタートと合わせて、こういった冊子も発行がされました。皆さんの各家庭に一部ずつ発行がされているので、見ていらっしゃるというふうに思ってます。ちょっと優しすぎたかなという感があるんですけど、はい。それでこの地域包括支援センターというのが私はその中のある種、核になる施設になってそこからいろいろ発信がされていて、町の中で好循環が起こっていて、いつまでも健やかに暮らし続けるまちというふうになっていくのではないかというふうに考えております。その核となる地域包括支

援センターという名称ですね、その名称を4月に変更をしますということでこの冊子の中に1枚ぺらとこういったものが皆さん入っておりました。もうここにいらっしゃることはもちろんご存知なことではあるとは思いますが、そのことがねどれだけ周知をされたのか、これからこれがわかっていただくことは、とても大事じゃないかということで今日はお尋ねをしています。この「暮らしのサービス」っていうんですかね、この冊子の発行の狙いは何だったんでしょうか、お答えください。

○保健福祉課長

以前より出前講座やアンケート調査などによって、地域包括支援センターという名前をご存知でしょうかとお聞きすると、知っていると答えていただける方がなかなか増えてこない、そんなのが現状でございました。地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など、専門の職員がチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するために設置されております。中でも主に高齢者の皆さんの相談場所として設置されているところでございます。そういった目的を考えますと、少しでも皆さんに知っていただくこと、知名度を上げることが必要であると感じておりました。このような理由から本年度より名前を見て想像つきやすいように「高齢者相談支援センター」と名称を変更したものでございます。また「暮らしのサービス」冊子でございますけれども、こちらにつきましては日々の生活の中で常に使っていただけるものというよりは、ご自身やご家族の方が介護サービスなどを利用したいと思ったとき、この冊子を見ていただくことにより、主に町内にある様々なサービスを紹介しておりますので役に立つものだと思っております。まずは冊子をご覧いただきましてそういったサービスが必要かなと思った場合には、高齢者相談支援センターまでご相談いただきたいと思います。

○小 林（12 番）

名称が変更になった目的ということについては、今お話をいただいて包括支援センターという名前の知名度が上がらないというところで、変更をしたというふうに言われているわけなんですけれども、そのアンケートこの長期計画を作るにあたってのアンケートの調査のところでも、地域包括支援センターという名称を52%の人は知っているけど、48%の人は知らないというふうに答えている。そのあたりから来ているのではないかというふうに私自身も思いました。ですが、ちょっとこの移行の仕方がで

すね、ちょっと皆さんにあまり周知がされるところが、申し訳ないんですけどうまくいってるのかなっていうところで心配をしております。看板も今日行ってみましたら下の看板もね変わりました、はい、新しい名称になっておりましたので、私安心いたしましたけれども、つい先ごろまで実は前の看板がついておりました、やはり4月に変えたのであれば、4月時点で新しい看板に変えて、そして皆さんにこうなったんだよっていう高齢者相談支援センターという名前に、地域包括支援センターが変わったんですということを、もっと早くにやっぱり周知して欲しかったですし、そういう形で私たちが先日他の議員の方も言うておりられましたけれども、タウンミーティングに行ったときにも、高齢になって困ったときにどこに相談に行ったらいいかわからないとか、心配だ、将来が心配だ、1人暮らし、2人暮らしの方の声が出てくるのは、そういった声が多く聞かれるわけです。一応そのところで説明をいたしても、包括支援センターなんか行っていいのかどうかわからないという非常に不安を抱えていて、何かとても距離感を感じてしまいました。ですので、地域包括支援センターという名前であっても、高齢者相談支援センターであっても、これからは高齢者支援センターという名前を使うのであったら、その言葉をどんどん発信をしていって、そしてどんどん前に出ていくような、そういった発信をしていただいて、この名前をね皆さんに知っていただけたらいいのではないかというふうに思いまして、この名称を変更したこと、そして知ってもらうために保健福祉課として何か実施計画を立てることはできないのでしょうかということがお尋ねです。

○保健福祉課長

ただいま議員おっしゃられました案内看板につきましては、ご指摘のとおり4月から変更できておりませんでした。大変申し訳ございませんでした。高齢者相談支援センターに名称が変更になったことにつきましては、1つはふれ愛サロンであったり健康教室などを、皆さんと直接接する機会を通してご説明をしていきたいと思っております。先ほどの「暮らしのサービス」冊子について、専用のね出前講座をということまでは考えておりませんが、そういった機会を捉えまして周知の方を努めてまいりたいと思います。

○小 林（12 番）

高齢者が増えていく中で、現場の対応は大変なことも本当に重々承知しておりますけれども、この冊子ができたということそれから中身を読んでいただければ本当に素

晴らしい私たちの暮らしに必要なことが全部ここに書かれているんだ、高齢になったらこれを見て何か困ったらこれを使いながら相談すればいいなというものです。でもこれは使わなくては役に立ちませんので、ぜひこの中身についてそういったところで説明をしてみんなに広がるということを要望いたします。以上です。4番の区の役員のあり方についてです。地域の自治組織のあり方についていろんな方が質問をしたりとかしているわけですが、リーダーのなり手不足がないとか、参加が難しいとか、これらの課題に対して変革が必要であるっていうことは、もうみんな重々承知だというふうに思っております。その1つの課題として私は、区の役員の構成について男女共同参画の視点から捉えて質問をいたします。区は自治組織ですので、町が管理しているものではないということも十分承知をしております。そういう理解のもとでおたずねをいたします。現在の区の役員の構成、男女比率はまずどのようになっているのでしょうか。お答えください。

○総務課長

今回ご質問いただきまして、各区に照会させていただきました。役員の構成また男女比につきましては、区によってばらつきありますけれども、三役については100%男性です。その他の役員について、3%から15%の方が女性が担っている実態が確認できました。具体的には、総代、常会長、組長、委員会の委員、民生児童委員、奉仕団、青年会の会長などということでした。

○小 林（12番）

その3%から15%というのが今の辰野町の役員とかいうことの構成比、男女比であるというのは納得できる状況ではないかなというふうに思います。そんな中でも区長会においてここ3年間ほど、女性を登用進めましょうという提言がされているということは、皆さんご承知だと思います。ですが、実態はやはりそういったところで登用しましょう、登用しましょうと言っているけれども、今の報告にありますように、なかなか進んでいかないというのが実態だと思うんです。またこれについて何か別の角度からアプローチをすることができないかということで、私は今回質問に挙げたわけなんですけれども、やっぱりこの男女共同参画ということの意味、そうしたものを町の中の人たちに醸成させていくために、学びの場を作っていくっていうことが必要なのではないかっていうふうに思っているわけなんです。こういった学びの場を作るといことでありましたら、町としてできることではないかなと思ひましてご答弁を

お願いいたします。

○総務課長

今回、各区に紹介する中で例年 12 月の区長会において、各区町内会における女性参画と役員登用等の積極的な推進についてというお願い通知を出しているんですが、これ自体があまり活用されてない実態もわかりました。ただ、どうしてもこの文書だけでは効果が薄いものだと思います。区長会などに相談をしながら男女問わず区の運営に携われるような体制ができるような、男女共同参画について理解を深めるような学習会ですとか、勉強の機会考えてまいりたいと思います。

○議 長

小林議員、時間近づきましたのでまとめてください。

○小 林(12 番)

はい、終わりにいたします。はい、すいません。私としてはその男女共同参画の学びの場というものをですね、できましたらこれまでやったことないと思うんですけど、区長会と女団連の方が一緒に学びの場に参加するというような、そういったこれまでになかった発想ですか、そういったものを取り入れていただきまして、企画をしていただけたらまたいいのではないかとということで提案をさせていただきます。私の質問は以上で終わります。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 15 時 20 分といたします。

休憩開始 15 時 05 分

再開時間 15 時 20 分

○議 長

再開いたします。質問順位 6 番、議席 10 番、林政美議員。

【質問順位 6 番 議席 10 番 林 政美 議員】

○林 (10 番)

それでは通告書に従いまして 4 件質問させていただきます。今回は町民からの声、また疑問を中心にいたしまして、申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。最初に町業務の発信についてでございます。行政の業務は非常に広範囲にわたり、町民一人ひとりその取り組みを理解していただくには困難を極めていることになります。しかし、町政に関心を持ち住民参加型のまちづくりを進めるためには、町民

の事業への理解と協力等の合意形成が必要だと考えます。町民の声として、町の業務が分散し焦点を絞った事業推進に欠け、取り組みがわかりづらいという声を聞きます。焦点が絞れない抽象的な質問で恐縮ではありますが、今、どんな事業に重点を置き、どんな取り組みをしているのか、また町民の理解と協力を得るために、どんな対策を講じているのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

町では、辰野町第 6 次総合計画前期基本計画が最上位の計画となっておりまして、この計画をもとに事業推進を行ってきております。本年度は基本計画の 4 年目となっておりまして、少しずつまとめに入りつつある年度になるというふうに認識をしてるところでございます。行政の事業は、議員のご認識のとおり非常に多岐にわたっております。例えばほたる祭りや子育てフェスなどを対外的に広報 PR する事業もあれば、窓口での証明書の発行や納税手続き等、なかなか表面的には出ない事業もあり、こうした事業が関係し合い動いているというところが行政のまとまりというところでもあります。今年度注力する事業として特出しするといいたしますと、本年度は辰野町ゼロカーボンの補助金の新設、また各公共施設の照明 LED 化改修工事の推進等「2050 ゼロカーボンたつの」の実現に向けて取り組み出したところでございます。また、この持続可能な地域づくりを目指すための 1 つの施策として、安心して子どもを産み育てることができるよう、病児・病後児保育児童施設の建設に取り組むこととしているところであります。そのほかには 0 歳児の保護者に町内の指定取扱店で利用できるおむつの無料クーポンの支給といった子育て支援策、学生の U ターンを推進する辰野町奨学金返還支援補助金を開始してきているところであります。行政の広報や宣伝の仕方は固い印象をお持ちであるかもしれませんが、広報につきましては親しみやすい工夫をこらえ、またプレスリリースの際にはホームページの更新も併せて行い、また、町の LINE や告知システムを積極的に活用しながら町の情報をですね、広く町民の皆さんに周知しているところでございます。情報というのは送るだけでは伝わるというものではありません。町のですね疑問や要望をきっかけにですね、ぜひ町民の皆様も情報を受け取っていただければなというふうに思うところであります。町としましても、引き続き工夫を凝らしながら、皆さんに興味を持っていただく、またわかりやすい情報を伝達していきたいというふうに考えております。以上です。

○林（10 番）

そういう中でやはり地域おこし協力隊の活動でございますが、やはり協力隊につきましては、まちの活性化のため日夜活動していることに、まず敬意と感謝を申し上げますところでもあります。地域おこし協力隊が 2009 年度の制度創設から 15 年を迎えまして、かつては企業の意欲や専門性が高い人が多かったわけでありましてけれども、近年は就職や移住の選択肢の 1 つとして、希望者の視野が広がり自治体や住民との間で、意識のずれが生じるケースがあると聞いています。地域おこし協力隊制度の目的として、地域の活性化と定住・定着この 2 つの目的が記されています。町民の中には活動に対する理解が足りず、批判的な話を聞く場面もあります。特に下辰野商店街関係者との適切な関係性を保つには、まちづくり政策課の地域おこし協力隊担当者や、トビチ商店街担当者、そして地域おこし協力隊関係者、地域住民が一体となってまちづくりに取り組むことが必要と考えます。いずれにしても手法は違えども、双方ともに目指しているのは商店街の活性化が共通の目標と考えます。地域ニーズにあった地域協力隊としての位置付けを考慮する中で、町として一体感を持って取り組むための合同会議の開催等、町民の理解が得られる具体的な取り組み方を示してほしいと思いますが、見解を聞かせていただきたいと思います。

○事業者支援担当課長

地域おこし協力隊の皆さんには、方々ないろんなところで活躍をしていただいているところでもありますけれども、今回は商店街の活性化ということですので、私の方で答えさせていただきたいと思います。今年新たに下辰野商店街を拠点に町の文化拠点開発を主な任務とする地域おこし協力隊を採用いたしました。この協力隊は下辰野商店街を中心に、絵画や食文化などの文化の拠点を作り出してもらいたいとの思いで募集したところでもありますけれども、空き店舗を利用して展開できることは何があるだろうかということを中心に、若い人の発想で取り組み始めてもらっているところがあります。住民の皆様にはこれらの取り組みを理解していただくために、丁寧に説明する必要があると思っております。これまでもホームページ、広報たつの、新聞折り込み、SNS、プレスリリースによる情報発信をしてまいりました。しかし、住民の皆さんに地域おこし協力隊の任務や隊員個々の横顔を知ってもらい、理解を深めてもらうためには、積極的に住民の中に入っていくことが必要であると思っております。5 月ですかたつの新聞にも報道されていましたが、新規で地域おこし協力隊になった隊員の主催で、宿泊業者との交流会が行われました。民宿やゲストハウス、旅行業者 20 名との

交流会でございましたが、参加者からは地域おこし協力隊の理解が深まったと大変好評でありました。今後は、この交流会をヒントに、隊員自ら話し合いの機会を増やすということで、住民の皆さんに地域おこし協力隊の活動に対する理解を深めてもらい、良い関係を築いていきたいと思います。以上です。

○林（10 番）

はい。ありがとうございます。情報発信の弱い部分につきまして、少し話をさせていただいたわけでありすけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。また町民に情報伝達する手段としていくつかの方法がありますけれども、防災無線等によりまして広く伝達する方法が代表的ではあります。情報によればほたるネットも終了のようでありす。かなり以前ではありましたが、有線放送の活用により会議通知や情報の提供ができた時代もありました。これは緊急性を持った形ですぐに取り組める発想の中では、非常にこの有線放送というのは有効ではなかったかないうふうに思ひます。見るより聞く方が早いということもありまして、高齢者には有線放送が情報収集の有効な手段であったと思ひます。高齢化社会を迎えまして、町民への有効な情報提供のためにどんなことが考えられるか、特に LINE の活用等をさらに充実させる考えについて改めてお聞きしたいと思ひます。

○DX推進担当課長

はい。議員のご指摘のとおり防災無線やほたるネット、昔の有線ですねのように耳で伝わる情報も有効な手段の1つでもあるかと思ひます。一方で防災無線は場所によっては聞き取りにくい場所があったり、ほたるネットにおいてはその端末機の近くにいないと聞こえないっていうようなご指摘もいただいております。LINE等のスマートフォンアプリはプッシュ型の情報発信であり、自宅にいらなくてもスマートフォンを保持していれば、その場で情報はいつでも受け取れ、見ることができます。また、一方的に情報を送るだけではなく、町のホームページ等へリンクを付することにより、必要な方にはさらに多くの情報を提供できるなど、町民への効果的な情報伝達ツールの1つとして考えております。現在辰野町の公式LINEでは、日々の情報発信のほかチャット形式での行政手続きの案内や、ごみの出し方の検索からイベントの予約受付等にも活用をしているところであります。5月現在、町の公式LINEの登録者は2,149人となっております。70歳以上の方も約15%いることから、高齢者にも多く利用されております。さらに多くの方に辰野町公式LINEを知ってもらい、登録者を増やしてい

くことも重要となるため、町主催のイベント等には告知パネルや、チラシを設置したり、町から住民宛に送る書類の封筒に LINE の QR コードを掲載するなど、登録者を増やす取り組みも現在行っているところであります。今後も情報発信をより充実させ、積極的に活用していきたいと考えております。

○林（10 番）

それでは最後に町の発信力の強化ということで、今、町で取り組んでいる課題、先ほどお話ありましたように非常に多岐にわたっているということで認識をしているところでございますが、最大の重点課題目標を辰野町第 6 次総合計画の前期基本計画の中で、地域包括ケアシステムの構築と拡充ということと、ど真ん中プロジェクト、それから町民と行政が一体となった道路の改良という、この 3 点を重点テーマとしています。この目標を達成するにあたり、町民の理解や合意による共有の課題認識を図るため、町としての発信力強化を進めるに取り組んでいることは何か改めてお聞きをしたいと思います。

○まちづくり政策課長

議員がおっしゃられる 3 つの重点テーマであります、それぞれの担当課を中心に施策に取り組んできているところでございます。いずれの取り組みも住民の方からの声を大切にし、意識調査ですとかワークショップ等を開催し、意見や提案に耳を傾けながら進めているところでございます。直近の中で 1 つの例を申し上げますと「もっと身近にわたしのまちの暮らしのサービス」として、辰野町地域包括ケアシステムを冊子にまとめ、全戸配布して情報を周知したところであります。またど真ん中に関する取り組みについては、広報たつのにてイベント情報や活動の内容の連載を行うなど、情報の周知をしてきているところであります。また、新聞や報道機関にも取り上げていただけるよう、プレスへの情報発信も常日頃取り組んでいるところであります。先ほど DX 推進課長がお答えしたように、ホームページや LINE を使用したデジタルな情報発信を進めながら、お手元にすぐ取っていただける紙媒体や冊子についても大切にしながら、住民の方に本当に必要な情報が発信できるようにしてまいりたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

いずれにしても、目標達成のためには、町民の理解と協力が不可欠となります。町の基本方針の明確化が第 1 で、町の将来像として「一人ひとりの活躍が作り出す

住み続けたいまち」を具体的に進めている内容を、もっともっと町民にわかりやすく発信する体制を望むものであります。更なる町行政の指導力、統制力、発信力に期待し次の質問に移りたいと思います。次に、町道等の生活道路改修の取り組みについてでございます。辰野町の重要課題の1つとして道路問題が挙げられます。国道153号線の渋滞解消対策は先の長いものになっています。国道、県道においては、町独自で解決できる問題ではなく、関係建設事務所との計画連携が必要であると認識しております。また特に地域住民の意向や理解、そして道路開通までの合意形成、将来に向けた道路網計画の見通しができるかどうかが焦点になるかと思います。そのような中で、どこの地区でも道路問題は大きな関心事になっています。そこで当面、町としての改修可能な町道、生活道路に絞りまして本年度17区からの町道改修の要望はどのような状況かお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

町道の改修要望につきましては、毎年8月に翌年度の予算編成に向けて各区から2、3箇所の要望を出していただき、町の現地調査を行い優先順位の高いものから各区1、2箇所を翌年度に実施しています。昨年度の地元要望箇所数は道路改良事業で38箇所、道路舗装事業で44箇所となっております。その中から、本年度、道路改修箇所につきましては、町道改良事業で9箇所、舗装事業で14箇所の実施を予定しているところでございます。以上です。

○林（10番）

はい。数字をありがとうございました。町道改修予定等の年次計画の提示の問題ですが、地域住民から聞かれますと、区民を通じて道路改修の要望を挙げているんだけど、いつ改修整備してくれるのかということを質問されます。改修整備予定の年次別計画の提示はできませんか。改修整備の計画があれば、当面の見通しや課題のあるところでは、その対策が図れるものと考えますが回答をお願いしたいと思います。

○建設水道課長

町道の改良舗装工事につきましては各17区の地元要望に基づき対応しております。また、生活道路による道路改良事業につきましては、地元区の負担金をいただいて実施することになっております。そのため、各区からの要望の規模も単年度で完了するものから、5年から6年かかるものまでその年によって様々でございます。毎年全体

の要望を見ながら、各区全体のバランスを取りながら実施していることから、町としての臨時計画を提示することは難しいと考えております。なお、年次計画につきましては、各区内での調整をお願いしたいと思います。以上です。

○林（10 番）

それでは生活道路や通学路の危険区の道路の関係について、町の把握の状況をちょっとお聞きしたいと思います。先の議会タウンミーティングにおきましても、生活道路や通学路等におきまして課題、問題が発言されていきました。特に国道 153 号線沿線の地区におきましては、国道 153 号線絡みの課題が言うまでもありませんけれども、日常的な渋滞やさらに中央道の工事に伴う渋滞、そして災害を含めた緊急時の対策について、国道 153 号線バイパスの必要性は住民誰しもが願っているところであります。北大出地区におきましても春日街道開通に伴い国道 153 号線の取り付け道路での渋滞は、特に朝晩の出勤時、交通事故等大きな危険をはらんでいます。また朝の出勤と小学生・保育園児等の通学時間が重なり、児童は車の交通量の少ないところを選んで通学しているという実態もございます。このような現状ではありますが、全町的に生活道路や通学路等の危険地区道路の把握はされているのでしょうか。また最近では全国的に道路周辺の樹木の倒木に伴う事故もニュースとなっています。宮木の JR 宮木駅から辰野中学校までの桜並木、また国道 153 号線沿いの宮木パチンコ店のイチョウ並木の管理や、倒木の確認等についても併せてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○建設水道課長

通学路の危険箇所は毎年 PTA 連合からの要望書により把握しています。その要望箇所には地形的や用地的な制約があり、本格的な対策がとれないものはありますが、即効性の高い対策として、巻き込みポールを設置やカラー舗装など安全対策を行っておるところでございます。また、城前線の桜につきましては冬の剪定等を行い、枯れ葉等の確認を行うなどして安全対策を努めているところでございます。また、153 号線のイチョウ並木につきましては、管理者である伊那建設事務所に要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○林（10 番）

いずれにしても地域住民の一番の関心事は、辰野町の道路網の整備計画がどうなっているかということかと思います。辰野町の過去においても JR の辰野駅を拠点

とした伊那谷の玄関口であり、駅周辺をはじめ商店街は活気あるものだったと聞いております。また、国道におきましても、伊那谷から岡谷塩尻への分岐点として交通の要衝であったことも言うまでもありません。過去に戻るということは難しいかもしれませんが、道路とともに辰野町の発展があると思います。町としての辰野町の道路計画、道路網計画の構想と考えをお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

令和4年度に辰野町の道路網計画を策定しました。辰野町の道路網計画は将来、辰野町に必要な道路を示した計画です。辰野町道路網計画には重要路線として、県道与地辰野線の羽場下田踏切から国道153号線までの間の拡幅、小野地区で国道153号線と並行する両小野バイパス、国道153号線に並行する辰野バイパスの3路線を取り組むとしております。現在の状況ですが、県道与地辰野線の羽場下田踏切から国道153号線までの間の拡幅につきましては、今年度、下田踏切の拡幅工事を実施する予定となっております。また、小野地区で国道153号と並行する両小野バイパスは県単調査事業として、調査継続事業を実施しているところでございます。また、153号に並行する道路辰野バイパスにつきましては、昨年8月に辰野バイパス期成同盟会を設立し、今後は現在の国道153号の課題の洗い出しや、また辰野バイパスの必要性を検討し早期事業化に向けて取り組んでいく予定でございます。以上です。

○林（10番）

この道路計画については承知をしているところでございますけれども、やはり辰野町が抱える道路交通に関する多くの課題についての解決は、やはり記載をされておりますように、住む人それから辰野町に関係する人がともに豊かな生活を送ることのできる、持続可能なまちづくりを進めるためにも、将来の道路交通網のあり方に視点を置いていただいて、実現可能な道路網計画の達成を図ってもらいたいということを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。3番目の問題でございますが、農地の地域計画策定についてのことでございます。まず地域計画策定の具体的な進め方でございますが、今年、先に農地の地域計画策定地区懇談会が小野、川島、辰野、羽北、朝日の5地区のおきまして開催をされまして、大きな転機を迎えている農業農地について、農業者のみならず地域の多くの人たちが参加をし、自分たちがこうなったら良いという姿を共有し、できることをともに考える取り組みとして地域計画づくりが始まりました。現在、辰野町農業委員会から辰野町農業再生協議会への地区委員を

通じて、地域計画策定のための住民意向調査が行われていると思いますが、今後の進め方についてお聞きをしたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。農地の地域計画の策定に向けては、農業者の高齢化による耕作を続けられない農地が増えることがさらに予想されるため、今後の地域の農業を考える場として、地区懇談会をご指摘のように開催いたしました。第1回目の2月下旬から3月上旬にかけて行った懇談会には各会場には、農家の皆さん、担い手農家の皆さん、区の役員の皆さん大勢にご出席をいただく中で、地域計画の必要性を説明させていただきました。その後、5月にも第2回の区長会におきまして、区長の皆さんに農地の地域計画策定について今後の予定についてご説明とご協力をお願いしたところでございます。農地の保全が有害鳥獣の被害を防ぎ地域の環境保全に繋がることから、区長さんをはじめ大勢の皆さんに参加をお願いしたいと考えております。また、議員ご指摘のとおり現在、辰野町農業委員会より農業者の皆さんを対象にした意向調査を実施をしております。この意向調査につきましては、農業者の皆さんの困りごとや将来の農地の利用、そういったものを把握するためのものでございまして、6月末を回答期限としてご協力をいただいております。また、第2回の地区懇談会の開催を計画し、地区ごとの先ほど申し上げた困りごとや、現況の農地これを地図に落とし皆様と話し合いをする材料を作成したいと考えております。区長さんをはじめ地域の皆さん、辰野町農業振興センターに関する団体の皆さん、担い手農家の皆さん、そのような皆さんに今後も参加を呼びかけていく予定でございまして、話し合いを通じてまとめたものを、最終的には農地の地域計画として策定させていただく予定でございまして、以上です。

○林（10 番）

はい。進め方についてお話をいただきましたが、今後は意向調査に基づいて農地の所有者と利用者を一筆ごとに、地図へ落とし込んでいくということになるかと思えます。そして10年後の農地の利活用をどのように図るかという目標地図の策定をするということで、説明があったかというふうに思います。そしてそれをもとに、前回よりも小さい単位で、区または集落単位で地区懇談会を開催して、地域計画案や地図の作成をして、最終的には今年度中に計画案の説明会を開くということによろしいでしょうか。確認なります。その場合、心配になるというのは住民からの意向データの集

計、今、調査をしているこのデータの集計や地図への落とし込みを短期間で誰がやるのかということでもあります。現状、町全体でこの対象圃場、対象者が何人いるかということでもあります。対象圃場の筆数を考えますと来年度末までで地域計画を策定するというのは、かなり難しいのではないかと思います。まず地図への人と農地の落とし込みをするには、人的な確保が必要になります。極めて重要な地域計画の基礎データを作るには、現状の辰野町農業委員会事務局の陣容は手薄ではないかと思います。事務局体制の整備をどのようにするか、また地域計画づくりの体制を強化するとともに、その計画を実践するための耕作者の確保や、その農地の状況を的確につかむためにも、現状の農地ナビでは今後の対応が不十分だと考えます。そこで、地域計画専用の農地地図情報システムの導入による、地域計画実践体制の構築を強く望むのでありますが、町としての考えがありますか。よろしく回答いただきたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。地域計画の案でございますが、現在町内農家の皆さん2,100件以上の方を対象に意向調査を実施しております。この意向調査に基づきまして各地区と協議をさせていただいた上で、最終的には今年度末までに計画案を作成し説明会を行う予定でございます。ご指摘のとおり今後は農家の皆さんから提出いただいた意向調査の集計に労力が必要であり、現況地図をどのように作成するかについて、現在、町農業委員会と協議をしておりますが、意向調査の集計から今後の第2回目の地区懇談会までの準備期間につきましては限られております。そのため各市町村の事例も参照しながら、地図にですね皆さんからいただいた現況調査、この意向を落とし込んだものを作成することを検討しております。こちらにつきましても農業委員の皆さんにご協力をお願いして、作業を進めていきたいと考えておりますが、必要なデータの取りまとめには、人的な確保が必要だと考え検討してまいりたいと思います。また地図情報システムにつきましては、地域計画に対応した農業委員会サポートシステム、こういったシステムがございますので、これを早期に運用できる整備が必要であると認識しております。ただ、データの整備に期間が必要でありますので、こちらも人的な検討しながら、早期に活用が可能になるように進めていきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

○林（10番）

課題がわかっているわけでありますので、ぜひ踏み込んだ取り組みをお願いしたい

というふうに思います。また地域計画であります但これは単に農地の利用計画ではなくて、地域のまちづくりの計画でもあるというふうに考えるわけでございます。辰野町農業の将来の展望として、基幹的農業従事者の数は2020年調査では255人となっております。これは10年前に比べますと42%の減であります。そして70歳以上の方は69.4%の177人、70歳未満が30.6%の78人という内訳です。40歳未満の人は2%でわずか5人しかいないという実態であります。そして12年後の2035年には7割の人が85歳以上になるということで、辰野町全体で78人の人しか農業の働き手はいなくなると予測されています。農業を営む方々が高齢化し、リタイアする方が急速に増えます。そして、あちらこちらで利用のされない農地が増えて、農地の遊休荒廃化が進むものと考えられます。このような現状を踏まえ、所轄の産業振興課に限らず、辰野町第6次総合計画の土地利用の基本方向でも少し触れているように、ゾーンごとに目標が定められていますが、土地の利用計画について単に農地の利用計画としてではなく、地域のまちづくり計画でもあるという観点、視点から、まちづくり政策上の考え、構想をお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

農業従事者の高齢化や後継者不足、人口の減少も含めた担い手不足による農地の維持が、難しいところが顕在化してきているというふうに考えております。このことによる町の土地の保全と適正利用や維持についてが、既に課題となっていると捉えているところでございます。この状況を確認し新たな施策に取り組んでいくことが、農地の利用計画となってくると思います。現在の第6次総合計画でいきますと、施策5-3、農林業の振興そして土地利用計画でいきますと、2.土地利用の基本方針の(3)持続可能な農山村集落地域の土地利用に紐づく計画になってくる取り組みというふうに考えているところでございます。こうした計画の中をふまえながら、町の総合計画も令和7年度は後期基本計画の策定の年となってまいります。農地利用計画でまとめたものを確認する中で、来年度策定する後期基本計画の中に紐づけ、また反映をする中で、よりよい方向性を見出していきたいというふうに考えております。以上であります。

○林(10番)

はい。ぜひ計画に生かしていただければと思います。この農地の地域計画につきましては、辰野町第6次総合計画の基本目標2のみんなが活躍できるまち(協働・共創・

地域づくり)で示されていますように、町内外の多様な担い手とともに、これまで以上に地域計画を実行し、誰しものが地域づくりに参加する体制をつくることが重要だとしています。農地の地域計画は農業農村ばかりでなく、地域の土地利用をどのように進めるか、その地域をつくる基礎となる重要な問題であります。地域計画がきちんと策定できないと遊休荒廃農地が増え鳥獣害の被害が増大し、ひいては食料の需要と供給にも繋がってまいるというふうに思います。農地の地域計画の策定が将来の地域づくりの礎となることを確認していただくようお願いし、最後の質問に移りたいと思います。最後4点目の高齢者保護対策についてであります。高齢者の一人暮らしの状況ということで質問をさせていただきます。高齢化社会を迎えまして、令和2年10月1日現在で住宅に住む一般世帯のうち、持ち家の世帯数は6,002世帯、世帯人員は1万5,961人、一世帯あたりの人員は2.66人とされています。公共住宅等まで含んだ世帯数は7,200世帯余り、世帯人員は1万8,000人余りとされて、これをベースに1世帯当たりの人員を考えますと1.93人まで下がり、これ以外が一人暮らし状況ではないかと推測されます。ちょっと数字的な中身につきましては、的確性を欠ける部分もあるかと思いますので、またご指摘をいただきたいと思います。高齢者と言われる65歳以上の一人暮らしの状況を民生児童委員の等によりまして、どのように掴んでいるのか、高齢者一人暮らしの世帯数と、人員はどのくらいか実態をお聞きしたいと思います。併せて高齢者を含めた生活保護の世帯数と対象実人員、老人福祉センターや地域活動支援センター等高齢者施設の利用状況も概算、もしくはここ数年の動向等をその傾向を教えてくださいたいと思います。また高齢者による交通事故等のリスクも高くなっています。町内住民の免許返納の状況も併せてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○保健福祉課長

令和2年の国税調査によりますと、町全体の世帯数は7,244世帯で、高齢者のみの世帯は2,291世帯で、世帯全体の約31.6%でございます。そのうち一人暮らしの世帯数は1,264世帯、人数も同数でございますが約17.4%を占めております。このような高齢者世帯のうち一人暮らしの世帯を中心に、民生委員が臨戸訪問をして見守り活動を行っております。その活動におきまして様々な問題が見えてくることがあり、その都度、保健福祉課と情報共有を行っているところでございます。続きまして、生活保護の状況でございますが、令和5年末時点におきまして58世帯73名でございます。

そのうち 65 歳以上の方は 32 名でございます。また、老人福祉センターの利用状況につきましては、平成 24 年度から令和元年度にかけましては、約 1 万 4,000 名前後で推移をしておりましたけれども、令和 2 年から新型コロナウイルス感染症の影響から約 8,300 名まで減少し、現在は徐々に回復傾向にあり令和 5 年度におきましては約 1 万 1,000 名でございました。地域活動支援センターにつきましては、高齢者施設ではございませんけれども、障がい者の施設ということで令和 5 年度の利用者は 11 名でございます。最後に町内の運転免許証の保有と返納者でございますが、こちらは役場では実態把握できませんので、中南信運転免許センターからの数字でございますけれども、昨年末の時点で免許証の保有者数は 1 万 3,500 名、そのうち高齢者の保有者数は 4,983 名また免許証の返納数は 83 名、そのうち 65 歳以上は 81 名でございます。ちなみに 10 年前の平成 26 年は全体で 44 名の返納でございましたので、増加傾向にあると思います。以上です。

○林（10 番）

はい。現状の実態を鑑みまして、民生児童委員等によりまして、町としてどのような対策を講じているのか、一人暮らしの実態を捉えてお話いただければと思います。また広い意味で、高齢者を含めた生活保護の対応また高齢者利用施設の利用対策、高齢者の免許返納対策についてもお話をいただければと思います。

○保健福祉課長

先ほども答弁いたしましたけれども、単身の高齢者世帯を中心に民生委員が定期的に見守り活動を行っております。昨年度その活動の中で緊急時医療情報キット・通称安心バトンの更新を行っていただきました。この安心バトンは緊急時に服用している薬や主治医など医療に必要な情報や、家族等の連絡先を記入してあり、いざというときに役立つ情報キットでございます。また、町が行っています高齢者の生きがい対策につきましては、身近な地域の中で介護予防の観点から、閉じ込めることが多くなり、社会から孤立しがちな高齢者を含め、すべての高齢者の皆さんに社会参加、健康づくり、仲間づくりを目的とした、月 1 回以上開催するふれ愛サロンを区に委託して行っております。またこのふれ愛サロン以外におきましても、社会参加や運動などによる介護予防の推進を図ることを目的とした、任意で集まった 5 名以上の団体に対しまして、地域介護予防活動支援事業補助金を交付しております。また、高齢者に限らず参加できます、学びの支援課が主催している公民館講座も様々な内容で行っております。

このように町では、高齢者の皆さんが集まれる場を提供したり、自主的に集まる活動を応援しており、その中で生きがいを見つけていただければ幸いです。そういった集まる場への移動手段としましてデマンドタクシーの利用や福祉タクシー助成を行っておりますので、併せてご利用いただければと思います。

○林（10 番）

はい。様々な取り組みをされているということですが、その一番目の検討繋がってくるわけですが、これはやはり周知していくということが大きな課題であるというふうにも考えるところでございますが、今、その集まりの場というところでお話ありましたけれども、こういった状況の中で辰野町で増え続けます空き家の活用、また遊休不稼働施設の利活用ということで、高齢者が集える施設設備設置、こういったものが考えられないかと提案したいと思っておるところでございます。コロナ禍がまん延されて以降、外出や地域での集まりが敬遠されまして、人と人との触れ合いの場が少なくなっていました。特に高齢者は隣近所の寄り合いすらなくなりまして、ある面、寂しい毎日を過ごしている方も少なくないと思います。また、コロナ禍を契機に、社会的弱者と言われている方々の住居の困窮も深刻しているものと考えられます。新たに改定された空き家特措法のこのものの内容によれば、空き家でも最も多い賃貸や、売買住宅の実施・実態また実際の法律による利活用については、まったく内容を触れてないということでございます。静岡県伊東市におきましては、とある団体で所有者が無償で空き家を提供し、地域で活用する「空き家寄り付きバンク」を市に提案しているようでございます。空き家や遊休不稼働施設を地域資源として捉え、高齢者が集う憩いの場として活用できるよう、高齢者向けの地域に貢献する拠点づくりをしてほしいと思いますが、この点について、町の見解をお聞かせいただきたいと思います

○保健福祉課長

先ほど紹介させていただきましたふれ愛サロンにつきましては、各区に委託しておりますので、それぞれの区役所やコミュニティセンターなど、公共の施設を利用することが基本になっております。また、介護予防を目的とした任意で集まる団体の活動につきましても、基本的には地区の公民館等の公共の施設において、活動を行っていただいております。それは公民館等の施設は各地区に存在しておりますので、高齢者の皆さんが集まる場所として適していると考えておりまして、また、エアコンの設置

施設も増えてきており、夏の猛暑においても安心して活動をいただけるものと考えております。よって介護予防に関しましては、現在のところ空き家等を使った高齢者の集まりの場を設置していくことは考えておりません。

○林（10 番）

回答いただきましたが、やはり地区・区なりのこの責任というところで、やはり情報発信する面でそういったことがわからないために十分に利用されていない、またそういった意見が出るということが考えられるかと思います。特に高齢者保護、生きがい対策、ちょっと言葉は適切ではなかったかと思いますが、やはり誰しものが迎える高齢化社会に向けまして、できる高齢者対策を今から考えることこそが、提唱しております「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」と、この実現に繋がるものだと思います。そして地域包括ケア計画の基本理念でもあります、先ほども話が出ましたけれども、いつまでも健やかに暮らし続けるまち、さらには高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活でき、安心して暮らし続けられる体制があることをこれが理念として載っております。ともにこういったものを目指していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 9 番、高木智香議員。

【質問順位 7 番 議席 9 番 高木 智香 議員】

○高 木（9 番）

それでは通告に従いまして質問させていただきます。ロシアのウクライナへの侵攻やイスラエルによるパレスチナガザ地区への攻撃により、多くの尊い命が奪われています。犠牲者の中には多くの子どもたちも含まれ、また、避難生活をしている人たちも、けがや病気、飢えに苦しんでおります。また、核兵器での威嚇も繰り返されるなど、ひどい状況が続いております。新聞やテレビで連日報道され、胸を痛めている方も多いと思います。こんな時だからこそ戦争してはいけない、ましてや核兵器を使用することはとんでもないことだと、未来を生きる子どもたちに伝えていかななくてはなりません。辰野町では中学 3 年生を対象に、戦争体験を聞く会が行われています。先日、生徒の感想を読ませていただきました。「教科書だけではわからないことも、実際にお話を聞いてより一層自分の考えが深まった」「体験者のお話はどんな授業より

も大切なものだと感じた」「体験者から直接お話を聞くことができるのは、自分たちの世代が最後だからしっかり語り継いでいかないといけない」「今の生活は当たり前ではない」などの感想が多く見られました。生徒にとってとても価値のある授業だということがわかりました。感想を見ていて、やはり体験された方のお話を聞くことや、当時のことをしっかり知る機会というものが大切なんだと改めて思いました。今、行われている貴重な体験に加えて、さらにもう一つ平和教育の場を設けていただきたいと思います、質問させていただきます。昨年8月6日、私は初めて広島平和記念式典に参加しました。式典については、これまでテレビで何度も見たことがありましたが、実際に現地に行くと、まるで違う式典のように思いました。1年近く経った今でも昨日のここのように覚えています。ある自治体の使節団に同行し、参加した子どもたちの表情や思いを間近で見ましたが、真剣な姿は今でも忘れられません。辰野町でも体験者からお話を聞く機会がありますが、どうにかこの貴重な体験を増やすことができないだろうかという思いは、私の中で消えることはありません。昨年の9月議会でも質問しましたが教育長にお伺いします。平和教育の一環として、広島へ子どもたちの使節団を派遣することはできませんでしょうか。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。高木議員におかれましては昨年の9月の議会でも、被爆地に子どもたちを含めた使節団を派遣する考えはという質問をいただきました。議員の平和教育に対する強い思いが伝わってまいります。8月に広島は昨年もお話しましたが、私も実際に8月6日広島を訪れてみて、この8月の広島というのは原爆を通して、戦争の悲惨さや不条理さとともに二度と戦争を行ってはいけない、このことを世界に訴えているものと今でも私理解しておりますけれど、本当は広島がもう少し距離的に近くあってね、行くことができればというふうに思ってるわけですけど、昨年も答弁させていただきました、時間的にもちょっと距離的にもちょっと遠いなあとそんなふうに思っております。ここが非常に厳しい。広島に確かに派遣団とか使節団を送っている自治体っていうのはあります。この長野県内にもあります、近隣にもありますけれど実施している自治体の話を聞きますと、有意義であったと、行けば当然有意義ですごく勉強になる、聞くよりもやっぱり実際に体験する方が遥かに強烈でインパクトある、これはわかるんですけど遠くて大変だという声も聞き、以前はやってたけれど今は止めたというこんな自治体もあって、非常に難しいな

というふうに思います。ですから現段階では、辰野町としますとこの使節団、子どものね使節団を派遣するという考えは持っておりません。以上です。

○高 木 (9 番)

先ほど答弁ありましたけれども、広島は非常に遠いところだということで今考えていないということですが、広島という地は原爆の被害にあった地です。特に 8 月 6 日は、広島にとっても世界にとっても特別な日です。世界中の平和への願いがそこに集まっているというふうに感じております。あの日の広島を 1 人でも多くの子どもたちに感じてほしい。時間をかけて行く価値は非常に大きいと確信しております。現在広島に子どもたちを派遣しているいくつかの自治体にも話を伺っております。なぜ派遣事業を行っているのですかと尋ねたところ、戦争体験者が高齢化し、語り部が減少する中、自らの目を見て肌で感じることで、戦争の悲惨さをいかにして次世代へ継承し、平和の尊さを発信していくかが課題となっていること、また昨今の世界情勢を見たとき、平和への関心を高め核兵器が使われないようにとの機運を高める必要性を感じたなどの回答をいただいております。一つでも多くの貴重な経験を積むことが、子どもたちには必要なのではないのでしょうか。私自身、本当に価値があるものだと感じているので、思いを込めて質問しております。今年も 2 箇月後に広島で平和記念式典がありますが、教育長ご自身がまずは広島に赴き、目を見て肌で感じて参加している子どもたちの様子を見て、派遣事業をどうするか考えてみることはできないのでしょうか、お答えください。

○教育長

昨年 9 月のこの一般質問において、私は 18 歳のときに、8 月 6 日の広島を訪れて、直に目にした原爆ドームとか、平和記念資料館それから平和記念式典の体験これについてお話させていただきました。今でも強烈な体験として私の心に何か深く刻まれております。今年度広島を訪れて平和記念式典を見学をし、また実際にそのね体験をお聞きする機会を取れば、きっと 18 歳のときに私が体験した当時の強烈な印象が、再び蘇ってくるんだろなそんなふうに思っております。ですが、今そのようなお誘いを受けたわけですけど、実はこの教育長やってますと 8 月の前半 5 日頃から 10 日頃までっていうのは、ぎっしり詰まってるんですね。今までもそうでした。今年もそうです、これからもそうなんです。ですので、申し訳ないですけど、教育長在任中は、8 月 6 日に広島へ行くことは叶いませんので、申し訳ございません。

○高 木（9 番）

教育長ご自身は予定がつかずになかなか行けないということですが、職員の方を派遣するということも考えていただきたいなというふうに思います。教育長ご自身 18 歳の 8 月 6 日に広島を訪れたということですが、そのときに感じたことは忘れられないものとなっているのではないのでしょうか。私も同じです。忘れることはできません。ぜひ 8 月 6 日、広島に職員の方でも良いので、足を運んでいただくことを前向きに検討していただきたいなと思います。また派遣事業を行っている自治体では、報告会が行われています。実際報告会に参加して、子どもたちの生の感想を聞いてみることはできないのでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長

はい。近隣の自治体においてそのような報告会が開催される。そしてまた、私の勤務等の関係から日程が合えばこれは検討してみたいと、そんなふうに思っております。はい、以上です。

○高 木（9 番）

ぜひ報告会に参加していただいて、子どもたちが実際広島で何を感じてきたのかということを知っていただきたいなというふうに思います。派遣事業ですがやるかやらないか、ほかの自治体の子どもたちの様子をぜひ見てから考えていただきたいなというふうに思います。2 箇月後、広島の地に教育長の姿はないとは思いますが、他の職員の方の姿があることを期待しております。次の質問に移ります。満蒙開拓平和記念館自治体パートナー制度についての質問です。昨年 12 月議会で向山議員も質問されていましたが、その質問を聞いて初めてこのような制度があることを知りました。私は以前、下伊那に住んでいたときに記念館を見学したことがありました。記念館は下伊那郡阿智村にあることから、下伊那の人たちにとっては身近に感じる施設の一つなのかもしれません。町長もご存知のとおり、長野県からは全国で最も多い 3 万 8,000 人ほどの方が満州に渡っています。記念館の資料によると、この辰野町でも農業開拓移民として 265 人、勤労奉仕隊として 5 人、10 代半ばの青少年から成る義勇軍として 36 人の合計 306 名が満州に渡っています。そのうちの約半数、142 人しか戻ってくることはできておらず、152 人は満州で亡くなり、11 人は残留を余儀なくされております。現在新聞でも満蒙開拓のことが連載されていますが、担当者は満蒙開拓は下伊那だけのことではない。それぞれの地域にある歴史を忘れてはいけません。決して

他人事ではではないとおっしゃっていました。私もそのとおりだと思います。忘れられつつある歴史をしっかりと学び、語り継いでいくことが大事ではないでしょうか。町長は昨年 12 月の議会で、町民の機運が高まったところで協賛を含め、町としての連携の形を模索していきたいと答弁されています。町長に改めて質問します。自治体パートナーになる考えはないでしょうか。

○町 長

はい。過去の一般質問で答弁させていただいたとおり、長野県から多くの住民が満蒙地区に渡り、その後、悲惨な生活や壮絶な人生を送ることとなったその歴史を、末永く後世に語り繋いでいくことが私たちの使命であるという考えに変わりはありません。ただその一方で、平和記念館の運営を自治体パートナーという形で支援する方法には、多少疑問を抱いております。満蒙開拓団の歴史の重みは、国や県全体で背負うべきであると考えております。この町は協賛している、この町は協賛していないといった形で促されるようにして、それぞれの市町村が個別に取り組むのではなく、行政や自治体として、運営や活動を支援するならば、長野県全体がまとまって取り組むべきだとも考えてきたので、自治体パートナーとなることは見合わせてきましたが、それが進まない現状や最近の新聞報道の特集記事に触れて、住民の中でもこの歴史に関心が高まりつつある状況をふまえますと、改めて検討してみたいと考えております。

○高 木 (9 番)

現在、県内で半数を超える 42 の自治体がパートナーになっています。さらに長野県もパートナーになっています。なるかならないかというのは自治体ごとに判断することにはなりますが、それぞれの自治体の姿勢が表れるのではないのでしょうか。なぜ頑なな姿勢なのか、なかなか私には理解することができません。記念館では、パートナーになった自治体に住んでいる方や子どもたちが入館無料になる自治体ウィークや、夏休み子どもウィークというものがあります。今年 3 月に行われた自治体ウィークには、県内でパートナーになっている自治体から 211 人が来館されたそうです。また、ある自治体の団体が記念館への見学を企画したということも聞いております。多くの住民に関心を持ってもらうにはとても有効だと思います。町長にお伺いしたいのですが、記念館を大切にしていきたいという気持ちを何らかの形や行動に移した方が良いのではと思いますが、例えば毎年、町内有志が行っている戦争パネル展のように、役場ロビーなどに満蒙開拓についての資料を展示したり、記念館の方に講演しに来てい

ただくなど、町民に関心を持っていただく取り組みを町としてすることは大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○町 長

はい。以前にも答弁させていただいたとおり、私自身も満蒙開拓記念館の方には実際に訪れまして、非常に過去の歴史を知る非常に立派な施設でありました。学芸員の方が解説してくれる中で当町辰野町もですね、非常に関係者が大勢いたということにも衝撃を受けました。ただ何て言うんすかね、自治体パートナー制度のはじめて通知が来たときにも若干違和感があったんです。そもそも運営する前からですね、運営がなかなか厳しいとかそういった表現もあったんですが、支えていくのはもう全然異論がないし私は金額の問題でもないと思っておりますが、その手法ですね運営の仕方についてどうしても私ちょっと疑問が生じてしまいまして、今の気持ちはですね現在、新聞でも取り上げられているとおり、かなり人々の関心も掴んできているなど今、高木議員がおっしゃったとおり、あの施設に大勢の皆さん、さっき教育長、広島の関係はねちょっと確かに遠いんですけど、阿智村でしたら行ける範囲でありますので、多くの、例えば子どもたちにも知ってもらいたいなという気持ちに偽りはございません。ですんでまったく否定してるわけではなくて、現状では前向きに検討してまいりたいと思っております。

○高 木（9 番）

記念館から貴重な資料をお借りすることもできますし、勉強会などを行うことがあれば快く相談に乗ってくださいますので、ぜひその町長の思いを形にさせていただきたいなというふうに思います。先ほども答弁ありましたように、満蒙開拓平和記念館は民間が運営している施設です。開館から 10 年が経ち、県内外から 21 万 8,000 人余りが訪れ、平成天皇ご夫妻も視察されました。たくさんの人の様々な思いが詰まった施設です。開拓団として満州に渡った人が断トツで多い長野県に設立されたことは、とても意味のあることです。過去の事実をしっかりと伝える貴重な施設をみんなで支えていくことが大事だと考えるのであれば、自治体、パートナーになって、記念館とともに歴史を伝えていく本物のパートナーになってほしいです。年間 5 万円でパートナーになることができます。自治体パートナーになって、歴史としっかり向き合うことを要望します。次に教育長にお伺いします。今年度から岡谷市では、市内 7 つの小学校すべての 6 年生が、満蒙開拓記念平和記念館へ見学する予定です。理由を伺ったとこ

ろ、岡谷市では平和体験として小学6年生で記念館への見学を行い、中学2年生で代表生徒が広島へ行くようにしているとのことでした。現在、小中学校で満蒙開拓について授業で触れる機会はほとんどありません。この長野県でこそ取り上げるべき内容だと思います。先ほど町長から自治体パートナーになることは今、現段階では難しいけれども、前向きに考えていきたいというような答弁ありましたけれども、子どもたちに過去に起きたことを伝えることは大事なことです。辰野町からも、青少年義勇軍として36人が満州に渡っています。14歳から18歳くらいの子どもたちが満州に渡った事実があります。ぜひ教育委員会として、満蒙開拓について学ぶ機会を設けていたいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長

はい。まず上伊那の小中学校の先生方はね、戦時中の自分たちの先輩の先生方、上伊那教育会なんですけれどこの負の遺産、教訓として、教え子を二度と再び戦場には送らないと、これを合言葉に毎年先生方異動で郡内からほか異動したりする、あるいは他から来るわけですけど、確実にこれは研修を行って平和教育の教材の一つとして、この満蒙開拓について学んで教え子に関わっております。辰野中学校ではこの満蒙開拓のことにつきましては、2年生の歴史では勉強しておりません。3年生の先ほど議員言われました戦争体験を聞く会に合わせて、特設の学習という形で取り上げます。これやっぱり特別な形で取り上げるって1つ意味がありましてね、2年生の歴史の学習の中で学びますと、1万年から5,000年っていうこの人類の歴史、縄文・弥生から今日までの歴史の中の1ページとして戦争の方は、ずっと教科書にある程度で学んで終わってしまうんですけど、そうじゃなくてあえて戦争というこのつらい厳しい体験あるいは実際に起こったこの出来事というものを聞く、学ぶ、これを通して中学生の心に、やはり戦争というものはどういうものかということ学んでほしいそんな意味付けがあって、あえて辰野中学校の場合には2年生の歴史ではなくて、3年生のところで特設で組んでいるのかな、こんなふうに思っているんですね。私この戦争中に起こった事実をなぜ今学ぶのかということで、それは今、議員も言われたわけですけど1つは、2度と戦争をしてはいけないこのこと、それからこの戦争というのは人権侵害の最たるものであるということを学ぶ、そのためだろうと思っております。ですから私はそのためには、例えば広島もあります。満蒙開拓もあります。から辰野中学が行っているような戦争体験を聞く会これもそうですし、辰野東小学校

が行っております戦争中にね B29 が沢底に爆弾を落としたそのあとを学ぶ、こういう題材でもどれでもいいと思ってるんですね。いずれにしてもそれらの教材を通して戦争の真実を知る、そして戦争とは何なのか、さらに戦争を防ぐための素養ですね。真実を見抜く目、人権侵害、人権擁護の心を育てる、これらを様々な学習通して身につけていくことが重要なんだろうなというふうに思っております。今、議員言われたように中学生では、満蒙開拓について3年生で学んでおりますけれど、多分小学校では、やっていないんだろうなと思います。ちょっと私、確認してないのでわかりませんが、これにつきましてはねまたちょっと小学校の実態も把握しながらまた検討してみたいと思います。以上です。

○高 木 (9 番)

辰野中学校の3年生では特別に授業で扱っているということなので、ほかの自治体にでは多分そのようなことを行っていないと思うので、非常に辰野町は良い授業を行っているなというふうに今感じております。先生方の中にも、なかなか満蒙開拓について知っている方っていうのが少ないので、先ほど上伊那教育会ではそういった勉強をしているということでしたけれども、もっと多くの先生方にこういう事実があったことを知っていただきたいなというふうに思います。ぜひ小学生に対しても記念館の見学に行ってほしいなという思いがあります。記念館には説明してくださるスタッフの方もいますし、貴重な資料や映像を見ることもできます。見学に来た児童や生徒の反応が、思った以上に良かったというスタッフの声も聞いております。ぜひ一度やってみて、そしてやってみてからその後どうするかを考えるということも、大事ではないかなというふうに思いますので、そういった見学についても前向きな検討を要望します。次の質問に移ります。放課後学童クラブについての質問です。まずはじめにお伺いします。現在、町内学童クラブを利用したいが利用できない待機児童はいますか、お答えください。

○学校支援課長

町で運営している学童クラブは、国の放課後児童健全育成事業に基づき、町内各小学校に在籍する1年生から6年生までの児童で、下校後、帰宅しても両親など保護者が面倒を見ることができない家庭で、1年間を通じて利用を希望する通年利用の児童と、夏休みや年末年始休み、春休みといった長期休業のみ利用を希望する児童を対象としています。通年利用、長期休業のみの利用とも、年度当初の入所につきましては、

前年度末までに事前申請をいただいております、これまでのところ保護者の希望に沿った受け入れができており、辰野町においては待機児童はないものと認識しております。また、保護者の就労の状況によっては年度途中の申し込みもありますが、通年長期休業の利用とも、この場合も待機なく受け入れを行っている状況でございます。ただしこのように保護者の利用希望に沿った受け入れを行っているために、国が基準とする定員を大きく上回っている学童クラブもあることも現状でございます。以上です。

○高 木 (9 番)

実はこんな声を聞いております。学童を利用したいが利用している児童数が多くて、落ち着いて過ごせる場所がない、しかたなく子どもを1人で留守番させているんですと、こういった場合は利用の申請をしていないので、教育委員会として、待機児童としての把握が難しいのかもしれませんが、学童クラブを利用したいのに利用できていないご家庭が実際にあるということになります。教育委員会として、現在利用児童がかなり多い状態だということは、先ほど答弁ありましたように把握されていると思います。そこでお伺いします。学童の課題として、支援の不足とスペースの不足があるというふうに私は思っているんですが、他にも何か課題があればお答えください。

○学校支援課長

はい。町内学童クラブの課題について改めて問われまして考えてみますと、既存の施設規模や支援員の人数が限られている中で、待機児童を出さないといったこの考え方になるかもしれません。議員ご指摘のように施設面、人員面でいくつか課題がございますが現状と合わせて申し上げます。施設面では辰野西、辰野東学童クラブは、定員を大幅に超えているため、部屋を区切って子どもに合った環境を作ってあげたり、活動ごとのスペースを作ることが大変難しい状況でございます。特におやつの時間は全員が一斉に集まるため、すし詰め状態だと聞いております。辰野南学童クラブは空いた教員住宅2棟を利用しておりますが、老朽化が進んでおります。両小野学童クラブは学校の空き教室を利用しておりますが、隣が高学年の普通教室のため授業の迷惑にならないよう、早めに学童に来た低学年の活動が制限される場合があるということでございます。人員面では国の基準は放課後学童クラブの職員の配置については、おおむね40人以下を1単位として、支援員2名以上を配置することになっており、定員を超えている学童クラブでも、計算上は全国の状況と比べてそれほど少ない人員配置ではないと考えております。ただ、現在の施設規模で定員を大きく上回る受け入れ

を行っているため、児童の活動範囲が施設内にとどまらず、体育館、校庭、遊具など広範囲にわたり、支援員にとっては子どもの安全対策に対する不安や、支援を必要とする児童への対応、少人数職場での人間関係、勤務条件などの処遇にストレスを感じているのではないかと考えております。また、担当課といたしましては児童や保護者が安心して利用できる居場所として、安全面に十分配慮した環境整備を進めておりますけれども、放課後学童クラブに求められている機能として、児童の発達段階に応じた生活の場や遊びが十分可能になっているかは疑問と感じているところでございます。以上です。

○高 木 (9 番)

再度確認なんですけれども、支援員の不足は、課題として感じていないということでしょうか。

○学校支援課長

はい。40 人に 2 人という国のこれ補助金の基準があるわけですがけれども、計算上はそんなに不足していないということでもありますけれども、支援員等の声を聞いている中、それから学童クラブの運営委員会を開催する中で保護者からも、もう少し増やした方がいいのではないかとといったような意見を聞いておりますので、現状は不足感はあるというふうには認識しております。

○高 木 (9 番)

少子化とはいえ学童を利用する児童数は、現在ほとんど変わっていない状態です。支援員の不足というのも現場からあるいは保護者の方から声が上がっているということですので、不足感はあるということなので足りていないんだというふうに思います。スペースについても足りていないというふうに先ほど答弁ありましたけれども、この 2 点についてやはり学童クラブの問題として、解決しなくてはならないことだというふうに思います。そこでお伺いしたいのですが、先ほど支援員の不足感を感じているというふうにありましたけれども、そういう認識でいながらなぜ現在、支援の募集をしていないのでしょうか。お答えください。

○学校支援課長

はい。まず支援員の募集の関係でございますけれども、各学童クラブとも毎年一定の支援員を配置しております。1 年更新っていいですか 1 年更新になってまいりますけれども、年度末に退職等によって退職するケースがありまして、補充募集をするよ

うなケースがあります。その場合に、複数の応募者があった場合には、あらかじめ多めの採用をして学童クラブへ配置するわけですが、そのような方法をとっておりまして、現在は私どもの考える配置人数を満たしているというふうに感じております。ただ、1日の保育になります学校の休業日とか長期休業で、朝から朝8時に開所しまして、夜7時の閉所までこれかなり勤務時間、開所時間が長くなるわけですが、この場合には、通常の支援員に加えまして学生のアルバイトを入れたり、あるいは学校の通学時に学校に入っているほっとサポートや、教育活動支援員がおりますけれども、学校のない日は業務がありませんので、学童クラブに昼間入っていただいて、子どもの支援にあたっているといったような対策をとっております。それから今年度は2月末の退職者、家庭の事情等による退職者、支援員の退職者が複数出たものですから、3月の春休みの忙しい時期を乗り越えるために、4月に町の職員として採用予定であった4人をお願いしまして、職場体験を兼ねながらアルバイトとして加入していただいたところでございます。現場では慢性的な不安感を感じているってことは重々承知しておりますけれども、この退職者を補充するための採用が精一杯でして、その理由としましては学童クラブの支援員は平日の午後からの勤務となることや、土曜日や長期休業には1日の勤務となって変則的なシフトになるということから、なかなか応募者がいないという状況がございます。その辺もご理解いただきたいと考えております。

○高 木 (9 番)

支援員が不足しているというふうな現場の声を聞いているというふうに先ほどありましたけれども、それでもやはり支援員を増やしていないというのは、現場の負担を増やして運営していることになっているのではないのでしょうか。例えば夏休みだったり1日見なくてはいけないというときに、アルバイトやほっとサポートの方に入ってもらおうというふうに先ほど答弁ありましたけれども、それでもやはり増やしてほしいという現場の声は変わっていないと思います。もう1人、2人と配置してほしいのに、増やして配置してほしいのに少ないメンバーで大勢の子どもたちを見ている状況では、子どもたちにしっかり寄り添ってあげることが難しいのではないのでしょうか。とにかく支援員を増やしてほしいというのが今の現場の強い願いです。保護者の方に話を伺うと、学童には本当にお世話になっている。学童がなかったらすごく困っていたと口々に言うておりました。学童で働いている支援員の存在はとても貴重な存在で

す。支援員を増やしてという要望にぜひ答えていただきたいのですが、これ以上支援員を増やすという考えはないということでしょうか。

○学校支援課長

先ほどの課題のところで申し上げましたように、施設面、支援員の人員面、それから運営の面ですねいろいろな面が影響しております。支援員を増やすだけではなくて、今の時代の流れそれから保護者の就労状況の変化に伴って、学童クラブの運営全体について検討し直さなければいけない時期に来ているかなと感じておるところであります。決してこれ以上支援を増やさないって決めてるわけではございませんので、状況を十分把握して対応してまいりたいと思います。

○高 木 (9 番)

今後、学童についての運営を検討していくということですので、しっかり検討していただいて早急に支援員を増やしていただきたいというふうに思います。支援員の顔ぶれというのは毎年ほとんど変わらないということを聞いております。募集しても新しい人が集まらないということだと思いますけれども、そこでお伺いします。支援員を増やすときに勤続年数に応じて、毎年なり数年ごとに時給を少しずつ上げるなどして募集することはできないでしょうか。南箕輪村では、会計年度保育士に対してこのような処遇改善をしております。また、長期休暇中など1日預かる日には、先ほど補充もしているということでしたけれども、支援員の不足によって昼休みをしっかりと取れていない体制であり、さらに昼休みが取れていないにも関わらず、昼休み分の賃金がお給料からしっかり引かれているというふうに聞いております。支援員を増やした方がいいのではないのでしょうか。このままでは労働基準法違反になるのではないのでしょうか。交替できちんと昼休みを取るためにも、少しでも待遇が良いことをアピールして、支援員を募集することはできないのでしょうか。お答えください。

○学校支援課長

はい。ただいま学童クラブの支援あるいは保育士の件でご指摘いただきましたけれども、特定の職種だけということをやなかなか難しい状況にありまして、町の会計年度任用職員の処遇改善ですとか勤務体系等をその形態に沿ってやっておりますので、町全体の課題として検討しなければいけないことだと考えております。

○高 木 (9 番)

やはり募集をしても集まらないという学童支援員や保育士についてもそうですけ

れども、ほかの特定の職員のみの処遇改善は難しいということでしたけれども、そういったことも考えていかななくてはいけないのではないかというふうに思います。学童支援員の仕事は大変やりがいがあるということで皆さん働いてくださっていますが、やはりそれに見合った賃金が必要ではないでしょうか。現場で働いている方が心から気持ちよく働ける職場こそ人が集まってくると思います。さらに処遇改善して人手を確保して、どんなお子さんでも安心して過ごせる学童クラブにすることを要望します。学童クラブについてもう一点質問します。現在、子ども1人預けると月額5,000円におやつ代が加わり6,000円かかります。ほぼ毎日利用しているご家庭にとっては、この金額は妥当だという意見もありますが、週に1日から2日しか利用していないご家庭にとってはとても悩ましい金額です。預けたかったが料金が高くて預けることができなかったという声も聞いております。周辺自治体を調査したところ、1回何百円、10日以内なら半額という設定のある自治体も多くありました。また保育料の日割り計算をしていない自治体であっても、そもそもの月額が3,000円ほどと、辰野町より安いという状況です。もちろん利用する際は事前に登録をしていただくんですが、利用日数の少ない方のために、保育料の日割り計算はできないでしょうか、お答えください。

○学校支援課長

はい。こども家庭庁の調べで令和5年5月1日現在の全国の学童クラブの設置状況調査を見ますと、全国には25,807箇所学童クラブがあるということで、その運営主体は様々であります。辰野町のような公立公営の学童クラブが26%だということです。私は意外と少ない数字かなあと思ったところでもありますけれども、この数の分だけ地域の実情に合った様々な料金形態や運営形態があるものだと思います。辰野町では学童クラブの入所要件としまして、保護者の就労を前提とし保護者の就労が継続的に行われ、その間、子どもたちが1年間を通して日々学童クラブを利用することを想定しておりまして、保護者の都合によって月に数日受け入れるといったような、一時預かり的な受け入れは想定しておりません。また、支援員の人件費ですとか施設の固定経費なども月単位でかかってくるところでございますけれども、何と言っても学童クラブは一对一の支援を行うことを目的とするものではなくて、年齢や成長過程の異なる子どもたちが放課後の生活をともにする場所であります。そこで事務局、町では1回いくらという料金ではなく、学童クラブの利用日数の多少や利用時間の長短に

関わらず、学童クラブは子どもにとって日々の学習や遊び、分担する仕事や様々な行事への参加を通じて成長する場であります。これを保護者に利用していただくということで、保護者負担をお願いしているところでございます。学童クラブの運営には国の補助金、町費を投入しておりますけれども、保護者負担は欠かせないものであります。保護者の皆様にも助け合って子どもたちを支援してほしい等を考えているところでございます。このように学童クラブの保育料は日割り計算にはせず、月額制あるいは年額制で計算することが一般的であると考えておりましたけれども、議員ご指摘のように改めて上伊那郡内市町村の学童クラブの料金形態を見てみますと、本当にそれぞれでありました。先ほども申し上げましたとおり国の放課後児童健全育成事業の今後の動向等も見ながら、施設面、人員面、運営面等、学童クラブ全体のあり方について、時代や家庭の事情の変化に応じた見直しをする時期に来ているかもしれないと考えております。以上です。

○高 木（9 番）

先ほど時代や家庭の事情に合わせて運営方法について、あるいは料金についても考えていかなくتهはいけないということでしたけれども、やはり様々な働き方が今増えております。早帰りの日、振替休日の日などに、やはりそういうときだけは仕方なく預けたいという方も増えているというふうに思います。月に数日だけ預けたいというご家庭もありますので、そういったご家庭にもしっかり対応できるように、ぜひ保育料の日割り計算について考えていただくよう要望して次の質問に移ります。最後に子育て支援センターについての質問です。この4月から0歳児のいる家庭におむつ券を配布する事業が始まりました。子ども、特に0歳、1歳の子は成長が著しく、すぐにおむつのサイズが合わなくなってしまうます。保護者の方は1枚でも多く手元にあるおむつを使おうと頑張りますが、限界もありおむつ1パック全てを使い切らずに終わることもあります。そういった場合は、知り合いに譲ることもあり、私もいただくことが多く大変助かりました。しかしあげる先がないとなるとごみになってしまいます。とてももったいないことです。そこで質問です。未就園児親子の集まる子育て支援センターに「どうぞのおむつコーナー」を設置することはできないでしょうか。家で使わずに残ってしまったおむつを持ってくることができ、そのおむつをセンターを利用する親子が使うことができるというおむつのおすそ分け事業です。いかがでしょうか。

○子育て応援課長

はい。ではただいまの質問にお答えいたします。子育て支援センターのですねちょっと紹介も兼ねて答えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。町ではですね、ときめきの街の2階に子育て支援センターを開設しまして、主に0歳から3歳未満のお子さんとその保護者を対象に、子育て親子の交流、集いの場として安心して遊べる場所を提供しております。また施設内には、まちの保健室を設置して、保育士が育児相談等に応じております。令和5年度の来館者数は7,828人となっております、利用登録につきましては今月6,000組に到達する見込みであります。来月7月9日にはですね、「新規登録6,000組達成セレモニー」を行う予定であります、多くの親子で賑わうイベントを企画しているところであります。議員の皆様にも周知についてご協力をお願いいたします。さて議員ご提案の未使用の紙おむつのリユースであります、需要と供給のバランスを考えますと、おむつを提供してくれる方がですね少ない場合があります、サイズが合わないなどの不具合も予想されますが、スペースが確保できればですね、実施することが可能であると思っておりますので保育園のですね保護者の皆さんへ、サイズアウトした未使用のおむつの提供を求めながら、支援センターでも周知に努め、未使用の紙おむつのリユースコーナーの設置を考えてまいりたいと思っております。以上です。

○高 木 (9 番)

おむつのおすそ分け事業は幸せのおすそ分け事業です。すぐにでも設置していただき、利用する方の意見をお聞きしながら良いものにしていただければというふうに思います。また以前行っていた衣類のリユースというものを復活させることはできないでしょうか、お答えください。

○子育て応援課長

はい。子育て支援センターでは、新型コロナウイルス感染症がですね拡大する前までは、衣類のリユースを行っていたという経緯がございます。感染拡大に伴いまして実施が難しくなり、リユースを行わなくなった経緯がございます。また当時もですね、リユース品はたくさん集まってくるものの、気に入って持ち帰ってくれる人が少なく、衣類が余ってしまう状況もございました。今はですね好みのものが安価で手に入るため、寄付したものなど状態の良くないものや趣味が合わないものは子どもに着せない方が増えたのかもしれませんが。保育園の園児服など保育用品につきましては、年に一度リユースを行っており大変好評を得ていますので、新品に近い状態のよい衣類など

のリユースについてはですね、検討してみたいと思っております。以上です。

○高 木 (9 番)

衣服のリユースについては昔はいろいろ問題があったということですが、サイズを限定したり、新品やほとんど着ていない衣類に限定するなど基準を設けて、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。また、辰野町の子育て支援センターを町内外の親子にもっと利用していただき、たくさんの思い出を作っていたくために、施設の紹介やイベントを紹介する動画が作れないでしょうか。現在町のホームページには写真しかなく、とても楽しいセンターなのに、残念なことにその良さが全く伝わっていません。ぜひ施設の楽しさがわかる動画を作っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○子育て応援課長

はい。子育て支援センターでは、子どもと保護者が安心して過ごす場所を提供しております。施設内で遊ぶ親子の姿などを動画で視聴してもらうことは、施設の状況を伝えるためにはとてもわかりやすい手段であると思っておりますが、個人情報保護等の問題がございます。写真や動画に映っている児童について、使用の承諾といった確認が必要であったり、デジタルデータの転用について様々な問題も発生していることから、子どもが写った写真や動画の使用について慎重に考える親御さんも多く、理解を得るのが難しいなど悩ましいケースもあります。子どもたちの映し方やプライバシーに配慮しながら、対応可能なものを考えていければと思っております。子育て支援センターの様子を知るためには、実際に施設を利用し、楽しい場所であることを体験していただくことが良いと思っておりますので、引き続き各種イベントの開催なども通して周知に努めていきますが、未就園児のお子さんを持つご家庭への議員の皆さんからも、ぜひ案内などご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○高 木 (9 番)

今、答弁ありましたけれども、プライバシーに配慮して施設やイベント等の紹介をする動画を作っていただくことを前向きに検討していただきたいというふうに思います。今以上に子育て支援センターを利用する方が増えるように、もっともっと PR してほしいなというふうに思います。1 人でも多くの保護者に子育て支援センターでたくさんの思い出を作してほしいというふうに願っております。ぜひ前向きに検討い

ただくことを要望して、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦勞様でした。

9. 延会の時期

6月5日 午後 4時 59分 延会

令和 6 年第 3 回辰野町議会定例会会議録（9 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和 6 年 6 月 6 日 午前 10 時 00 分
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 睦 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番	小 澤 睦 美
議席 第 7 番	向 山 光

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝より大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第3回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席4番、吉澤光雄議員。

【質問順位 8 番 議席 4 番 吉澤 光雄 議員】

○吉 澤 (4 番)

はじめに議会タウンミーティングで出されました要望・意見の中から2つ質問させていただきます。1番最初は日帰り入浴施設の町民割引についてです。町には公共の日帰り入浴施設が3つあります。湯にいくセンター、パークホテル、かやぶきの館です。うち2つは温泉でもう1つも大きな浴室を持っております。町の魅力の1つだと思います。これらは住民福祉向上のための公共施設です。多くの町民が利用しやすいように努力する必要があります。またそれは施設の赤字を減らして、町民の負担を軽くするためにも必要なことだと思います。町や管理業者はそうに努力していると思いますけれども、そこで昨年の利用状況を確認します。昨年度の日帰り入浴施設3施設合計の数は11万6,000人でした。これは、ながたの湯の56%、大芝の湯の51%ということになります。辰野の風呂は空いてていいという声を実はよく聞くんですが、もっと入っても困らない状況だし入って良いと私は思います。同時に昨年の実績を一昨年と比べますと心配な部分があります。昨年度はコロナの規制が解かれて、一般には入浴者が増えたようです。湯にいくセンターは昨年実績はその前の年に比べて8,232人、14%増えています。近隣のながたの湯は前年に比べて約1万4,000人、7%増、大芝の湯は2万8,000人、14%増でした。一方、かやぶきの館、暫定値ですが、前年比で2,476人、8%減、パークホテルこれも暫定値ですが、前年に比べて4,228人、17%減、ですからかやぶきの館とパークホテルは、本来なら伸びるはずのところが減ったわけですから、これを加味しますと本来見込めた入浴者よりも2、3割少なかったという結果ではないかと私は見ております。この原因の分析と対策が求められるわけですが、私が考えた要因、かやぶきの館につきましては、入浴料を昨年4月から100円値上げしました。パークホテルは管理者が変わりまして、それまで毎月の広報たつのに刷り込んでいた150円の割引券2枚ずつこれ止めたんですよ

ね。私は入浴料の値上げと町民割引配布の廃止がこの入浴者が減った原因ではないかと考えます。過去にもそういう例がありました。パークホテルは 2021 年に日帰り入浴料を 500 円から 600 円に値上げしました。と同時にですね、このときは 150 円の割引券を広報たつのに毎月配りますということで始めたんですよ。ずっと去年の 2 月までやっていました。結果はどうだったか。パークホテルの日帰り入浴の入浴者は、値上げ前よりも年間 3,680 人、約 2 割増えてるんです。つまり、町民割引券を配ったら値上げしたのに利用者が 2 割増えた。割引券の配布をやめたら実質 3 割近く減った。割引なしで値上げしたら利用者が実質 2 割程度減った。これがこの間の教訓として大事にすべきことではないかと私は考えます。この 3 つの施設の運営のために、町は指定管理料を年間 6,871 万 8,000 円、約 7,000 万円支出しております。1 世帯当たり年 9,000 円の負担になる金額です。コロナの中で赤字の追加補填のときに話題になったんですが「どうせ町がお金を出すなら支援するなら、町民の利益になるように出してほしい」「もっと入浴料を安くしたり、もっとバスを回したりして町民にどんどん使ってもらったらどうか」という声は聞いてはいました。そういうことや、先日のタウンミーティングでの提案も加えてですね質問になります。町民が利用しやすく、経営の改善にもつながる、町民割引を管理業者の協力も得て行ってはどうでしょうか。やり方としては私は過去にも例があり馴染んでいる、広報たつのへの割引券の折り込みということが現実的ではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。お答えください。

○まちづくり政策課長

それではご質問にお答えいたします。町内 2 つの温泉施設のうち、湯にいくセンターにつきましては、広報たつのに平成 20 年の 9 月より指定管理者制度企画としまして、100 円引きの割引券を掲載して、昨年度まで継続的にされている企画であります。令和 5 年度の実績で 500 名ほどが利用されているということでもあります。また、町内の小・中学校の児童、生徒を対象に毎年優待券を配布しており、家族との思い出を深める意味も込めて利用促進を促しているところでもあります。新春のお年賀プレゼントとしまして、正月 3 箇日の限定の補助券や成人の日の特別企画また毎月 26 日の風呂の日の割引等、自主的な取り組みを実施していただいているというところがございます。たつのパークホテルにつきましては、前指定管理者の令和 5 年 3 月まではランチと入浴をセットで行うなどの割引を行ってまいりました。また入浴については、回数

券の販売を実施しておりました。荒神山温泉の春まつりや、令和2年4月からの料金変更で町議がおっしゃる変更に伴う割引など、こちらについても独自の取り組みを行ってまいりました。令和5年の4月から新しい指定管理者になりまして、町民サービスである通常入浴料より安いという割引サービスは、公平性が保てないという判断のもと、回数券の配布を中断した時期がございました。しかしながら、利用者の声や動向を確認する中で、回数券につきまして再開を行いまして、現在まで運用しているところでございます。こちらにつきましては、600円の回数券をですね10回分としまして、5,000円で販売してるというものであります。ランチについて温泉入浴ができるセットを提供しておりまして、料金1,600円にして提供しているようでございます。少し料金設定が高い気もされるかもしれませんが、割引というより付加価値をつけるという観点によりまして、ランチから温泉利用について利用を促す狙いもございます。かやぶきの館につきましては、あり方検討委員会の今後のあり方についての中で、町民に対して町が入浴や飲食時に使えるクーポン券を発行することで利用を促し、施設の売り上げにつながる方法も提案されておりました、関係課と指定管理者との打ち合わせの中でどのようにしていくのかを、検討が必要かというふうに考えているところであります。割引券等による利用促進については、本来、管理運営をお任せする指定管理事業者の施策の一部と捉えておりまして、民間事業者の創意工夫により効果的に展開されていくことも、指定管理制度に期待しているところであります。町による割引券の発行の効果が一時的なものであってはいけませんし、逆に恒常的になってしまっても、管理運営に良い影響とならないようではいけません。この施設はするまたこの施設はしないなどですね、3つの施設の差異があってもいけませんし、利用者の混乱を招きますので、関係課とですね十分に検討していきたいと考えております。以上です。

○吉 澤（4番）

昨年度、2施設の利用者が実質かなり減ったということの原因は、おっしゃるようにいろいろあるんでしょうけれども、その中の1つとして私が言った値上げだけして割引しなかった、あるいは割引を廃止したということが大きく関わってるんじゃないかという点は、考慮いただきたいと思います。箕輪町、伊那市などでは、入浴にも使える福祉券を高齢者に配っております。私が提案してる町民割引券は、高齢者にはこういうように使うこともできて喜ばれることが期待できると思います。また温泉の2

施設はお客さんが1回入れば150円町に入湯税入ります。ですから、利用者が増えればその分町の収入が増え、町の財政負担を軽くできるちゅう面もあります。また管理者にとっても費用の一部を負担してもですね、支出が増えても入浴者が増えれば、売店や食堂利用などへの波及効果も期待でき、また宣伝効果もあるわけです。そういう意味でぜひご検討いただきたいと思います。次の質問に移ります。空き家対策についてです。全国で空き家が増えて20年間でほぼ2倍になって、今後も急増すると予想されています。管理には不十分な空き家は生活環境や防犯防災、景観などに悪影響を及ぼします。社会問題になっています。新築偏重の持ち家施策や人口減少が背景にあると言われています。政府にはですね、昨年の空家法改正のときの国会決議、自治体の空き家対策職員の確保と空き家対策予算の充実のため、地方交付税による措置を求めるとこういう国会決議がされてますのでこの実行ぜひ求めたいと思っています。それを前提に、まず町の空き家状況を確認したいと思います。町は区や協力隊員の協力を得て、空き家の詳細な実地調査を行われました。1,000数百件の対象を全部歩いて528戸の空き家を確認したそうです。すごい取り組みだと思います。その結果、空き家が528戸、空き家率は16.9%、これは6軒に1軒が空き家ということになります。つまり12軒の常会や耕地があるとそのうち2軒は空き家、ちゅうのは町の普通状態ということです。この空き家率は県の平均よりも高いわけです。そしてもう1つ、町の今後の空き家増加率は県下7位と高くなるだろうと、16年後には町の空き家は2倍になるだろうという推計も、ある大学教授から出されてNHKで報道されたようです。町の空き家状況は5段階で評価されています。状態が良くて再利用できる可能性が高いのが427戸、約8割、崩壊が始まっていて危険な状態が24戸、約5%ということです。これの対策は、適正な管理を続けるか再利用するか、壊すかのいずれかしかないと思います。町はこれまでも様々な取り組みをしてこられたと思いますけれども、空き家対策は町の重要課題の一つで今後さらに重要性を増すと思いますので質問します。町が空き家の利用や解体のために行っている、主な取り組みと状況はどのようなものでしょうか、お答えください。

○まちづくり政策課長

令和5年度の空き家バンクの成約率につきましては72.9%でございまして、成約率が50%以下の自治体は全国で68%あるということから、当町は高い成約率を誇っているところでございます。要因は、取引現場からの声を反映させた多様な補助金制度、

また移住定住促進協議会を中心とした官民連携による取り組みが、影響しているところであるかというふうに考えているところでございます。令和5年度の補助金の実績でございますけれども、空き家改修補助金につきましては18件、空き家の家財道具等処分運搬費補助金は21件、空き家バンク仲介手数料補助金につきましては16件、空き家等解体撤去補助金につきましては10件の申請がございまして、いずれもですね令和4年度よりも申請件数が上昇しているという状況になっております。町では、空き家のDIYイベントというものを実施しておりまして、昨年7月には14、15、16日、8月の4日、5日、6日とですね、全2回の6日間行われまして、町内外から延べ109名の方のイベントへの参加がございました。購入した空き家を自分らしく、また好きなように変えていくという面白みとですね、その手法を体験していただくということがですね、その後の空き家の取得というものへのイメージに、繋がっていくのかなというふうに考えているところであります。町内で実施しておりますお試し滞在というのは、令和5年度は22組、34名の利用がございました。このうち1名がですね町内の物件を購入して、実際に定住へと繋がっているところであります。特に空き家のDIYお試し滞在というものは、関係人口の創出というところの取り組みでもございまして、引き続き積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○吉澤（4番）

諏訪圏のある市では空き家マッチングサービスが2年間成約0、ホームページでの物件公開をこれからしていくという新聞報道を見て、この辰野町の空き家バンク登録112件、成約率7割強というのは大変先駆的なんだなと思いました。しかし、空き家が多くさらに増えると予想されていますので、さらに対策が必要ということで次に進めさせていただきます。今回の町の空き家の実態調査結果や、空家法、それから国の空き家対策指針の改定がありました。これを受けてですね、令和4年3月に策定した第2次辰野町空家等対策計画の見直し改定が必要ではないかと考えますけど、いかがでしょうか。

○総務課長

昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されまして、12月13日に施行されています。これによりまして、所有者の責務がこれまでより強化され、自治体の施策に協力する努力義務が追加されています。そのほか3つのポイントがございまして1つ目、空き家の活用や管理に取り組むNPO等を空き家等管理活用支援法人に指定

し、自治体が業務を委託できるようになったこと。2 点目としまして、放置しておきますと特定空き家、危険な状態になる前の前段階に相当します管理不全空き家が新設されまして、所有者への指導や固定資産税等の住宅用地特例が解除するなどで、行政が早期に介入できるようになったこと。また 3 点目ですが、災害等により特定空き家が倒壊し、周辺住民の生命や身体に危険を及ぼすような恐れがある場合については、命令等の手続きを省略して、緊急代執行が可能となったことが挙げられます。行政による代執行につきましては、これまでに手続きや費用回収に年単位の時間がかかるため、なかなか進まなかったのが実情です。今回の改正によりまして、緊急の場合には速やかな対応が可能となりましたけれども、以前、費用回収が困難な事例が多いと見込まれます。個人の財産でありますので、最終的に公費負担になるようなことはなるべく避けて、極力所有者による対応を求めるように努めてまいりたいと思います。こういった状況であります。現在の第 2 次の辰野町空き家等対策計画につきましては、令和 8 年度までの計画としておりますけれども、関連法の大きな改正がございましたので、年度途中ではありますが本年度中に見直しし改正をしたいと思います。以上です。

○吉 澤（4 番）

次に今も触れられましたけれども、自治体の人員と専門知識を補うために、法改正で導入された空き家等管理活用支援法人の指定についてお伺いします。この法人は、空き家の相談援助や町からの委託に基づく空き家の所有者の調査などができるという団体です。町はこれまでもかなり伊北不動産組合や、いろんなノウハウを持った方と綿密な協力はしてきていると思うんですが、こういう指定があればさらにその連携が進むんじゃないかという声をお聞きします。指定の考えはあるでしょうか。

○まちづくり政策課長

この制度の狙いは、指定により民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空き家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくこととなります。空き家オーナーは、各市町村の指定ということもあり、安心して指定事業者へ物件を預けられまして、民間事業者は有益な情報を得ることにより、問題視されている空き家対策に積極的に取り組むことが可能となることが考えられます。現在、当町では伊北不動産組合に所属されている町内 4 つの事業者と、空き家バンクの運営に関して協力体制を結んでいる状況でございます。支援法人の制度の運用にあたってはガイドラインからも、町として求める支援法人の業務、また指定の方針等を整理しながら積極的に

ですね、指定に向けての準備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○吉 澤（４番）

次に、空き家の利用促進に関わる国交省の今度は省令改定が今動きがあります。ご承知かと思いますが。それをですね空き家の再利用が進まない要因に、安い古い空き家ほど仲介に手間がかかる、説明しなきゃいけないことがいっぱいある、調査もいっぱいあると。ですけども、売買代金の一定割合च्छゅう仲介手数料では割に合わなくて、手を出さない不動産屋さんは出せないということがあるということで、この仲介手数料をかさ上げする特例がありまして、このかさ上げ分を町が補助すると、これもなかなか画期的だと思います。町はそういう補助制度を作って成果を上げてきてるわけです。先ほども昨年度 10 数件ですかあって増えてると言いました。今回、国交省はこの仲介手数料をさらに大幅に値上げしようとしてるんです。そうすると金にならなかった安い空き家の仲介が儲かるビジネスになってきて、町の状況を知らない遠隔地や都会の不動産会社が安易に受けて、空き家を斡旋するという事例も出かねないんじゃないかとच्छゅう心配の声聞きました。東京の知り合いの不動産頼んでから紹介されて辰野に入ってみたら、隣組に入らないけん、区費がある、何それってच्छゅうなことでは困るわけです。そういうわけで、町外の空き家の持ち主にも町の空き家バンクへの登録を促して、スムーズな斡旋が進むように低廉な空き家の仲介手数料の上限引き上げ、国交省の省令改定は 6 月とお聞きましたが今月だと思いますけど、これが行われた場合町の補助金額も引き上げた方がいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。この仲介手数料補助金制度につきましては今、議員さんがおっしゃられたとおりの現状がございまして、制度を設立しまして補助をしているところでございます。昨年もですね 16 件の申請がございまして、補助金をですね支出しているところでございます。今まではですね売主だけが特例のですね、仲介手数料の請求をですね負担しているということで、売主への補助というところだったんですけども、これからは制度が変わりまして、売り手と買い手双方にこの仲介手数料の請求ができるというような制度に変わってくるということでございます。町もですね、限られた財源の中でこうした空き家対策ということをしていくということになりますけれども、大きくこの制度が変わる中でですね、従来どおりの補助の考え方をですね、ここでまた再考していきたいというふうに考えております。どのような内容にな

るのか、また他市町村の状況とかも見ながらですね研究していきたいと考えております。以上であります。

○吉 澤（４番）

次に危険な空き家への対応の強化について質問します。危険な空き家の件数、私は先ほど実態調査で 20 何件と言いましたけども、町の担当課の方で把握している危険な空き家の件数と対応の状況、そして強制措置を含めた対応の強化についての考え方をお聞かせください。

○総務課長

これまでに地域などから寄せられました、危険な空き家に関する相談につきましては 23 件ございます。そのうち解体までに至りましたのは 7 件です。町では、所有者を特定しまして状況をお伝えし、改善をお願いしているわけではございますけれども、積極的に対応していただけるのはごくわずかです。所有者の方が遠方であったり、通知をお送りしてもなかなか返事をいただけないなど、すぐに目に見える成果が得られることは少ない状況です。現在、特定空き家の指定物件はございませんが、管理不全空き家に該当すると思われる空き家は数件ございます。所有者に通知を出しまして連絡があった際には、本人が所有者である認識がなかったケースもありました。今後も粘り強く所有者の探し出しをしたり、また通知の発送などで促してまいりたいと思います。また先ほど答弁させていただいたとおりに、法改正によりまして指導・勧告を行い、固定資産税の軽減適用除外の措置ができるようになりますので、今後はこの制度を使いまして、該当する場合には粛々とその対応を進めて、対応を強化してまいりたいと思います。なお、代執行につきましては、先ほど申し上げたとおりに時間もかかったり、また危険性を伴う緊急の場合でしか緊急代執行できませんので、対応については慎重にならざるを得ないといったのが状況であります。以上です。

○吉 澤（４番）

危険な空き家の状態にしている持ち主にはそれぞれの事情があるんでしょうし、丁寧な対応は基本ではありますけども、危険な空き家のために危険にさらされている近隣の人たちは毎日危険にさらされてるわけです。それから先ほどの件数の他にも空き家があるっちゅうことを、私こないだタウンミーティングで出された区へ行って確認しました。うちの裏にボロボロのありました。だからもっとあるかもしれません。強制措置はできるだけ避けたいっちゅういうことですけども、町はかつて今度法改正

によって緊急時に手続きを簡略化してやる代執行じゃなくて、年がかりでやる手続きを踏んで代執行したケースが1件ありますし、その直前までいったことも2回あるそうですね。大変だったようです。近隣から見てもなかなかここまでやっている自治体はないですから、注目されたようです。大変だと思うんですけども、町民の暮らしを脅かす危険空き家については、手続きを踏んだ代執行をぜひ進めていただきたいと求めていると思います。最後に、担当部署の一本化についての質問です。空き家につきましては今は総務課の危機管理、まちづくり政策課、生活環境係と3つの課に相談窓口が分かれています。これはみんな関連してるわけで、窓口を一本化してやっていった方がいいんじゃないかと思いますけどいかがでしょうか。

○総務課長

空き家につきましては、活用できるものは生かして、危険空き家やまた管理不全空き家に該当させないようにすることが町の基本姿勢であります。このためまずはこれまでどおり、まちづくり政策課が窓口になりまして、空き家バンクへの登録また活用について取り組んでまいりたいと思います。これらの対応につきましては、地域などからの情報をいただきますが、主に所有者の方、関係者の方と相談をしながら対応する分野になるかなと思います。一方で、総務課危機管理係の方に来られる部分については、区などからの顕著な管理不全ですとか大変危険な状態にあるんじゃないかといった空き家に関するものでありますので、これについては区とのやり取りについては、総務課が基本的に窓口になりますので、継続して対応させていただきたいと思います。生活環境も含めて対応担当部署を一本化できないかといったお話でありますけれども、それぞれ相談される方、中心になる方が少し異なる部分もあるのかなと思います。関係課ではこれまで連携して対応してきております。それぞれの段階また視点が異なる部分もありますので、これまでどおりの体制でまずは対応してまいりたいと思います。以上です。

○吉 澤（4番）

3番目の質問に移ります。介護予防事業への支援です。町の高齢化率は国、県よりも高く、町民3人に1人が65歳以上、要支援・要介護認定者数は1,083人、これは65歳以上人口の6人に1人になります。第9期介護保険計画・高齢者福祉計画で掲げた「いつまでも健やかに暮らし続けられるまち」づくりはみんなの願い、介護予防の取り組みはますます重要だと思います。この計画は趣旨のところで、介護予防教室な

ど予防事業の充実を掲げ、基本目標に介護予防の取り組みの定着、介護予防事業の充実を挙げています。この介護予防を広く進めるために、住民主体の取り組みを町が支援することは大変重要だと思います。また努力されてると思います。これについて2点質問です。まず、地域介護予防活動支援事業についてです。住民主体で行っている予防活動のグループに1回2,000円、月1万円上限に交付する事業、令和5年補助金交付20団体、実参加者数が279人、延べ参加者数402人とお聞きしました。多くの方が利用されていると。町と人口が同規模の上伊那のある自治体では、こうした団体が5つしかなくて、増やしてくれってもなかなか増えないというお話を聞きましたので、これと比べれば町の取り組みは進んでるし、またこの補助事業で助かっているという声をお聞きしてます。令和2年に始めた事業ですが、この補助金が今年度で打ち切られることになっている団体が、14団体あるということがわかりました。それは補助金交付要件が交付期間は5年間としているためです。講師の謝礼や会場費など1回2,500円の補助金があって運営してきたのに切られれば困る、切らないでほしいという声をお聞きします。年金暮らしの高齢者に財政的な自立を求めるのは無理があります、ましてや今、物価高です。また近隣町村では、こういう介護予防支援の補助金に年数制限を設けている例は、私の調べた範囲ではありませんでした。それで質問です。この補助金の5年打ち切りをなくすよう見直しできないでしょうか。

○保健福祉課長

この補助金は65歳以上の住民が主体となって介護予防に資する活動を促すため、5年間に限り補助を行うことで事業を軌道に乗せてもらえるよう、令和2年度から始めた補助金でございます。今、議員がおっしゃったとおり今年度をもって5年が経過し、補助金が終了となる団体がございます。この事業の目的は、高齢者の社会的孤立を防ぎ、心身の健康維持を図ることによって、健康寿命延伸に寄与するためのものと考えております。今、議員からご提案もございましたので、6年目以降の活動が継続できるような支援方法を考えてみたいと思います。以上です。

○吉澤（4番）

次にふれ愛サロンです。平成19年から区に委託して行っている介護予防事業28サロン、実参加者759人、延べ4,403人が参加してると、関係者と町の努力で進めてきた介護予防に大きく貢献している事業だと思います。敬意を表します。ただ昨年からです、猛暑等の悪天候や災害等以外の理由でサロンを止めた場合は、1回当たり

2,500 円、委託料を町に返してくださいという規定ができました。これを受けて昨年ですねコロナが拡大した時期、またそば会予定してたけどちょうどインフルやノロウイルスや溶連菌が流行った時期があったので、サロンを中止したグループが 1 回 2,500 円返金したそうですが、どうも納得できないと。参加者の安全のため思って中止したんだけど、やればよかったのって言われてるのちゅう感じで、見直しをしてもらえないだろうかというお声を聞いたもんですから質問です。これの返金については相談がなかったということですから、行政側も想定してなかったかもしれませんが、委託料から返還を求める場合から除外する例として、感染症の拡大もいいというふうに加えられるのでしょうか。

○保健福祉課長

ふれ愛サロン委託料の返還につきましては、令和 2 年度から 4 年度にかけて新型コロナウイルス感染症の蔓延によりサロンの開催が毎年、半年程度の開催できなかった時期がございました。このように事業が開催できなかった時期が長かったことを受けまして、補助金の返還規定を設けたものでございます。これは事業実績を厳格に審査し、補助金を支給することと監査委員からもご指摘をいただいているところでございます。ただ今、議員おっしゃられましたように、返還規定が曖昧な部分もありますので、そういったところを明確にして運用をしてまいりたいと思います。以上です。

○吉 澤（4 番）

優しい思いで一生懸命やっていたいてると思いますので、ぜひ町もですねそれからやってる人たちもいきるようお願いしたいと思います。4 番目の城前桜並木の保存継承の質問に移ります。毎年見事な景色を見せてくれる城前の桜並木、そのいわれと経過が現地の銘板に書いてありました。読ませていただきます。「この桜並木は昭和 35 年、1960 年それまでこの地に住んでおられた朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮の方々が帰国を前に、この地の生活の記念にと開通したばかりのこの町道城前線に、50 本の桜の苗木を植えられたことに始まります。植樹されたものの、当時は手入れするものもなく、何本かは枯れたり心ない人によって傷つけられたりしました。このありさまを見た辰野中学の先輩たちは、帰国された方々の思いを無にせず、自分たちの手で桜を守り育てようと話し合いました。その後何回かの捕植も行われ、生徒会の年中行事としてきている桜並木の世話が、近隣家庭や地域社会の方々によっても行われ、今では見事な桜並木となり、毎年友好の花を咲かせています。辰野中学校生徒会」と

ありました。立派な文章だと思います。保護活動のきっかけとなった町内に住んでおられる中学校の卒業生の方にお話を伺いました。いきさつはこうです。「草に埋もれて気にも留めていなかった桜並木を、生徒会の帰りに友だちと歩いていたときに1人のおいさんが木が植えられたいきさつを教えてくださいました。国に帰る方々の思いを知り、何かできないかと思い夏休みに友だちと2人で草取りを始めましたが、とてもでききれませんでしたので、卒業前に生徒会誌にあの桜の木を育てようと提案したんです。生徒会が引き継いでくれたことは後で知りました」ということでした。この桜並木は、辰野中学校のボランティア活動に支えられ、社協ボランティアセンターやボランティア運営協議会、城前の桜見守り隊、地元城前町内や常会、住んでおられる皆さんなど、無数の皆さんのボランティア活動で守り育てられてきたということを私も今度初めて学びました。そして春には町の国際交流協会が桜まつりを行い、また社協はお花見縁側をやってますけど、このお花見縁側では500人から1,000人の方が桜茶を楽しまれているそうです。今年5月に先月ですね、朝鮮総連の県の代表の方が、現地に来て感銘を受けたそうですけど、その方に電話でお聞きしたところ「こういう形で記念樹が植えられ、受け継がれているところはほかに知らない」ということでした。偶然の出会い、一中学生の思いと勇気それを受け継いだ辰野中学生、そしてともに取り組んできた地域の皆さんと辰野町役場、私はこの経過を知る中でまるで映画を見ているような感じがしまして感動しました。ボラセンの方から花のあるところには人が集まり交流が生まれるとお聞きしましたが、桜並木は景観だけじゃなく国を超えた人間同士の思いと友好、数多くのボランティアの繋がりが息づく場として誇れる貴重な財産だと改めて思いました。一方では、木が高齢化していること、植えてから64年、60年くらい経ちますのでね。それから落ち葉や虫の問題、交差点の見通しを悪くしている一部の幹の問題などの生活問題、枝の落下またボランティアの高齢化などの課題や問題もあります。桜並木はソメイヨシノで62本です。ソメイヨシノは桜の中でも短命の方とされています。ですが中には120年くらいある木もあるそうですが、あそこは生育環境の悪いところでよく頑張っている、残ってることは素晴らしいというふうにある樹木医からお話を伺いました。これからが質問になってくるわけですが、2019年の3月議会で当時の垣内彰町議さんが桜並木の世代交代について質問しまして、それに対して課長が「植え替えを計画的に実施していこうと考えております」と答弁されました。そして副町長さんも「検討委員会を考えていかなきゃいけないかな

と思っている。役場の盆栽クラブで挿し木を試している」などの答弁をされております。そこで質問です。植え替えや検討委員会の検討状況はいかがでしょうか。

○建設水道課長

先ほど議員ご質問いただいているように、城前の桜につきましては、皆さんのボランティアの皆様、また中学校の生徒の皆様に見守られておりまして、大変管理の方しただいております。城前線につきましては大変交通量の多く、また中学生の歩行者の歩道ということになっておりまして、町でも冬には枯葉の剪定等を行っております。現在、桜の寿命のことを考えますと、何らかの処置をしなければいけないと認識をしておりますけど、歩道内という限られたスペースの中で、今のところ具体的な計画進んでおりません。

○副町長

はい。まずはこの城前の桜並木につきまして、地元地域の皆さん、また桜見守り隊、辰野中学校の生徒の皆さんなどが大勢の皆さんに関わっていただいていること、私からも感謝申し上げます。課長がお答えしたとおりですね、この計画が具体化していないというのが現状です。令和元年のあの当時を思い出してみますと、私も役場の盆栽クラブ、昭和50年に発足しまして49年にわたり引き継がれているこの盆栽クラブであります。職員が会員の本当に歴史ある会なのですが、この盆栽クラブの会長をこのときにしておりまして、当時の沢底の山寺喜成先生が報告書を出していただきまして、それを参考に城前の桜並木の挿し木に挑戦したのを思い出します。桜の幹や根から出ているヒコバエを挿し木しました。春に挿す春挿しと梅雨の時期に挿す梅雨挿しの2回挑戦したのですが、2回とも活着しませんでした。ソメイヨシノの挿し木は難しいとは聞いていましたが、私のやり方といいますかまた挿し木の素材にヒコバエを選んだのがいけなかったのでしょうか。私も植物は好きなので、いろんな植物は挿し木で増やしてきたのですが、ちょっと失敗はしました。さて、そんな話をですね宮澤教育長にしましたら、教育長は太枝挿しというのでしょうか、3センチ以上の太い枝を使って桜の挿し木に成功したというお話を聞きました。教育長の畑にこの現物を見に行ったんですけど、本当にですね人の背丈を超えるような桜に育っておりまして、そこで今、城前の桜の枝をこの方法の挿し木で活着できるかを、教育長の畑と私の畑でもう一度試してるところであります。この方法がうまくいけば城前の桜の更新計画もですね具体化が早いかなと期待しているところです。さらにヒコバエではなくてですね、

今年生えた新しい枝を使った新梢挿し、新梢挿しっていうんですかねも再度挑戦を今、しているところであります。また当時の答弁で町内にある大切なまたこういった思い出の木を残す、そんなプロジェクトも考えていかなければいけないねと私お答えしてしまいました。日頃の町政の課題、対応に追われてそういったプロジェクトとしては未だ動き出してはいませんが、私、ソメイヨシノはだめでしたけど個人的にはですね、しだれ栗の苗木を作っております。その一本をお見せしますが、見えますでしょうか、これがそうです。実生ですね栗の実を植えてからこれで6年目になります。こんな素材がいくつかありますので、こういうことができなかったという報告だけになりますけど。盆栽クラブの会長もですね、当時の私から今はちょうど熊谷建設水道課長に変わしまして、課長が会長になっております。今度こそ新会長また新課長に期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉 澤（4 番）

いろいろご努力されていることには敬意を表します。更新の方法について何人かの方に私聞いたんですけど皆さん意見が違います。その中で桜守りをしている樹木医の方のアドバイスが私は一番有効に感じました。それはですね、専門家の力を借りた診断をきちんと行ってそれに基づいて対策していくと、診断は3段階です。街路樹ですからまず倒れる可能性があるかどうか簡易診断、次に外観を診断、そして弱ってる木には精密診断、内部診断ですね、町の樹木医がいるということです。専門家の指導のもとで状況を確認した上で、その事実の共通認識に基づいて更新方法を考えていかれたらどうかと提案します。2つ目、町と関係団体で連携協力を進める組織があった方がいいんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○建設水道課長

桜の保存につきましては、どんな組織の目的にするかによって組織形態が変わるかと思えます。関係団体の方のご意見の場があれば、ぜひご意見をいただく中で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○吉 澤（4 番）

箕輪には信州みのわ花街道推進協議会が作られて、役場が事務局となって保存を進めているようです。ぜひご検討いただければと思います。最後の質問です。ホタルイルミネーションの管理・活用。今年8年ぶりに剪定しました。4日から点灯で私も楽しみに見ました。くっきり見えてはいるんですが、設置してから26年経ってます。

木が大きく成長しています。どうも一定の幅で高い木を切らないと見える幅が限られちゃうかなと、全体がきれいに見える幅がそういう印象を持ちました。それを含めて質問として毎年のそういう樹木の剪定管理、そしてもう一つは点灯機会の拡大、春の荒神山さくら祭り、荒神山からホタルが一番よく見えますのでね。それからお盆なども観光協会などとも連携して、さらに点灯機会を増やしていったらどうかとも思いますがいかがでしょうか。

○産業振興課長

それではお答えいたします。大城山のホタルイルミネーションの支障木の剪定作業につきましては、ほたる祭り実行委員会から有志の皆さんにお願いしまして、本年4月に実施をしていただきました。前回の剪定作業をしていただいた有志の皆さんにご協力をお願いしたところ、快くご快諾いただきまして吉澤町議にも作業の協力をしていただいた経過がございます。前回の作業からおよそ7年ぶりの実施となりましたが、今後はイルミネーションの点灯時に見栄え等の様子を確認したり、有志の皆さんのご意見を伺いながら剪定作業を立てていきたいと思えます。また、ご指摘の点灯の機会につきましては、現在はほたる祭り期間や冬のほたるの時期といったホタルに関するイベント時期に点灯しております。期間を限定しながらお祭りを広く発信し、同時にお祭りの雰囲気盛り上げるために点灯を行っている状況です。またイルミネーションを設置していただいた元木工電舎のご厚意により、電球をLED化しそしてまた例年管理をしていただいている中で、省電力化になっておりますが、点灯機会の拡大による発信の効果や費用的な部分を総合的に勘案しまして、併せて観光協会といった関係団体からもご意見をいただきながら、ほたる祭りの実行委員会で協議をさせていただきたいと思えます。以上です。

○吉澤（4番）

電気料は年間1万円以下とお聞きしました。ぜひ拡大もしていただきたいと思えます。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席8番、樋口博美議員。

【質問順位9番 議席8番 樋口 博美 議員】

○樋口（8番）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。まずはじめに公共交通の整

備について質問させていただきます。先般、立派な公共交通の計画が出来上がりました。この中にですね、今後の方針・目標が掲げられております。社会の変化に対応した持続可能な公共交通、それから誰もが利用しやすい公共交通、みんなが支える公共交通、こういうような目標のもと様々な施策がされていくのではないかなと期待をしております。令和6年度の当初予算の規模も含めてですね、町は公共交通についてどのようなプランをお持ちかお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正をされて、自治体における地域公共交通計画の策定が努力義務とされました。加えて、この計画と公共交通の運行経費に充てている国庫補助制度が連動化したことによりまして、当町においても令和6年度から令和10年度を計画期間とする辰野町地域公共交通計画を策定いたしました。計画の基本方針は「住み続けたいまちの公共交通をみんなでつくり、みんなで守る」と掲げ、町の関係者全体で公共交通の持続可能性の確保を目指すこととしております。まずは町民、交通事業者等の当事者のニーズに対し、必要な施策を展開し多様な関係者と十分に連携をとりながら、地域における最適な公共交通となるよう努めてまいりたいと考えております。また、当初予算の概要や運用方針については担当課長より詳細を説明いたさせます。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からご説明させていただきます。町における公共交通のエリア分けについてでございますが、飯沼線は小野区域内を循環し一部の便において町中まで延伸、川島線は川島区、唐木沢区、上島区、今村区内を運行し、すべての便において町中まで延伸をしているところであります。デマンド型乗り合いタクシーは、町営バス2路線の運行区域外となる12区内の路線運行ではなく、区域運行で運行している状況にありまして、今後の展開については、地勢や人口分布等をふまえると、3つのエリア分けを基本としつつ、町営バス飯沼線においては、JR東日本、中央本線の減便の経過等をふまえながら、町中への接続便の確保を図ってまいりたいと考えております。予算の方でございます。町営バス飯沼線の令和6年度予算は644万4,000円でございます。従来、委託料や修繕費の抜本的見直しを行う中で、最低賃金の改定や車両老朽化に伴う修繕料等の増加によりまして、昨年と比較しまして48万円の増加となっております。町営バス川島線は1,302万5,000円でございます。車両のリース期間

が満了したことで起因しまして 20 万円の減額となっております。デマンド型乗り合いタクシーは 1,904 万 5,000 円でございます、内容に大きな変更等はございませんが、昨年度の執行状況をふまえて、委託料の減額を行ったため 72 万円の減額となっております。公共交通に係る予算は 3,892 万 3,000 円でございます、昨年と比較して 44 万 9,000 円の減となっております。町営バス飯沼線においては、鉄道等の幹線系統を補完する支線として、国庫補助による継続的な支援を受けておりましたが、1 便当たりの乗車人数が 2 人に満たないことから、補助対象外となっております、運航方式と住民ニーズとの乖離が発生している状況でございます。このことから、令和 6 年度において、飯沼線の見直しを行うことといたしまして、見直しにかかる経費として 1,600 万円の当初予算を計上しておりますが、採択を受けている国庫補助事業の交付規定の改正に伴いまして、補助金が増額したことから増額補正をですね、この 6 月議会の補正予算 3 号で上程をしているところでございます。飯沼線の見直しのみならず、町全体を対象とした複数の利用促進策も含めて採択を受けていることから、町営バス川島線とデマンドタクシーについては、現行の運行方式を継続することとしつつも、更なる利用者の増加を目指しまして、住民ニーズに即した施策を展開してまいりたいと考えております。以上であります。

○樋 口 (8 番)

飯沼線 650 万ほど川島線 1,300 万と両方の路線で 2,000 万、デマンドで約 1,900 万というような、そこそこな金額を使っているという回答でございました。住民ニーズに合わせた公共交通を目指す、また町長の当初のお話でみんなで作る公共交通、みんなで守る公共交通というような大きな目標も掲げていただきました。近隣の市町村の取り組みも様々な取り組みをしております。辰野町はこの計画を作るにあたってですね、先進地や近隣市町村の取り組み等も検討されたかと思えますけれども、他市町村の取り組みについてまた辰野町の取り組みについて、町としてはどのように捉えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

計画策定に当たりまして、近隣市町村の取り組み状況また考え方、それから支援をいただいていますコンサルタントによります県内外の他市町村の違いを伺う中で、地勢や現状利用者を分析した上で、自身の自治体に合った独自のアイディアをですね、出されたものと感じているところであります。町民の日常生活の足の確保については、

市町村における人口、また平地部や当町のように中山間地域の分布状況、また生活機能の集約状況などに市町村間の違いが生じることから、必ずしも他市町村の施策が合うというふうには考えておりません。しかしながら個別に工夫をされておりまして、調査研究を進める中で大変参考になる事例がありますので、そういう部分はぜひ参考にさせていただきたいというふうに感じたところであります。当町においては、近隣市町村と異なる運行方式となっている地域もありますが、地域の実情をよく把握している町の交通事業者、関係団体により構成されております辰野町地域公共交通協議会、また町営バス運営委員会などを設置しておりまして、引き続き関係者と協議をしながら辰野町の実情に応じた町営バス、またデマンドタクシーの活用をして、公共交通の確保に取り組むことに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○樋 口（８番）

そうですね、住民に寄り添った公共交通でなければいけません。他市町村の私も実はここ２週間ほどで近隣、箕輪町、南箕輪村さん、伊那市さん、それから近隣では塩尻市、茅野市さんをヒアリングさせていただきました。こういった中で、それぞれ皆さん特色のある取り組みをされております。その地域にあったのが何がいいのかという中でですね、課題も皆さんそれぞれ持っていらっしゃいました。辰野町の計画の中にこれ向こう５年間ということなんですけども、じゃあ年度ってどんなことを実現していくかっていう具体的な事例は出ておりませんでしたので、そこらへんはちょっと残念だったなというふうに私は感じております。例えば、箕輪町さんは市内循環バスを７路線、それから伊那幹線が走っております。デマンドタクシーは１回５００円でございます。７路線の経費として約２,１００万、伊那幹線が９００万、そういったあとデマンドタクシーの方で１,７００万というような予算規模でございました。そのほかに福祉系の支出で１,０００万ほど計画しておりますけれども、やはり課題は中学生、高校生の移動手段、これはほかの市町村でも同じような課題で、やはり通勤通学この部分をどうするかっていうのが課題として挙げられておりました。特に注目したのはですね塩尻市さん、これは地域振興バスが５路線走っていたんですけども、２路線を残してあとは３路線を「すてっぷくん」といういわゆるオンデマンドのバスですね。これは電話をすると当日でもいいんですけども、電話をすると約７分から１０分で迎えに来てくれるそうです。これは停留所が決まっています。そういうオンデマンドのバスを循環バスから移行してるという取り組みをしておりました。この残った２路線という

のは北小野線とか辰野町でいけば川島線、小野線みたいな飯沼線みたいな感じで、ちょっと離れたところの部分は定時定路線で残しております。予算規模は約1億というお話を聞きました。茅野市さんにおいてはですね、これは似てるんですけども、塩尻市さんの「すてっぷくん」と似てるんですけども、檜沢というバスへ市内循環バス13路線あったんですけど、これ全部もう乗らず前に変えてしまったそうです。固定の停留所は20箇所ほど、これは市内の中心部、市役所とか商店だとかそういったところに20箇所ほど決めて、あとは仮想停留所これを約市内に8,000箇所、これはAIが決めるそうですけれども、予約をした方の家の近くドアツードアが基本なんですけど、そこいってしまうとタクシーとの競合になってしまうので、家までは行かないそうです。家の近くに仮想停留所を設けて、そこへ迎えに行くというような取り組みでございました。辰野町はですね幸か不幸か、川島線と飯沼線以外は今までオンデマンドのタクシーは走ってますけどもバスはありません。ですからこういったところ良いところどりって言っちゃいけないんですけども、良いところを取り入れて、もう少し今のオンデマンドタクシーがベストとは私は思っておりませんので、もう少し住民ニーズに寄り添ったバス路線が可能じゃないかなというふうに考えております。さて地域交通のですねもたらすものっていうのはどのようなものがあるのか、町はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

公共交通がもたらすものは、外出を支えることで人々の生活の質を高め、健康増進の機能、また送迎負担の軽減、町の賑わい等に波及するものであると認識をしております。公共交通の評価の方法の1つに、クロスセクター効果というものがございます。これまでは利用者数や収支などで評価をしておりましたが、赤字の公共交通を公的資金で支える意味を定量的に評価するために開発されたものであります。これまで公共交通を維持する意義として、人々の外出機会を増やすことになり健康寿命を延ばすというような定性的な説明が行われてまいりました。ここでクロスセクターとは、多様な行政分野のことを指しまして、公共交通が人々の移動を支えることで交通分野以外の行政コストの軽減に資する効果を、定量的に算定するものがクロスセクター効果というふうに呼ばれているそうでございます。例えば、外出が増えたことにより心身が健康となり、医療費や福祉関連の予算が抑制されるというようなものが挙げられます。現状では、医療費と福祉関連の一部の抑制効果を除くと、個人の生活の分野また家計、

企業会計等への効果を適切に算出することは困難ではございますが、今後はですね評価方法などを模索していきたいというふうに考えております。以上であります。

○樋 口（８番）

そうですね、ただ足に変わるっていうそういうことではなくてですね、経済効果も含めて、それから人と人との交流をすることによってその人の心身の健康を保つとか、いろんな意味で公共交通というのは大事、一番基幹であると私は考えております。タウンミーティングを何度か開催する中でですね、やはり上辰野区からもですね、割合町に近いなと思ってるその区からも、循環バスが欲しいよというような声をお聞きしました。若者タウンミーティングでもそういう声が出ております。定時定路線のバスというのを、それは定時定路線のバスがあればいいんですけども、特に諏訪地区なんかはもう定時定路線から不定期なオンデマンドのバスに変わりつつあります。まだ上伊那は定時定路線が定着して、それプラスタクシーというような形が多いんじゃないかなというふうに思っております。誰もが乗りたいときに乗れるっていうのが交通手段、これが一番理想なんですけれども、いろんなところで話をさせてもらう中でですね、理想はもう福祉バスにしまって全員ただで乗っちゃったらいんじゃないのっていう、そういう極論な話もした経緯もあるんですけども、辰野町がですね目指すってのはどこにあるのかなっていうのを探しながら、いろんなところで情報をいただきました。令和６年の３月１日、物流自動車局旅客課長さん名で「道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドライン」というものが出ております。この一番最後のところにですね、自治会の活動として会員向けの輸送サービスを行う場合っていうことで、例えば社協さんだとか自治会だとか町内会だとかまちづくり協議会だとか老人クラブ等のこういう地縁団体ですね、そういう団体が会員のために輸送サービスをすれば、それは許可も要らないし報酬も払ってもいいというような内容のガイドラインが出ております。こういったものもですね組み合わせながら考えていくと、辰野町の町民にとって良い公共交通の姿が、どこにもない姿が描けるんじゃないのかなというふうに私はちらっとそんなことも思いながら、今回の質問をした経過がありますが、町が目指す公共交通の姿はどのようなものなのか、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

公共交通には様々な形態がございまして、ご質問にもありましたオンデマンドバス

予約型の乗合バスについては、公共交通と鉄道及びタクシーとの競合が生じ、民業圧迫とならないよう住み分けを図ることができ、交通事業者に与える影響を考慮すると、当町においても有効な施策であるというふうに認識をしております。辰野町地域公共交通計画では、基本方針を掲げた上で、現状や課題、施策の方向性、具体的な事業内容について示しております。そのうち具体的な事業内容にて、町営バス飯沼線の見直し方針を定めておりまして、通学等の恒常的な利用が見込まれる時間帯は定時定路線の運行を継続し、日中の時間帯は効率性や運用性を考慮して、目安となる運行時間を設けた上で、予約型の乗合バスを検討することとしておりまして、実証実験を令和6年10月から実施していきたいと考えております。引き続き他市町村の例も参考にしながら、町としての目指す公共交通の姿を中心にですね、研究を進めてまいりたいと考えております。また議員がおっしゃられた道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドラインについてでございます。このことにつきましては、町の公共交通計画の中の目標3、みんなが支える公共交通に地域に暮らす全員が公共交通や移動に関する問題を自分のこととして捉え、公共交通をみんなで支え、より良いものにしていくための下地づくりをしますというふうに書いてございます。地域の多様な団体、また、そういった団体の方々がですね、自発的に行う場合は町も伴走して協働共創の取り組みとしてですね、大きな拡大をしていくことができます。地域を巻き込む取り組みというのは、地域からの発意また実現へ向けてのですね地元の熱意というものがなければ、行政がただお願いするだけではなかなか実現していくということは難しいかなというふうに思っております。先ほどのガイドラインにあります様々な形でですね運行方式というものがございまして、手法の1つとしまして情報収集また研究をしていきたいと考えております。以上であります。

○樋口（8番）

まず、地元町民が動かなければというちょっと厳しいご回答をいただきましたけれども、伴走をしていただけるのであればですねやはり一緒にともに考えて、ともに新しい良いものを作っていただきたい。タウンミーティングのときもですね、便利すぎなくて不便すぎなくてちょうどいい町っていうふうな辰野町を表した若者がいらっしゃいました。昨日の質問の中にもそこそこな町という表現もありましたけれども、そこそこやちょうどいいっていうような公共交通では困るんです。やはり便利でみんなが使い勝手が良い公共交通を目指していただきたい、そのように要望して次

の質問にいきたいと思います。次に、辰野町の森づくりについてお聞きします。本年度より森林環境税が1人1,000円、大きいですね。特にほいで長野県は森林税も県の税金も500円かかっています。それに先駆けてですね辰野町へは2,400万ほどの譲与税というものが先にいただいて、これで森林を整備しなさいよということなんでしょうけれども、森林所有者は森林の管理が義務付けられ、それで自分でできないものは町が代わりにやらなければいけないというような形になってきております。令和4年度にですね上下辰野、唐木沢区において、この森林に対しての意向調査が行われたかと思いますが、その結果から見える方向性についてお答えください。

○産業振興課長

それでは議員の質問にお答えいたします。令和3年度にモデル地区として上辰野地区の一部に意向調査を行いまして、また令和4年度にはおっしゃるように上辰野、下辰野そして唐木沢地区で同様の意向調査を実施いたしました。この意向調査の内容ですが主に5つの項目に対して、お答えいただくようになっております。主な質問項目としては、お持ちの森林の今後の経営や管理についてはどのようにお考えですかという項目があります。この回答として、4つの回答を選んでいただくような選択回答になっておりますが、複数の回答もある中では内容を見ますと、町に相談したいという方が最も多かったです。なお174名の方195筆の土地についての調査でした。ただ今申し上げた町に相談したいという方が、この割合でいきますと6割以上となっております。また、そのほかとして山林を譲りたいという方もおられましたので、自身の管理が困難になっているという状況がうかがえます。そのほか、森林についてご自身の所有地の所在場所を知っていますかという問いにつきましては、多くの方が知らないと答えていらっしゃいます。また、森林においてご自身でどのような管理をされていますかという問いにつきましては、多くの方が何もしていないと答えています。この結果を見ますと多くの方がご自身の所有する森林の場所もわからない、管理もなかなか難しい、さらには町に相談したいという方が多く、課題や問題のある山林物件が多い状態であると考えております。また今後同様の意向調査を実施してまいる計画でございますが、今後、実施予定の地域につきましては、あらかじめ広報ですとかそういう事前の周知を行いながら、山林所有者の皆さんをはじめ多くの皆さんにこの制度を知っていただきながら、意向調査を行っていきたいと思います。この事業がスムーズに進められるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（8 番）

はい。ほとんどの方が私も含めて山の場所もわからなければ、整備を町にお願いしたい、できれば山を売りたいとそういう気持ちではないかなと思っております。私を含めてですけどもね。これ意向調査ってのは 17 区それぞれずっとやっていくことかと思えます。意向調査をするだけではなくてその後に整備が伴ってくると思うんですけども、この進め方についてどのような予定でしょうかお聞きします。

○産業振興課長

それでは意向調査、そしてその後の進め方についてご説明いたします。意向調査につきましては、森林経営管理制度に基づきまして実施をしております。辰野町においては令和 3 年度に実施方針検討委員会の中で、辰野町森林経営管理制度実施方針、実施計画とも略して申し上げますが、こちらの方針を定めております。この方針に則りまして意向調査を含む森林経営管理制度を推進していくこととなっております。実施方針につきましては、町のホームページにも掲載してございますが、先ほど申し上げたように令和 4 年度に上下辰野、唐木沢、令和 5 年度に樋口、赤羽、令和 6 年度に沢底、令和 7 年度に平出、令和 8 年度に北大出から新町までの西山の意向調査を実施する予定でございます。ただ山については、あくまでも区と同様の割り方ではありませんので、今申し上げたのは、あくまでも樋口、赤羽と個別に申し上げましたが、その周辺、その方面という形でご了解いただければと思います。そしてただいま申し上げた令和 8 年度以降、それ以降につきましては小横川、川島、小野の順に、最終的には令和 16 年度までこの調査を、町内の対象森林全て意向調査を行って完了してまいりたいそういった予定となっております。また、森林整備につきましては、林野庁から森林経営管理制度の基本的な進め方について示されておりまして、最初の年度にただいま申し上げている意向調査を実施し、次年度に調査で回答されたものを集計そしてまたそれに基づく整備計画を立て、さらにその次の年以降に森林整備事業を実施していくと、そういった計画案が示されております。当町はこの指針に基づいて事業を進めていく計画であります。なお、森林整備の予定については、先ほど申し上げました実施方針に事業費がかかってきますが、あくまでも意向調査の結果によりその施業を行わなければいけない場所の形質、広さ、そういったものが変わってきますので、必ずしも事業費が今確定しているものではございません。あともう一点、森林整備の方法につきましては基本的には間伐を行うと、そういった形で行ってまいります。以

上です。

○樋 口（８番）

はい。森林整備の方法は間伐、間伐が中心になるということでそれは理解できるんですけども、2,000 万ほどお金をいただいて、それを整備に充てるということなんですけども、基本はですね切り捨て間伐は災害の温床にもなってしまいますので、搬出間伐になろうかと思うんですけれども、ヘクタール当たりの事業費を考えると 2,000 万でどれだけの、仮にですよ全部 2,000 万そこを事業費で使ったとしてもですね、どうでしょう 2,000 万、ヘクタール当たり 80 万ぐらいかかるとしたら、25 ヘクタールぐらいしかできないですよ。民有林の面積が森ビジョンの中にも示されておりますけれども、どこでしたっけ民有林の面積が私有林が約 9,000 ヘクタールあるということで、この 6 割がもし半分が町お願いっていうふうになった場合、約 5,000 ヘクタールあるんですよ。毎年、毎年 20 ヘクタールばかりつやっっていても追いついていかないと。それで全部の箇所ができるわけでもない、そういったことも林道整備の問題だとか、それから昨日、小林議員の方から質問をされました松くい虫の問題だとか、それから特に辰野町はアカマツが多いという特徴があります。アカマツが多いマツタケが出ますけども林産としてはなかなか難しい林相ですよ。そういったものも考えていろんなことそれから先般配られましたハザードマップ、これで特に里山は危険な山が多いです。こういったことを考えてじゃあどういう森づくりをしていくのか、沢筋の森はどういうふうに伐っていくのか、それから里山はどうするのか。そういうやっぱ細かなですねビジョンを立てないと、辰野町の災害に強い森づくりができないと思いますけれども、そういう具体的なビジョンについてお持ちかどうかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

ビジョンにつきましては昨年度策定いたしました森ビジョンの中で、辰野町の森林について現時点でゾーニングをしております。それぞれのゾーニングについては大きく分けて 4 つの基本方針がありまして、1 つは安心の森、そしてまた恵みの森、親しみの森、営みの森に則り、それぞれ樹種等を考慮した上で適切な森林の姿に作り上げていくという、そういった計画でございます。こういったゾーニングがありますがそれに加えてさらに現地等をしっかり確認しながら、計画を立ててまいりたいと考えております。

○樋 口（8 番）

計画についてはこれから立てるといふことのように思いますが、大変です。森林整備計画もあり、松くい虫対策が入ってきて、それから一番最後に森ビジョンという大きな傍証が上に乗ったものですから、その災害に強いとかいろんな町民が利用する森づくりとか、いろんな要素が入ってきてですね、これらを全て1つの袋の中でやろうとしてもなかなか難しいと思います。特にですねやっぱり早急にやっていただきたいのは、里山整備ですね、里山をですねやはり綺麗にするということは、有害鳥獣の面からもですね有効ですし、それから災害に強い森づくり、樹種転換も図るという意味でもですね、里山それから沢筋なんかを特に重点的にやっていただけないかなあと、そういったことを含めていろいろ要望したいことがありますけれども、今回は時間がないので次の質問にまいますけれども、ぜひ辰野町にとって森づくりというのは大切な基盤になりますので、ぜひ早急な対応をお願いをしたいと思います。それでは最後の質問です。子どもの権利についてお聞きしたいと思います。まず学びの状況について、不登校のこういう子どもたち、学校に行きづらくなった子どもたちの居場所として中間教室や教育長の肝いりで始まった「たつのこ学舎」というものがあります。この現在の利用状況についてお聞きしたいと思います。

○教育長

はい。議員質問にお答えをしたいと思います。まず中間教室「わたげ」ですが、この4月より名称を学びの支援教室「わたげ」とふうに変えました。「たつのこ学舎」も含めこの2つの教室を、ともに学びの支援教室とこんなふうと呼ぶようにいたしました。さてこの「わたげ」でございますけど、不登校児童生徒を対象に学校に通うことは困難な児童生徒を対象にした、ときには町外の児童生徒も受け入れております。開設してから25年ほど経過しておりますけれども、利用している児童生徒の来室というのが不定期でございますから、特に決まったカリキュラムを作るということは非常に難しいわけです。一人ひとりの実情に合わせて、教科学習を行ったり運動や遊び、ときにはボランティア活動等も行っております。昨年度は、1つの小学校での児童がお試しという形で何箇所か利用したことがございますし、併せて辰野中学校の生徒が数名利用しております。中学生は「わたげ」を利用する日以外は、中学校へ行く生徒やあるいは午前中は「わたげ」で生活をして午後は中学校に行く生徒こういう生徒もおります。また学校には行けないとこんな生徒もおります。「わたげ」利用してまた

家に帰るとこんな方もおります。今年度は昨年度利用していた1人の中学生がこの4月に修学旅行に行くことができ、それをきっかけにして今、登校できるようになっておりますので、その後の利用もなくなっておりますので、利用者数は昨年度よりも減少しております。現段階では減少しております。「たつのこ学舎」ですけれど昨年の4月に開設して1年が経ちましたけれど、この1年間全て手探り状態でやってまいりました。昨年度の利用状況ですけれど、特に昨年の後半からほぼ毎日利用する利用者がありました。1日一人というときもあれば、複数の児童が同時に教室で生活をするそんなこともございました。しかし1日丸々利用する子どもっていうのはおりませんでした。2時間から長くて半日の利用でその後は教室へ戻る子もいれば、教室へ戻らずに帰宅をするそんな子もいました。そしてまた夕方保護者と一緒に来室をするという子どももございました。この「たつのこ学舎」はすぐに教室に戻そうという姿勢ではなく、子ども一人ひとりの気持ちや願いを尊重してまず受け止める。そして何より安心できる場であることを大切にしております。気持ちの整理がついたところで、またエネルギーが溜まってきたら、その後の生活についてはその子自身に決めさせております。昨年度利用していた子どものほとんどは現在自分のクラス、通常の学級に戻って生活をしておりますので、今年度の利用者はまた新たな児童という形になります。コロナ禍で全国的にあるいは長野県もそうなんですけど、不登校児童生徒数が急激に増えました。ですけれど、辰野町では昨年度増加をしていないとそんな結果がございます。要因の一つにこの「たつのこ学舎」の存在もあるのかな、そんなふうにも考えております。以上です。

○樋口（8番）

確かに全国的には不登校、学校に行きづらい子どもが増えております。辰野町では今増えてないというふうなご発言がありましたけれども、じゃあ実際どのぐらいの子どもの数が実態ですよね、またその子どもたちへの学習のケアはどのようなことをやっていたらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。実数について個人を特定はできないと思います数字を聞いてもね。もし数字が言えるのであれば、何人くらいいるというふうな話をお聞きしたいと思います。

○教育長

はい。以前もこの町の議会においてね、町内の不登校の児童生徒数を教えてほしいという話がありました。そのときにも数字は答えませんというふうに言っておりま

すので、ここでは数字は特に答えませんが、ここ 3、4 年前から町内の小中学生の不登校児童生徒数は変化していません。ほとんど変化していないというふうに理解してよろしいかなとふうに思っております。ですからこの部分が県や全国とは大きく異なっているということで、昨年の暮れ 12 月ですね阿部知事とも私、懇談したときに辰野町のことについてはちょっと注目をしておりました。先ほど昨年度状況をお話ししましたが、もし「たつのこ学舎」が昨年度開設されていなければ、昨年度利用した何人かの児童は、行くところがなくてもしかすると不登校になってたかもしれないと、そんなふうに考えるとこの「たつのこ学舎」の設置っていうのは、ある意味タイムリーだったかな、そんなふうに思っております。一方この不登校の児童生徒が全てこの「わたげ」だとかあるいは「たつのこ学舎」などにこう行ってるわけではなくて、家庭で生活をしてるこんな子もおります。不登校生への学習のケアということでございますけれど、小学校では不登校支援の先生が個別に支援を行っていたり、あるいはタブレットを活用したリモートによる授業の仕組みが組まれておりますので、これに参加できるような子どもについてはそれを参加しております。しかしリモートでも全く興味を示さない、そういう子どもも中におりますので課題として残っております。教室以外でも様々な居場所、例えば校内の支援教室、中学でいうとほっとルームというようなこんなようなございますし、相談室だとかあるいは学びの支援教室なども紹介しておりますし、保護者と連絡を取って担任などが家庭訪問をして、学習の状況の情報を共有したりしております。中学校では人間関係が原因と思われる生徒に対しては、担任などが家庭訪問をする際、副教材や学習プリントの持参をする、あるいは学校の様子やクラスの状況をお伝えする。さらには、タブレットによるリモートの学習参加ということも促して、実際にこれを行っている生徒も何人かおります。はい、以上です。

○樋 口（8 番）

はい。数字的なものは言えないということでございました。文科省のフリースクール等に関する検討会議というのが昔 2015 年に行われて、辰野町の不登校の子どもたちの平成 25 年、20 年から 25 年の 5 年間ですけれども数字が出てるんですよ。これ出されたのは当時の教育委員会で教育長のお名前で、こういった形でもって出ています。この中には 23 名ですか、こういった形の数字が出ているんですけども、今の現在の数字は出せないということであればそういうことで結構なんですけれども、こ

ういった話がございます。学校に行きづらい子どもが学校へ、例えばプリントをもらいに行った。タブレットでもって先生に朝つなげて「おはようございます」って挨拶をする。そうすると、出席扱いで不登校ではない。そういった子どもたちが不登校の中にカウントされなければですね、なかなか要するに学校行けないんですよ。ただ、書類をもらいに行けば「よく来たね、これで出席ですよ」というような扱いは、出席はそれでありがたいんですけれども、果たしてそれでいいのかなと。そうすると、もしそういった子どもたちがですね出席扱いになっているとすると、もっと奥深く深い問題があるんじゃないのかなと、私はそこをちょっと注視、これからも注視していきたいと思っております。時間も押してきました。その子どもたちですよ、健康管理、特に健康診断について学校に行きづらい子どもたちの健康管理、健康診断というのはどのようにやっているのか。お聞きしたいと思います。

○教育長

はい。まず最初に議員が言われましたタブレットで「おはよう」って言って、それで出席扱いになるっていう状況はちょっと私も掴んでなかったのも、ちょっとこれについては後で確認をしてみたいとそんなふうに思います。そんなあれだけで出席扱いにしていくってのは、どうなのかなと私もちょっと疑問を感じます。それでその子が不登校でないというふうなカウントをもししていると、そういう事実があるとするならばこれをちょっとやっぱり考えていかなきゃいけない、そんなふうに思っております。さて登校しなくても児童生徒の健康管理とこれは極めて大事になってまいります。学校では様々な努力を行っております。小中学校とも健康診断の実施日の前日には、担任から家庭に連絡を入れて健康診断の受診を促しております。学級に入りづらい生徒には、受診時間をずらして学級の生徒と接触が行えない、接触しないようなそんな配慮も行っております。当該学年の健康診断の日に登校せずに受けられなかった場合は、他学年の診断の日を紹介したり、直接医療機関ですね町内の医療機関を受診してもらうように促したりしておりますので、小学校でも中学校でも比較的多くの児童生徒が健診を受けているように思います。しかし、必要な健診の全項目ですね、いくつか項目ありますが、これを全て受けられてるかってなるとそうでもない子どももおりますので、中学生については夏休みなどの長期休業前には再度医療機関への健診を受けるように促すそんな案内も行っております。しかしこの方はなかなか受診するまでには至ってないっていうそんな報告もいただいております。今後さらに受診が進むよ

うに、眼科だとか耳鼻科など辰野病院で受診できる健診の案内というのを徹底していきたいと、そんなふうに思っています。以上です。

○樋 口（8 番）

確かに親御さんの方にはですね、例えば内科、学校でもって指定した病院があるから内科だったらここの病院に、眼科だったらこちら、耳鼻科だったらこちらというような案内があるようです。でもその都度ですね、その都度お母さんもいろんな病院に予約を取っていかなければいけません。今、言うように辰野病院、町は町の病院があるので、そこでもって一括していつでも受けられるというような体制づくりですよ。これこそですね辰野町がずっと取り組んできた地域包括ケアの中の全年齢型地域包括ではないかなと私はそのように感じているんですよ。だから教育委員会だけの問題ではなくて保健福祉課も含めてですね、こういう子どもたち、それから親御さんへのケア、これも含めてやらなければいけないと私は思いますけれども、保健福祉課でのですねそういった対応や検討は、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

不登校となってしまう原因は様々でありまして、必ずしもお子さんだけの問題ではないと思っております。お子さんの性格傾向に加えまして、家庭での環境などが重なり合って不登校になってしまう、そんなふうに思います。保健福祉課ではそういったご家庭での悩みに対しまして様々な相談窓口は用意してございます。直接受け付けているものとしましては健康相談、こころの相談室、こころの相談専用ダイヤル、ひきこもり専用ダイヤル、そういった様々な窓口を用意しまして、保健師や精神保健福祉士が日ごろの悩みや不安を、電話や来所していただいて相談に応じております。また内容によってはその先、専門機関にもつなげております。またお子様本人からの相談っていうものも町内ではございませんけれど、そういった窓口もございますので、そこについてはまた周知をしていきたいと思っております。健康診断におきましては不登校やのお子さんや保護者の皆さんだけではなくて、町民全員が受診をしていただいて、心身ともに健康に生活ができるような事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○樋 口（8 番）

あと 1 分になってしまいました。最後の質問についてはですね、町への要望という

形にさせていただきたいと思います。西小学校周辺、それから東小学校、城前の信号ですよね、歩車分離式の信号機に変えてほしいという話でございます。何年か前にも質問した議員がおります。昨年、古村議員もされたようです。子どもの安全、子どもは地域・町が育てるものであると子どもの安全を考えればですね、これ以上悩む要素がないと思うんですけれども、ぜひ、西小学校の信号、宮木東の信号、それから仲町でしたっけ要するにあそこら近辺の宮木の信号機、それからもっと言えば役場の入口のその信号機も歩車分離でいいんじゃないか通学路ですからね。ですからもっともっと積極的に歩車分離式の信号機を設置させていただきたいと、これを町へ要望したいと思います。この要望で私の質問を終わりにしたいと思います。以上です。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 11 時 55 分といたします。

休憩開始 11 時 42 分

再開時間 11 時 55 分

○議 長

再開いたします。質問順位 10 番、議席 1 番、古村幹夫議員。

【質問順位 10 番 議席 1 番 古村 幹夫 議員】

○古 村（1 番）

1 月 1 日に発生しました能登半島の震災から地震から 5 箇月が経過しました。未だに通常の生活に戻らないそんな被災者の皆さんのことを思うと、本当に胸が痛むところでございます。これまでの間に辰野町としても、職員の派遣また募金というような形で、様々な協力をされてきたのかなというふうに思っております。特にその中において缶バッジの製作をしてそれを義援金に充てよう、こうした取り組みが非常に多くの町民の皆さんにもご理解をいただいて、多くの方が利用していただいたということでもあります。今回のバッジの取り組みに関しては、牛丸議員がこれ見よがしにでっかいのを付けてきて、羨ましいなというふうに思うところもあるわけではありますけれども、非常に職員の皆さんのそのアイディア、これ素晴らしかったなというふうに思いますし、またそれもガチャガチャで多くの皆さんに何でしょうね、あれがあれも欲しいなっていうような思いを高めるような形で、多くの人に協力をいただいてきたそんな取り組みはとても素晴らしかったことだと思いますし、そういうアイディアを持っ

てらっしゃる職員の皆さんにとっても素晴らしい。さらにそれを表彰という形でさらに

良いことだよねっていうような形で、盛り上げていただいた町の取り組みっていうのは、今後もぜひ続けていただきたいなというふうに思っております。さて震災の件ですが、ちょうど1月1日発災時間、16時過ぎだったと思うんですが、ちょうど私、身内がちょうど救急車で搬送されたということでありましたので、辰野病院にありました。辰野病院の処置室の前で座っていたところ、あの嫌な音ですね、ちょうど6月3日の日の朝にもけたたましくなった音ではありますが、あの音が鳴り響いて、そして突き上げるようなズドンというような揺れを感じたところでありました。そうするとですね直ちにその処置室の中から看護師さんが出てきていただいて「大丈夫ですか」というような声をかけていただいて「中も大丈夫ですよ、安心してくださいね」というような声をかけていただいて、「あ、これすごいな」っていうふうに思っただけですね。これもしかしたらその看護師さんが持ち合わせてらっしゃる、元々の気持ちなのかもしれないし、もしかしたら辰野病院として、災害が起きたときにはこんなふうに取り組もうなんていうことを決めていらっしゃったのかもしれませんが。それはちょっとわからないんですが、やはり災害が起きたときに、その災害の初動から含めて長期間にわたって町民の健康、安心安全を守っていくという部分においては、辰野病院の取り組みというのは非常に大きな部分があるのかなというふうに考えております。そんなことを含めまして辰野病院における災害対策、また災害が発生したときの事業継続計画、こういったものがどのようになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○辰野病院事務長

はい。それではお答えいたします。病院の災害対策としましては、まず災害時の病院機能の維持についてですが、建物自体は耐震性があり、ハザードマップ上におきましても、浸水区域や土砂災害区域にも入っておりませんので使用可能という前提でおります。各ライフラインの対策については、食料・飲料水の確保や電力であれば、非常用電源装置が発電するなど対策を講じております。実際の具体的な災害対策ですが、発災後は安否確認システムオクレンジャーにより、町内で観測された震度が震度5弱以上であった場合には、自動で職員へ安否確認情報が発信される仕組みとなっております。また同時に、病院への参集が可能かどうか確認いたしまして、医療提供体制が維持できるよう職員の確保に努めます。辰野病院では災害時の患者受け入れを想定しまして、2年続けてトリアージ訓練の方を行っておりますが、訓練を重ねな

がら、万事に備えた対応ができるよう体制を整えてまいります。事業継続計画 BCP につきましては、令和元年度に策定いたしまして、各職員の行動計画について定めております。しかし、コロナ禍を経た現在では状況が大きく変わっている部分や検討が必要な部分もございますので、今後見直しを行う予定でおります。以上です。

○古 村（1 番）

この3年間、4年間のコロナというものが与えた影響ってのは、非常に大きなものだったのかなというのを改めて感じたところであります。病院の機能、特に辰野町が公として持っている病院というのは、辰野町民の本当に期待が大きなところありますので、様々な意見も寄せられるんだというふうに思っております。その中にはかなり厳しい意見があるのかもしれませんが、ただそれは期待の裏返しでもあるのかなというふうに思っております。病院が担う役割ってのは通常時であれば毎日、毎日違う病状の方もお見えになるかもしれませんが、ほぼ同じように流れていくのかもしれない。でも災害がいざ発生したときには、昨日までの日常が全く変わってしまうということだと思っんですね。2011年に起きました東日本の震災の際に、私も長野県が行った医療支援と一緒にいかしていただいて、そのお手伝いをさせていただいたことがあります。そのときには石巻市に避難所に透析が必要な方が避難してて、しかし毎日行わなければいけない医療行為が受けられなくなってしまっているということで、隣の東松島市まで救急車で搬送した。通常であれば20分程度で行かれるところに道も浸水してしまっている、瓦礫の山ということで避けながら、避けながら1時間かけてようやく救急車で到着したというようなこともある。本当にその毎日の当たり前が当たり前でなくなってしまうということを考えたときに、辰野病院の皆さんが常日ごろから災害が起きたときに、どういう行動しようということを常に思っていたかということ、非常に重要なのかなというふうに思っています。これからさらにいろいろ検討を重ねて、より良いものを築き上げていただければというふうに思っております。続いてです。公の指定管理者についてということになるわけですが、ちょうど1年前のこの一般質問において、私の方でたつのパークホテルの件に関しましてご質問させていただきました。その際にはまだ指定管理者が変わってまだ間もないので、手探りな状況が続いているというような答弁があったのかなというふうに思っております。1年経過しました。この間にパークホテルがどのような変化があって、またその際にそうですね公募があったときに事業者が提案してきたもの、これの進捗状況というの

はどのようにになっているのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○まちづくり政策課長

昨年の4月より指定管理者が変更されまして1年が経過いたしました。指定管理者も初めて取り組む宿泊事業ということがございまして、手探りの部分もあったというふうに思っているところでございます。指定管理者と1年間の運営状況や、また令和6年度の事業内容をヒアリングをいたしました。当初提案のあった事業など、今後の進め方について考えを伺いましたところ、1年間の管理運営を進めてきた中で、お客様の利用状況、また現状をですね分析する中で事業展開を変更してきているというところがあるということで報告を受けております。一つの取り組みにつきましては、当初ベーカリー、またパティスリーという提案がございました。現在カフェをですね施設内でスタートしておりまして、当初検討されていましてパティスリーについてはですね、施設の大規模なリニューアルが難しいということで判断をしているようであります。現在カフェを続けていく中でですね、リピーターの方が増えてきた状況でございまして、ケーキやですねコーヒーについて非常に良い感触を掴んできたということで、報告を受けているところでございます。今いるリピーターの方をですね、大切にしながらバランスを見ながら、今のですねカフェの事業について拡大を図っていきたいというふうに考えているということでもあります。料理につきましては、得意とする洋食のほかには和食の対応も実施しておりまして、利用者の要望に沿った形でですね提供をしているということでございます。特にですね宴会については利用者のニーズに沿いましてリクエストに応え、また、可能な限り対応していくということとしているそうでございます。日帰りのランチにつきましてもですね、和食がいいというものがあったということでございますので、魚料理などをですねメニューの中に加える、またリピーターの方もですね増えてきているということでもありますので、また良い評判をいただいているという報告を受けております。それから施設利用についてでございますけれども、当初予定しておりました企業のセミナーというものをですね、受け入れを行いながら合宿の受け入れについても需要の多さをですね、指定管理者の方でも認識をされまして、積極的に取り組んでいるというところでございます。荒神山公園につきましては、スポーツ施設が充実されておりまして、学生にとっても非常に利用のしやすい環境であることが魅力でありまして、また強みであるということでもあります。建物自体これはパークホテルのですね建物自体が合宿向きの造りということから、利用者

の獲得にですねつながっているというところをですね、指定管理者の方も感じているようでありますので、そういったことも含めて引き続き取り組みをしていきたいというふうに思っているということでもあります。この1年間で見えてきたもの、また蓄積されたノウハウもございまして、今年度事業に取り組んでいくということでもあります。以上であります。

○古 村（1 番）

事業者の選考にあたり流れとしては、総務産業の常任委員会にその結果というかが付託されて審査するというような流れになってくる、その際に確か私たち委員会の中で聞いた提案というのは非常に魅力的なものであったんですよね、パティスリーあるいはベーカリーあるいはウェディングなんていうことで、「あ、これパークホテルが大きく変わるな」なんていうようなちょっとわくわくしたものがあったんですよね。これじゃあ新しい業者が変わって、かなり魅力的になっていくのかなというふうに思っていた。しかしちょっと先ほどの答弁の中では若干ニーズが変わってきているから、ちょっとそれがどうなのかなというような話もある。どうなんでしょうね、指定管理の業者を選考するにあたっては、当然指定管理料というものが1つの目安になってくるだろうし、それから業者の財務状況であったりってのも目安になっている。やっぱり大きなところとして企画提案してきたもの、それが例えばこんなに大きな風呂敷を広げたんだけど、いざやってみたらいや実はちょっとここには合ってませんでしたという話っていうのは、ちょっとよろしくないのかな。当然、数社で競合になったときに、大きな話を打ち出してきたところの方が有利になってしまったけど、いざ始めてみたらできませんでしたでは、ちょっとうまくないのかなというふうに感じるところもあるんですよ。確かにそのやってみる中でやって赤字を垂れ流すよりは、慎重に考えていくということも大事なことはあるとは思いますが、やっぱりその辺の企画提案っていうことってのは、もっともっと大事にされなければいけないのかなというふうに思うんですね。いよいよこれからかやぶきの館その周辺施設ということで仕様書も作られて、来年度また公募という方向に向かっていくその企画提案力っていうのは、非常に私たちも注目をしていくところになるんですね。そういったところっていうのを町としてはその企画提案というものに対しては、どのように捉えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい、このように思います。

○まちづくり政策課長

議員のおっしゃるとおり、指定管理者制度の選定の中ですね、提案された提案の内容というものは尊重すべきものというふうに考えているところでございます。5年間の指定管理を続ける中でですね指定管理者について、町としましてもその提案内容ですね、実現に向けたことについてお願いまたは要求をしていきたいというふうに考えてるところでございます。現在のところ運営をしていく中で、なかなか実現できないところもございしますが、様々なですね施策、取り組みをですね進めていく中で、徐々にですね当初提案されたようなものにつながっていくようにですね、町としましても指定管理者の方へお願いをしていきたいなあというふうに考えているところであります。以上であります。

○古 村（1 番）

そうですね、たつのパークホテルの設置管理の条例っていうことを考えたときには、やっぱ町民のための施設っていうことがとても大事になってくるわけですね。そうすると、辰野町民がじゃあパークホテルを宿泊の施設として使おうかというふうに考えるかという、なかなかそうではないというふうに思うんですよね。そうすると例えば先ほど来、話に挙がった企画提案であるとかそれから日帰り入浴というような、町民の生活に密接したところのサービスの向上っていうのが、より重要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。そこら辺は町としてはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり政策課長

町としましては、指定管理者と町ですね、ニーズが乖離がないようにですね、情報を共有しながら調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。今年度も2箇月経過しておりますけれども、前述いたしました夏場の合宿についてはですね令和5年度よりも申し込みが多く、既に予約が多数で好調ということでございます。広告宣伝に力を入れていくということでございまして、年数回の定期的な広告を積極的に行い、利用者の増加に繋げていきたいということでございます。また町民の方ですね、利用というところになりますと、やはりですね日帰りの食事だとか、また宴会だとかというところが重要になってくるかなというふうに思っております。指定管理者の方ですね、予約なしで利用できるディナーの営業、またですね宴会に利用された方ですね入浴時間というのを、夜の8時から9時半までに延長する等ですね指定管理者からの発案を受けていく中で、町としましてもその要綱を

変更をしてきたところでございます。やはり町民、住民の皆様がですね気持ち良く使っていていただく、また楽しくて利用していただくということがですね、重要なことになってまいりますので、そうした部分について指定管理者とですね意見交換また共有しながらですね、進めていきたいと考えてるところでございます。このほかにも利用者が減少する年末年始などについてはですね、町民やその親族の方のですね、宿泊割といったものとか、またクリスマスシーズンのケーキの予約販売もですね取り組みたいということであります。町としましては広く町民の皆様に利用がしていただけるようにですね、情報共有等をしながらまた町内外の方が利用しやすく、何度でも利用していただけるようなですねパークホテルになるように、町としましては支援または情報共有をしていきたいなというふうに考えております。以上であります。

○古 村（1 番）

私たちとしても当然パークホテル、これが町民あるいは広く大勢の方に使っていることを期待しているわけでありますので、そういった取り組み、本当に形になっていくのであればぜひ応援をしていきたいというふうに思っております。ただ利用の促進というところになったときに、まずその広報活動っていうところでホームページご覧になられた方多いかと思うんですが、あまり魅力が発信できてるようなホームページだっているというふうに私感じないんですよね。同じような施設であれば、むしろかやぶきの館さんの方がおっと目を引くようなホームページを作られている。そういったところもぜひ改善をいただければなということも要望しまして次の質問に入ってまいります。2022 年の 12 月に町内、町内というか長野県内の金融機関、それから JTB さん、それからフードさん、それから辰野町ということで五者で観光まちづくりに係る五者による包括連携協定というのが結ばれております。ちょっと私自身もですし多くの町民の方が、一体これどんな取り組みをされているのかが、いまいち、いまに伝わってこない。確かにこれ観光に係る観光まちづくりということですので、町民にあてたものではないということになった場合には、あまり私たちには伝わってこないのかもしれないんですが、もうちょっと中身っていうのが見えてきてもいいのかなっていうのは正直感じているところであります。締結後どのような取り組みを実施してきたのかそこら辺をお聞かせいただければと思います。

○まちづくり政策課長

令和 4 年 12 月に締結しました辰野町の観光まちづくりにかかる五者による包括連

携協定は、辰野町の特産品ですねブランディングまた町の知名度の向上、それから地域振興と活性化をですね、協定しました五者に相互の連携をですねしながら推進していくというものでございます。主な取り組みということになりますけれども、協定の締結直後ですね、令和4年の12月にはフードアーキテクトラボ社また JTB パブリッシング社によります、東京新宿ですね「るるぶキッチンビルジング」におきまして、当時フードアーキテクトラボ社がプロダクトしました「極・辰野」のイベントを開催いたしました。これは辰野町ですね食材を使った PR イベントということになっておりまして開催いたしました、また令和5年の1月にはですね、東京丸の内にあります HAVE a nice Tokyo marunouchi happ というところがあるんですけども、そちらの方でも同様にですね PR イベントの開催を行っているところでございます。これはふるさと納税及び特産品ですね、販路拡大をする取り組みの一つということになりまして、町内産ですね鞍掛豆を使用したメニューだとか、またあんぼ柿のデザート、またほうれん草を使用したビールなどをですね店舗で提供する中で、辰野町の食材というものをですね PR をしていくということで、町への観光だとかですねまた商品のブランディング化というもの図ったものでございます。4月からはですね五者によります協議会でありまして、辰野町ブランド力推進協議会というものを立ち上げまして、月1回ですね会議を行ってまいりまして、連携の取り組みだとかそれから町の特産品等についてですね、取り組みについての意見交換をしてきたところであります。主な取り組みにはなるんですけども、八十二銀行様ですねご紹介をいただきまして、特に池袋支店様であります東京豊島区にあります防災公園の「IKESUN パーク」というものがありますが、そこで「ファーマーズマーケット」というものがあります。そこへですね町の特産品または町の農産物といったものの出店に繋がっているところであります。こちらではですね毎週末、全国から様々な事業者また自治体が出店しておりまして、上伊那郡内の町村も出店をしている状況であります。9月、それから12月ですね、2回を出店をさせていただきました。町の減農薬の野菜、それからリンゴを始めとしましたふるさと納税の返礼品ですね販売を行っております。また併せてですね町の観光パンフレット、それからふるさと納税の資料などをですね配布いたしました、辰野町に多くの方にですね興味を持っていただく、また来ていただけるようにですね周知をさせていただける良い機会となったというものであります。アルプス中央信用金庫様におかれましては三遠南信サミットにおいて、当町の観光資

源また特産品の PR 活動、また観光動画のですね放映をしていただいております。こうした取り組みのですね、お声掛けをいただき町としてもそこにのせさせていただいているという状況であります。JTB パブリッシング様におかれましては、少し感じが変わってくるんですけれども、辰野町のですね移住定住また交流関係人口を創出する関係に関することといたしまして、国が進めますデジタル田園都市国家構想交付金のですね相談窓口にもなっていただきました。これはですね社がっております様々な観光に対するコンテンツだとか、またそれを使ったデジタルの関係だとかっていったものをですね、事業アイディアをですね提供いただきまして国庫補助事業の情報、また全国的なですね補助金活用例などをですね提供いただいて、町のですねそうした観光それからデジタルの部分での振興推進にですね、アドバイスをいただいたというような取り組みをしていただいております。引き続きですねこのような取り組みについて五者によります意見交換等をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○古 村（1 番）

様々な企業などがそれぞれの特性を生かしながら、辰野町の魅力を発信することを頑張っていらっしゃるということを知って安心したところではありますが、さらに今後ね、それが果たして形になってるのかなというふうに考えたときに、今後さらにどのような取り組みをされていくのかとか、そういったような考えは見通しはありますでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

令和 6 年度につきましては、昨年度に引き続きましてファーマーズマーケットへの参加を計画しております。昨年同様にですね、産業振興課と連携をしながら昨年度の経験もですねふまえて、よりですね町内産の野菜などをですね持ち込みまして、販売ブースの充実化を図っていきたくて思っております。またご来店いただく皆様に辰野町の魅力をですね、より一層お伝えできるというふうに取り組んでいきたいと思っております。また小田急電鉄様のですね、駅コンコースというのがございます。イベントスペースでございますが、そこを利用したマルシェについてもですね、八十二銀行様からお話をいただいております。こちらにつきましてもですね具体化また実現できるように銀行様とですね打ち合わせをする中で検討していきたいなというふうに思っております。令和 6 年度の三遠南信サミットの会場につきましては、本年度豊橋で開催と

いうふうに聞いております。60 のブースが出る予定でありますので、当町も周知活動や特産品の販売促進などが行えたらということで、金庫様に情報共有をしているところであります。毎年会場が変わるため、継続的にイベントの参加が広域的な周知活動になると考えておりますので、それにもですね対応できればというふうに思っております。それぞれ五者の中でですね、強みというものがお持ちでいらっしゃると思いますので、そうした中でですねものでいかに町のですね特産品、また観光の分野でですね拡大をしていけるのかということについて、意見交換また共有をですねして取り組んでいきたいなあというふうに考えております。以上であります。

○古 村（1 番）

そうした取り組みを通じまして、多くの方が辰野町に行ってみたいな、辰野町に住んでみたいな、あるいは辰野町のものを食べてみたいなそんな魅力をどんどんどんどん発信していただいて、辰野町盛り上げていただくことを期待をしたいと思います。続いてゼロカーボン推進補助金についてお尋ねをしたいと思います。3 月定例会においては、辰野町が取り組むゼロカーボンの取り組みに対して、やはり目標達成のためには、ある程度専門性を持たせた部署を開設したらというような提案いたしまして、ゼロカーボンの推進室を立ち上げていただいて、辰野町の本気度が本当に伝わってくるのかなというふうに思っております。そうした中でゼロカーボン推進補助金というものがこのところで補助この事業が始まりました。この中では太陽光発電設備費であるとか蓄電設備あるいは LED ということで、これから国全体で取り組もうとしているものに非常に寄り添ったというか、同じような内容で事業を進めていくというようなことがうたわれているわけではあります。その中で太陽光発電設備に対する住民向けの補助というのがあるわけですが、太陽光発電というのはもう皆さんもご存知のとおり、屋根の上に乗っかってるパネルだけで電気が供給できるわけではなくて、そのパネルが作り出した直流の電流を家庭で使える交流に変換する設備、パワーコンディショナーというものが必要になってくるわけなんですね。実は私の家でも 2000 年に太陽光の設備を設置しました。かなり早い段階だったんですね。2000 年というのが実は私の結婚した年であったのもう結構経ってきた。そうするとね 10 年、15 年ぐらいすると、発電効率がだんだんだんだん落ちてきちゃうんですね。売電の価格が落ちてきてる、多分妻は太陽光もお父さんも 10 年、15 年すると働きが悪くなるんだろうなというふうに思われてたんだろうなと、あながち外れてないからしょうがない

んだけど。そのパネル自体の耐久性というのは大体 30 年ぐらいは持つものだというふうに言われてる。一方で、このパワーコンディショナーに関しては、どうしても経年劣化というものが生じるがために、10 年、15 年ぐらいで大体が発電というか、十分にその役割を果たさなくなってくるというふうに言われています。実際わが家のものもそうでした。今、このゼロカーボンの推進の補助金ということで、太陽光発電設備に対する補助ということをやっているわけですが、じゃあこの補助金を活用して太陽光を家にも設置しようという人がどの程度出てくるのかな、やはりその補助があってもかなりの金額を投資しなければいけないということになったときに、結構二の足、三の足を踏む方もいらっしゃるのかなというふうに思うんですね。実際の近隣の市町村であっても、その補助事業をやったんだけど全部使われることなく残ってしまったという事例もあるんですね。これ補助が目的ではなくてあくまでもゼロカーボン、その化石燃料の使用をできるだけ抑えていきましょうっていうことが目的であれば、例えば新設のものではなくて先ほど来話に出ているパワーコンディショナー、こういったものを 10 年、15 年経ってしまって、もう劣化してしまってるものを新たなものに更新するものにも補助金をつける。そうすると、既存の設備を使ってそのゼロカーボンということにかなり協力をいただける家庭というのが、増えてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。そこで私はこのパワーコンディショナーの交換にも、この補助ということを拡大してはどうかなというふうなことを思うわけですが、町としてどのようにお考えかお聞かせください。

○総務課長

議員、冒頭おっしゃっていただいたとおり、4 月 1 日からゼロカーボンについては総務課の方に移管になりました。4 月 1 日に拝命した以降、私ずっとこのゼロカーボンの推進のバッジを付けております。業務中はゼロカーボン意識しながら取り組んでいるところでございます。さて、今年度創設しましたゼロカーボン推進補助金につきましては、太陽光発電設備をはじめとします再生可能エネルギー設備や、LED 等の省エネ設備の普及拡大による脱炭素の推進を目的としているものであります。このため、基本的には新規の購入やまたは更新によりまして、新たに省エネまたは脱炭素に繋がるものを補助対象とさせていただいているところであります。ご質問のありましたパワーコンディショナーの更新については、こういった形で新たにこの脱炭素に繋がる設備等が増えるということではないので、今回は対象としていないわけではあります。

ただし、東京都ですとか他県では議員ご指摘のとおり、このパワーコンディショナー更新の補助金を設置している市町村等はございます。比較的早い時期に太陽光発電設備を設置されました住宅では、パワーコンディショナーのいわゆる能力といいますか、性能の方もだんだん落ってまいりまして、発電効率も下がってまいります。また取り組みの維持といった観点、また今の機器の方がおそらく性能自体がどんどん上がってくといった部分もありますので、そういった意味では、脱炭素の取り組みを広げる効果を広げるといった部分では、更新も含めてもいいのかなとも思います。現在はこの補助金の財源も限られておりますので、当面はこれまでどおり新規導入等を基本とする方針ではありますが、引き続き他市町村の情報等を収集しながら研究してまいりたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

なかなか財源も限られている事業ではあります。ただこれから数年後子どもたちの世代、孫たちの世代というところに繋げていくということが本来の目的でもありますので、ぜひ他市町村、研究をしながらいち早く辰野町が長野県内ではそういったものにも補助がつくというようなことに、進めていただければなというふうに考えております。合わせてゼロカーボンに関してであります、実はこれゼロカーボンの補助とはちょっと別物であるんですが、もう辰野町は既にペレットストーブに対する設置の補助ということは数年前から行われているわけではあります。可能であればペレットストーブだけではなくて、薪ストーブに対する設置の補助というものもお考えいただけないかなというふうに考えるわけですね。特にただ単にゼロカーボンというだけではなくて、昨日から話も出ていますとおり辰野町の森林の整備ということにおいて、薪の有効活用ということも十分できる事業になると思っております。そこら辺にペレットだけではなくて薪ストーブに対する補助の拡大ということはお考えいただけないでしょうか。

○総務課長

考えてみますと木は二酸化炭素を吸収して育ちます。木を燃やしますと当然その二酸化炭素は再び空気中に出ていくわけなんです、またその二酸化炭素を吸って木が育ちます。こうしたことから、結果的には地球上の二酸化炭素の量が増えるということではないわけです。さらに、木は伐ってもまた芽吹いて半永久的に再生を繰り返すといった部分では、燃料っていう観点では貴重な資源でもあります。こうしたカーボ

ンニュートラルの木材燃料というのは、まさしく脱炭素に関連してくる部分だろうなと思っています。こうした木材・薪を использовалиストーブの燃料、ストーブを使うことによりまして化石燃料の使用が抑制されるといったことにも繋がりますので、こういった薪ストーブの導入も脱炭素を推進する取り組みとしては、有効な方法だと認識しているところであります。先ほど議員からご紹介のありました、ペレットストーブの補助金については、令和5年度の実績は1件ということで、なかなか普及が見込めない状況ではありますけれども、どこまで实际需要があるかわかりませんが、この薪ストーブの導入を補助対象とすることについては、導入に向けた検討を進めたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

薪ストーブを対象としたものを検討が始まるということで非常に嬉しく思っているところであります。というのは結構ね薪ストーブを設置したいという方多いんですよ。また移住定住を考えたときにその古民家を再生してっていったときに、結構、薪ストーブに憧れる方っていうのは一定数いらっしゃるんだっていうのを感じているところであります。長野県内においても薪ストーブに対する補助というのをやっている自治体もありますし、考えてみればペレットね作るのにいくら、これ以上は言わないです。であれば、山から戻ってきた薪をそのまま燃やせた方がいいじゃないかっていうことであれば、より積極的に可能であれば、今のペレットストーブと同じだけの補助がつくとよりいいのかなというふうに思っております。ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思っております。私も2期目スタートして1年が経ちました。やはり町の議会の議員やってると何でしょうね、町民の皆さんからいろいろな要望が寄せられてそれを町へ届けようということになってくる。ところがなかなか形になっていかない、その歯がゆさっていうのは常に感じているところでもあります。タウンミーティング等を通じましていろんな要望も出てくるわけですが、それをどれだけ形にできていくのか、非常に歯がゆい思いもしているところではあります。一方、聞こえてくる声だけではなくて、住民の皆さんが声に出せないものというのを、いかにその肌で感じてそれを行政に届けられるのかということっていうのも、非常に重要なのかなというふうに思っております。声なきものを届けるということで肌で感じるということになりますと、多分今この議場にいる多くの皆さんが、もうそろそろおしまいしてもいいんじゃないかなというふうに思ってるのかなと

いうふうに思いますので、早速今日はそれを形にしたいと思います。時間だいぶ余りましたが以上で私の質問をおしまいにしたいと思います。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 30 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 35 分

再開時間 13 時 30 分

○議 長

再開いたします。質問順位 11 番、議席 2 番、松澤千代子議員。

【質問順位 11 番 議席 2 番 松澤 千代子 議員】

○松 澤(2 番)

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。1 番目、信号機を妨げる樹木の枝払いをお願いしたいのです。辰野中学校の天竜川沿いを、荒神山方面からまいりますと城前橋のたもとに信号機があります。その城前橋は少し高い位置にあるため、信号機も高い位置にあります。そのため桜の花が終わり葉桜になって、今のように葉っぱがざわざわしてくると、信号機が風によって葉に邪魔をされ見え隠れしてしまうのです。今までもこのことは言われ続けていることなので、毎年手入れをしていただいていることと承知いたしておりますが、樹木はそのときちょうどよく剪定しても成長の過程にあるため大きく育ったり高くなったり、枝の伸びる方向や風のなびき方、その方向によって見えなくてはならないものが隠れてしまうことがあります。それは、高齢ドライバーにとって大変迷惑なことで、邪魔な枝となってしまうのです。あれだけの直線道路ですので見通しは良いはずですが、しかし高齢ドライバーにとっては生徒の姿を確認することが最優先なため、信号機はできる限り早いうちに確認したい。辰中のプールの辺りから信号機が見えるような、そんな樹木の剪定を希望したいとおっしゃるわけです。信号の中でも赤・黄・青の右端の赤と黄が見えないのです。町民の交通安全のためにまた中学生の安全を守るためにも、樹木をもう少し小さめになるような剪定をしてくださるよう提案いたしますがいかがでしょうか。

○学校支援課長

はい。議員ご指摘の場所につきましては、昨年も住民の方から同様の声をいただき、信号が見える程度に剪定を行いました。今回ご指摘いただく前に選定すべきでしたが、

今になってしまいましたので早速対応いたします。なお学校の敷地にある樹木ですが、最近かなり大きくなっておりまして道路あるいは隣のお宅に迷惑をかけているようなケースがあります。今回のような緊急の場合には応急措置をいたしますけれども、大きく木を伐る場合には、木を伐る時期もございますので、またそのときには検討させていただいて、対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○松 澤（2 番）

ありがとうございます。高齢ドライバーにとりましては、不安なことは不安になってしまうんですね。ですから遠目にでも信号機の 3 つの色、赤・黄・青全てが見えるような配慮が大切なのではないかと思います。頻繁に確認していただくことを提案して次に進みます。環境の美化の問題として、庭木の剪定木の収集ヤードについて伺いたいと思います。箕輪町では、一時中断していた剪定木の収集ヤードを竜東線の天竜川沿いに「みどりの資源リサイクルステーション」として昨年 9 月から再開いたしました。辰野町ではそのような場所がないため、小さくできるものはごみ袋に入れて可燃ごみとして出したり、伊那市まで運んだり業者さんをお願いしたりと困っている方が多いと伺っております。ひどいものは山際の山のそばの畑の横に捨ててしまう。それなので畑の持ち主の方の不満もたくさん出ております。町としてはこの件について何か策をお考えでしょうか。枝の成長する時期でもあります。ヤードだけでも早急に設置していただけないでしょうか。

○住民税務課長

お答えいたします。まず剪定木、剪定枝の処分方法は 3 つあり、1 つ目は上伊那広域連合の取り決めで、燃やせるごみの指定袋に入るものは指定袋に入れ、燃やせるごみの収集日に地域のステーションに拠出していただく。2 つ目は、長さ 50 センチ未満かつ太さ 10 センチ未満に切断し、縛ることなく伊那市の上伊那クリーンセンターへ持ち込んでいただく。3 つ目は処理事業者へ依頼する。以上、3 つの方法であります。議員ご質問の剪定木の収集ヤードですが、これは導入している自治体の単独事業でありまして、近隣では箕輪町、諏訪市、下諏訪町等が取り組んでいる事業となります。箕輪町にお話を伺ったところ、収集ヤード事業を導入したが、無人であることをいいことに、マナーの悪化、持ち込みを認めていない箕輪町以外の方々の不法持ち込み、剪定木等だけでなく一般のごみの不法投棄、造園事業者等の事業系ごみの持ち込み等があり、対応に苦慮していたとのことでした。現在は監視員及びチップ化の作業員を配

置し、持ち込み日時を限定することで運営を行っているとのことでありました。また、費用面では、破碎機、ウッドチップの導入費、メンテナンス費、監視員、作業員の委託料等の経費が年間数百万円かかっているとのことでした。辰野町でも令和3年に導入について研究を行った経過がありますが、収集ヤード設置場所の確保の問題、破碎機、ウッドチップの購入費及びメンテナンス費を含めたランニングコストの問題、不法投棄やマナー等の問題、個人宅の庭木等の処理となるため受益者が限られてしまう等の課題があり、辰野町での導入については難しいと判断しております。

○松 澤（2番）

はい。マナーの悪いということは箕輪町から伺いました。それからお金のかかることも聞きました。チップが160万円すること、それから刃を交換しなければいけないこと、刃物ですのでねどうしても交換は必要なんだと思います。それから主は人件費なんじゃないかって思っています。確かにそういうものはあると思うんですが、確かに困ってる人がいるからそういう要望が出てくるわけですね。ですからできれば箕輪町でも諏訪市でも庭木の剪定木はリサイクルとして考えております。チップにしてブルーベリーの根元や畑に敷いたり、一般家庭の庭に敷いて水はけの改良等に使っております。可燃ごみの削減のためです。費用がかかることは十分承知しておりますが「未来につなぐ辰野町の森ビジョン」でも薪やチップなど資源活用の推進と記されております。ゼロカーボンの一端と考えて剪定木をウッドチップにして、そして薪にして資源を活用するお考えはないでしょうか。また、草刈りをした後の草も収集していただき、諏訪市のようにリサイクルして堆肥にさせていただく。そこまで考えていただくことはできないでしょうか。

○住民税務課長

議員、ご質問のとおり脱炭素ゼロカーボンへの取り組みの計画である「辰野町地球温暖化防止実行計画」の観点や「未来につなぐ辰野町の森ビジョン」でも示された薪ストーブ、薪ステーションの活用の観点等から、引き続きそれぞれの担当部署と連携し、研究させていただければと考えております。草刈り後の草の収集については、諏訪市の取り組みは、富士見町の業者と連携し堆肥化している事業となります。この事業は、諏訪湖のヒシと牛糞と草を混ぜ堆肥化しております。堆肥化に適している牛糞が集まる酪農家の多い地域であるためできる事業であり、辰野町では導入については現実的ではない状況であります。施設の新設や発酵促進剤等薬品の活用等が必要とな

るため、今までどおり上伊那クリーンセンターでの焼却が主要となると考えております。

○松 澤（2 番）

はい。牛糞とかヒシとかそういう問題にするとちょっと私もわからなくなってしまうんですけれども、リサイクルするということに関しては大変大事なことなんじゃないかと思うんです。庭木の剪定木って結構出るんですね、我が家の庭は本当に猫の額ほどの小さな庭です。松の木 1 本だけです。それでも年に 1 回だけ剪定していただき、その枝や松葉を袋に詰めて可燃ごみに出すのですが、1 週間ほど干しても 45 リットル袋、いつもの大きな袋ですけれども、それを 10 袋、10 袋になります。この時期は花の終わったシャクナゲとツツジ、1 本ずつだけの剪定でも 3 袋になりました。ましてや、中央公園などの草刈りの後、刈った草は干しても 45 リットル袋 20 袋では入りきらないそうです。やはり近隣市町村のように、ごみの減量化やリサイクルを考えるべきではないでしょうか。庭木に手を入れていかないと荒れ放題になってしまい、手がつけれなくなってしまう。そのような状態になってからでは遅いのです。草木を堆肥にして販売します。これは確かに諏訪市のものですが、諏訪市ではしっかりとこのカレンダーに書いてあります。しっかりここに持っていくと草を堆肥にしたものを売ってくれるそうです、それを売るんだそうです。こういうね取り組みが大事だと思います。そして、無農薬の農業に繋がるのではないのでしょうか。辰野町はゼロカーボン宣言したばかりです。剪定木はチップや薪に、草は堆肥にリサイクル、ゼロカーボン宣言をした町として何かの補助金を探していただき、何とか辰野町でもごみの減量化、リサイクルに取り組んでいただきたいと思います。確かに大変なことだと思います。刈られた草の収集も含めリサイクルのルートを作っていただきたい、そう思います。初めの一步を踏み出さないと何もできません。刈り草の収集、剪定木の収集、その収集ヤードの設置だけでも前に進んでいくことを提案いたします。続いて環境美化の 2 として不法投棄物について伺います。3 年ほど前から不法投棄に大変な労力を割いておいでの方々がいらっしゃいます。宮所の区の方々です。急斜面から投棄された大量のごみを片付けたり、川に袋ごと投げ込まれたプラスチックごみを拾い上げたり、急斜面から投棄された大型タイヤが物置に当たり、物置小屋が変形してしまったりと憤懣やるかたない思いでいらっしゃいます。町としては防止策として防犯カメラの設置を計画されておいでようですが、現在どのような段階でしょうか。

○住民税務課長

それではお答えいたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法第25条及び第32条により、みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行った者は罰則に処せられます。個人の場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方、法人の場合は3億円以下の罰金となっております。町でも、不法投棄を防止するために職員の巡回、不法投棄監視員4人の方による月2回の巡視、不法投棄禁止の看板設置など対策をしておりますが、その対応に苦慮しております。不法投棄される場所は山間部など人気のない場所や空き地などが多く、このような場所では不法投棄が続けられる可能性があり、何らかの対策をしなければなりません。そうした不法投棄されやすい場所に防犯カメラを設置することで、不法投棄を抑止することができると思われます。昨年度購入した防犯カメラを設置し監視しておりますが、その箇所では今のところ不法投棄はされておきませんので、抑止力になっていると思われます。また、本年度も2基導入の予定です。警察とも情報共有しながら、不法投棄が頻発する箇所を中心に地元の方と相談しながら、防犯カメラを設置していきたいと考えております。

○松 澤（2番）

はい。その防犯カメラが功を奏してくれることを願います。川に袋ごと投げ込まれた燃えないプラスチックごみを目の当たりにしたとき、正直なところ本当に悲しいと思いました。農業用水路を詰まらせることもあるかもしれない、川の生き物を苦しめるかもしれない、絶対にしてはならないことです。これはもう犯罪です。このように川に袋ごと投げ込まれたごみの処理についてはどうされているのか。川の清掃についてはどうされているのか。また3も一緒にお伺いいたします。防止策として急斜面にネットを張ってあるようですが、ネットの効果はどう評価されていらっしゃるのでしょうか。

○住民税務課長

議員おっしゃられるように、不法投棄やごみのポイ捨ては犯罪であり、本当に心が痛みます。ごみの処理についてであります。環境整備活動等で拾っていただいたものや、個人の方が拾っていただいたものについては、各区長にお知らせしてあります。不法投棄片付け袋や不法投棄シールを貼付し、生活環境係へご連絡いただきステーションに提出していただくことで収集車が回収いたします。また大きいものにつきまし

ては、生活環境係へご連絡いただくことで対応をしております。河川等への不法投棄は流水や土壌の汚染、悪臭やカ、ハエなど害虫の発生の原因となります。河川ごみには、ペットボトル等のプラ系ごみが多く、生分解されないためマイクロプラスチック等の発生に繋がり、水生生物や鳥類等の体内に蓄積されるため、生態系に悪影響を及ぼす懸念があります。なお、河川や道路については基本的にそれぞれの管理者がおりますので、河川ごみ等発生抑制のため管理者とより一層連携を図り、危険のないよう対応いただきますようお願いいたします。防止策のネットの件であります。ネットを設置することで、物理的に捨てられないという効果と対策を行っていることで、目を光らせている、見られているという感覚を与え、不法投棄を抑制する効果があると考えています。それには看板を設置することも同様です。また、草刈りをして視野を確保することや、清掃を行うことでも同じ効果を得ることができると考えています。

○松 澤（2 番）

はい。たくさんのことを教えていただきました。山や川などの自然にネットという邪魔なもので手を入れるっていうことは良いことではないと思います。ですが苦肉の策なのだと思います。宮木地区にはたくさんの農業用水路の取り入れ口があり水路がありますので、これらを守っていかなければなりません。農作物はこの水路の水によって生育し、我々の命の糧になります。こういうことを住民みんなが、そして通行人みんなが考えていかなければならないことだと思います。少しでも効果のあるものであるなら、その被害を受ける土地その土地にネットを設置するしかないのだと思います。その設置にかかる費用について伺います。ネットについては現物支給でいただけたようですが、取り付け費用についてはみていただけなかったようで、急峻な地形等の関係で重機を使わざるを得なかったということでもあります。そのため高額の設置料がかかってしまったようです。このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○住民税務課長

防止策のネットについては、辰野町衛生自治連合会にて予算を確保し、現物支給を行っております。このネットについては、地元の方々等とで設置できる箇所に設置していただくことを想定しており、重機を使用してまでのネット設置については想定しておりませんでした。予算等を確保しているものではありませんので、今後、設置が困難である場所等については、事前に生活環境係へご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松 澤（２番）

ありがとうございます。区といたしましても思いもよらぬ出費に頭を抱えているわけですから、ほっとすると思います。個人の土地ということで個人のものかもしれませんが、個人的な利害ではないので、このごみのことについては公のものとして考えていただくことを提案し、さらに町民にやさしい対応策をお考えいただくことを提案して、次に進みたいと思います。また、梅雨の時期がやってきました。以前水害を経験してしまった人々は、雨が降るとついつい思い出してしまうので、この雨怖いなあと思ってしまいます。災害は、雨ばかりではありません。３日前の地震アラート、能登半島の地震怖いです。地震は広い面積で迫ってきますのでものすごく怖いです。災害の中でこれが一番危険だというものはないものと考えますが、それでも地震によるブロック塀倒壊の犠牲者は時々報道されておりますので、特に小学生以下の子どものことを考えると不安でいっぱいになります。それ以前に、私たち高齢者も同様です。身近にそして普段行き来している道路脇等に危険性のあるブロック塀は全くないのでしょうか。また、倒壊などの危険性のある空き家は近隣にないのでしょうか。それがあるんです。最近の強風により屋根の一部が剥がれたり、壁の一部が剥がれたりの危険な状態の空き家がたくさんあるのです。先ほどの空き家の件につきましても、そのことは出てまいりました。その破片は隣の家や敷地に直撃いたします。役場も区もご近所さんも手伝い、手を尽くしてくださっていることを十分承知いたしております。危険な空き家につきましては、区にも役場にも季節ごとにその都度、写真を添えて依頼状を出すという作業、それをそれぞれにさせていただいております。区も役場も手紙を出してくださっています。「草が伸びていますよ」「屋根が剥がれて隣の家飛び込んできてますよ」そんな状況を年に数回持ち主に伝えることをやっていたいでいるんです。この努力は何物にも代えがたいすごい努力なんです。でも危険は危険、音沙汰ないのはちょっと腹が立ちます。改善できない空き家と隣り合わせの不安をおわかりいただけるでしょうか。能登半島地震を経験したばかりの今、そのような危険箇所の調査確認が再度必要なのではないでしょうか。ブロック塀や空き家、看板、街灯、道路にはみ出しているような枯れ木など、頭上から落ちてきそうなものはないか。他にもたくさんの項目はあるでしょう。区や消防団と連携して、危険箇所の把握をしていただきたいと思うのですが、町内の防災点検の実施いかがお考えでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。地域の危険箇所や災害や事故の恐れがある場所をあらかじめ把握し、地元で共通の認識を持っていただくことはとても大切なことだと思います。これまでに、9つの区で取り組んでいただきました住民参加型防災マップの作成は、こうした考えに基づくものではありませんけれども、比較的、土砂災害や浸水など広い意味での危険箇所といった部分の観点のものであったようにも思います。またブロック塀ですけれども、こうした部分についてはPTAなどによりまして通学路の危険箇所ということで、定期的に点検をしていただきまして、必要に応じて町へ改善要望をいただいているところでもありますけれども、こちらの方も少し防災といった視点では、異なる取り組みだと思います。他県の例ではありますけれども、自治体によっては防災にちなんだ習慣ですとか、防災訓練の際にその地域内の防災関連施設の点検とともに、危険箇所と思われる場所を点検している例もあると聞いております。こうしたブロック塀それとか危険な空き家だとかその他身近な危険箇所については、やはり日ごろから地域をよく知っていただいている地元の皆さんに協力していただいて、行っていくのが一番だと思います。今年も9月1日に町の防災訓練がありますが、そういった折に、地域単位で点検をやってみたらどうですかといった形で、呼びかけて進めてみたいと思います。以上です。

○松 澤（2番）

はい。ありがとうございます。確かにね地元を知っている地元民が調べるのが一番いいんじゃないかと思います。大変恐れ入りますがそのことにつきましては、ぜひ区長会で何とか通じていただければありがたいと思います。どんな災害が襲ってくるかは全くわかりません。備えあれば憂いなしといいます。私たち一人ひとりの心構えが大切です。老婆心ながら心してあらゆる方面から未然に防御するために、備えることを多くの人々に推奨していきたいと思いますが、近隣の力だけではどうにもならないそんな部分については引き続き管理監視等をお力添えいただきたいと思います。次に進みます。ほたる祭りが間近になりました。大いに盛り上げていきたいものです。そこで、ほたる童謡公園内でのアナウンスについて提案したいと思います。5、6年ほど前にもそのようなことを町民の方に言われたことがありましたが、今回は子育て中の若いママさんたちからのご意見です。子ども連れの皆さんは、お子さんたちが眠くならないうちにホテルを鑑賞して、早々に引き上げてこようと行動する人たちがいらっしやるわけです。夜の7時、今はまだ明るいですがその頃から子どもを遊ばせながら

草むらで待ち、8 時頃から始まる乱舞を楽しむのです。その時刻あたり注意喚起のアナウンスが流れます。「三脚は立てないように」「フラッシュはいけない」当然です。当然なのですがしつこくて嫌になってしまうとおっしゃいます。壊れたレコードのようになっていう表現は死語かもしれませんが、このアナウンスの原稿を見直しても良いのではないのでしょうか。見直しの時期に来ているのではないのでしょうか。注意喚起の一文にプラスして、ほたる祭りの歴史とかホタルの生態の説明とか、ちょっとした情報を短く挿入するのです。ほたるガイドの皆さんにお手伝いいただくのもいいでしょう。ホタルの情報は詳しい方がたくさんいらっしゃいます。注意事項は大切ですから省くわけにはいきません。ですから、足し算で楽しんでいただいたら良いのではないのでしょうか。それがおもてなしの心をプラスしたことにはなるのであるのではないのでしょうか。このようなこといかがお考えでしょうか。

○町 長

はい。今年のほたる祭りもいよいよ明後日に迫ってまいりました。ほたる童謡公園ではゲンジボタルの舞が日に日に数を増しておりまして、お祭りの開幕を今か今かと待っておる状況だと聞いております。毎年明るい時間からほたる童謡公園に入園し、思い思いに暗くなるのを待つ観蜚客の姿が見られますが、どうしても時間を持て余す方がいらっしゃるのではないかと気にはなっていたところであります。そんなとき松澤議員がおっしゃるおもてなしの心で、ホタルの生態やお祭りの歴史などを知っていただくために、スピーカーで放送することにより暗くなるまでの間、有意義に過ごせるのではないかと考えています。実は企業訪問で商店街のあるお店を訪問した際に、同様の提案をいただいた経過もございます。今年はこのようなホタルのガイドなど内容を来場者の皆様に聞いていただき、なるほどと感心してもらえたり楽しんでもらえたりするようなアナウンスを、安全指導の間に取り入れたいと思っております。ほたる童謡公園内のアナウンスは、ほたる祭り実行委員会の安全指導部で所管していますが、お客様が園内で安全に楽しく過ごしていただくことを目的に、アナウンスを行ってまいりました。併せましてカメラの三脚を立てるのを遠慮していただいたり、迷子のお知らせをするなどアナウンスも行っております。加えて今年はインバウンドを意識して、やさしい日本語のほか英語、中国語、そして韓国語などでのアナウンスも予定しており、大勢の皆様がより安全に楽しく過ごしていただけるよう心がけてまいります。このような安全面からのアナウンスに加えまして、大会長としては、先ほど申

し上げましたホタルの豆知識のようなことも、明るいうちから園内に来ていただく方にもお伝えできるように準備を指示いたしました。今年も園内のアナウンスを豊南短期大学の学生さんたちに担当してもらうことになりました。学生の生のアナウンスでホタルのあれこれを町内外の皆様にお届けすれば、議員のおっしゃるおもてなしの気持ちが伝わるのではないかと考えています。またアナウンスをしてもらう学生さんの皆さんにも、ホタルの知識を得てもらうとともに、ほたる祭りに一層の愛着を持っていただくことも期待されます。次年度以降もこういった取り組みを継続実施していけるよう、ほたる祭り実行委員会の皆さんとともに取り組んでまいります。

○松 澤（2 番）

ありがとうございます。多言語対応とっても嬉しいです。本当にありがたいと思います。それでこの園内、昨年大変人が多かったものですから、一方通行にした方がいいんじゃないかっていう意見が出ていたと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○産業振興課長

それでは今の議員のご質問にお答えします。昨年度も本来であれば、入口・出口というものをしっかり設定をして、皆さんに歩行をしていただくように設定はしてあったんですが、去年はどうしても入口にですね、出る方もちょっとかなり戻ってきてしまっていて詰まってしまうという現象が起こって非常に心配をしていただきました。そういった反省点をふまえて、本年度はわかる形で表示板を出したり、そしてまた放送で対応したりしてスムーズな皆さんの出入りを行っていただけるように配慮してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松 澤（2 番）

はい、恐れ入ります。今のは突如だったんですけれどごめんなさいね。先ほど町長が多言語対応をしてくださるということだったものですから。去年の一方通行にした分につきましては、わからなかったとおっしゃる外国人がいらっしゃいました。それで、できればさっきの多言語対応なんですけれども、一方通行のアナウンスもぜひ多言語でお願いできないでしょうか。多言語とかやさしい日本語とかその類でその一方通行のことをアナウンスしていただければ、混乱が起きないのではないかと私は思いましたので、ごめんなさい、急に入れてしまいました。申し訳ありません。その日本語、多言語でやっていただけるのは本当にグッドアイデアで、もう本当に大賛成で

す。ありがたいことだと思います。それで一方通行が詰まらないように、ぜひ一方通行のアナウンスも多言語でお願いできればと思います。そこをぜひ2日しかありませんけれども、ぜひ対応していただきますようよろしくお願いいたします。年に一度の辰野町の歴史を誇る大イベントです。全ての町民の皆様のお力をお借りしながら、最高の祭りにしたいものです。また、この祭りが辰野の子どもたちの心の光になることを信じて、大いに盛り上げたいと思います。最後の質問になります。先日、若者タウンミーティングを開催いたしました。40歳以下の若い皆さんにどんな町に住みたいかと伺いましたところ、交通の便が良いことを挙げられました。以前、中学生議会で取り上げられた周遊バスを子どもたちも、親御さんたちも望んでいるのだと痛感いたしました。先ほど定時定路線バスはっていう話もありましたけれども、この子どもたち、中学生、高校生にとってはやっぱり定時定路線ではないかと思います。友だちに会うために親の送迎の都合を聞かなくても自由に自分たちだけで計画が立てられる。それは子どもたちの成長の証です。中学生でも高校生でも自由に使える公共交通、周遊バスがそれに当たります。童謡公園にも荒神山のグランドにも自由に行くことができる。全ての移動が親がかりではなく、自分の意思と自分の行動で可能になることそのものなのです。友だちのところへ行くとき、友だちとの待ち合わせ、雨の日の帰宅など親に頼らなくてもいい、それは交通弱者の中高生なんですね。高齢者のみならず交通弱者は、その中学生、高校生も同様なんです。親に頼らず颯爽と出かけられる若者たちを想像するだけで私自身は嬉しくなります。周遊バス、今無いので今の段階では颯爽と出かけられないと思いますが、この年齢になると子どもたちは精神的に自立してまいります。それに合わせた社会整備が必要なのではないかと思います。社会整備イコール公共交通の整備です。このあたりはいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

はじめに辰野町において、平成22年3月に民間事業者が運行する路線バスが廃止となりまして、民間事業者によるバス路線が一切なくなっていました。これによって、現在はデマンドタクシーの運行区域となっている地域において、大規模な交通空白地が生じてしまったという経過を踏まえつつお答えをしたいと思います。当町は平地部と谷筋から構成されており、長く同一の交通システムで利用者の需要を束ねることが難しいという特徴がありまして、効率的な周遊ルートの構築が困難であることから、周遊バスではなく個別目的でありながら乗り合うというデマンドタクシーで交

通空白地の解消を図ってまいりました。周遊バスを運行することで送迎者の負担を一定程度減らすことができると考えられますが、学生の場合行きたい行き先が文化スポーツ施設、お買い物また利用したい利用日が休日であること、また高齢者は行き先がお買い物と通院がメインとなっていて、平日利用というような移動ニーズが大きく異なっております。こうしたことから運行方式の構築に詳細な調査や継続的な検討が、必要であるのかなあというふうに考えております。辰野町の地域公共交通計画においては、既存の公共交通を継続しつつ、利用実態やニーズ、効率性、運用性を重視して、必要に応じてサービスを見直しすることとしております。他市町村の事例も参考にしつつ、導入の可否については慎重に検討していきたいと考えております。以上であります。

○松 澤（2 番）

はい。うんとよくわかりますけれども、子どもってだんだん成長していくとだんだん 1 人で行動する、そんな形になってくるのだと思います。子どもたちが町中に集まってくる。約束するのは図書館とか茶の間とかそういうところに集まってくると、町が元気に見えるっていうことなんだと思います。子どもたちが動けば町が闊達になる、町の賑わいに効果があるそのものではないでしょうか。私の理想を申し上げますと、公共交通が生活に豊かさと潤いをもたらすようになる。そんなことであります。公共交通の高齢者の利用に目的を伺ったところ、病院、買い物、お友だちに会う、お食事会がある。私はね、とってもその部分が嬉しいと思いました。病院、お買い物だけではなくて、お友だちと食事をするためにそのデマンドタクシーを使う、公共のバスを使う、それが大事なんだと思うんです。そこがね、高齢者の生きがいになっていると思うんです。そこが高齢者を生き生きさせる、そしてその子どもたちも自分だけで動ける、それが子どもたちの心を生き生きさせてくるんじゃないかと思います。可能な地域範囲を拡大していくバスなりデマンドなり周遊バスなり、それを使って町中に交通網を敷く。なんか、大切なんじゃないかなっていうふうに思います。もっと言うならば、大人数で人数を運ぶときにはバス、少人数を移動するときには 4、5 人の小さいバス、狭い道の家を迎えに行くのには軽自動車とか、状況に応じた車の配車を考えてもいいのではないかなってふうに思います。ただ、時間どおりに動く子どもたちも利用できるようなバスは必要んじゃないかと思っています。その辺りを考えながら改善に改善を重ねて、より良い方向へそして理想へと近付けていってほしいと願いま

す。子どももね高齢者も目的は同じなんです。外出による気分転換、その中の買い物、友だちとの会話、食事そういうことは全て一緒なんですね。大人も子どもも一緒です。そして高齢者と子どもとの違い、子どもっていうのは中高生ですけども違いは「僕たちはマックかスタバだよ」っていうような、そこだけが違うところだと思うんです。高齢者はそうじゃなくてお友だちの家で一緒にご飯を食べるっていうことでもありますけれども、子どもたちはそうじゃなくてそういうところに出かけて行って、徐々に大人に成長していくんだと思います。交通が助ける子どもの成長、ぜひお願いをしてそれを私の提案として、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 3 番、栗林俊彦議員。

【質問順位 12 番 議席 3 番 栗林 俊彦 議員】

○栗 林（3 番）

それでは一般質問通告書に沿って質問を行います。まず、はじめに地方創生、人口減少対策についてという内容でおたずねいたします。地方創生の 4 つの基本目標「稼ぐ地域をつくるとともに安心して働けるようにする」「地方とのつながりを築き地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「ひとが集う安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」となっております。これに基づき、地方創生の具体的な施策といたしまして辰野町では、まち・ひと・しごと総合戦略というものを策定しております。いろいろな施策があると思います。この中に将来像である「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向け関連施策を推進する。施策ごとに数値目標、重要業績評価数 KPI を設定し判定を行うなどいろいろ書かれております。このような内容の戦略を実施している中で、町長は地域の活力創出の取り組み状況とその効果についてどのように感じていただけるのかお答え願います。

○町 長

厚生労働省は 5 日 2023 年の人口動態統計を発表し、合計特殊出生率は 1.20 と過去最低と発表しました。長野県では 1.34 で、2022 年より 0.08 ポイント下回ったと発表をしています。辰野町の合計特殊出生率は 2023 年 1.33 で 0.12 ポイント上昇をしています。出生数は 86 人で前年より 4 人増えています。上昇した要因としましては、

人口減少に伴い、15歳から49歳までの女性の人数も減少している中で、出生数が増えていることが要因の一つと思われます。若い世代を中心に経済や将来の不安から結婚出産をためらう方が増えていることから、こうした不安を解消し安心して家庭を持ち、子どもを産み育てられる環境づくりをしていかななくてはならないと考えています。令和6年度、町では、病児・病後児保育施設の建設などをはじめとする10の新たな子育て支援施策に取り組み、育児のしやすいまちづくりに努めております。子育て応援課では子ども・子育て支援事業計画を令和7年度から5箇年計画で策定します。子育て世代のニーズ調査を行い、結果をもとに新しい施策を打ち出していきたいと考えています。引き続き少子化対策、子育て支援策を進めてまいります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の状況については担当課長から説明いたします。

○まちづくり政策課長

まち・ひと・しごと創生総合戦略の主目的は、人口減少と地域の活力創出を柱に、地方創生の取り組みを進める5箇年計画であります。34の数値目標を掲げ、毎年、成果指標により検証しているものであります。移住定住・関係人口づくりは国も進める重要な施策でございます。令和4年度の移住制度を利用して移住した人数につきましては、令和元年度に掲げていた令和7年の目標値の80人に対しまして、令和3年40人、令和4年度は実績値で107人と目標値に比べ134%と大きく上回る結果となっております。移住施策の中で、空き家バンクの成約や定住促進奨励金の利用者数が、高水準で推移したことが要因の一つであると考えております。移住定住の様々なメニューを引き続き進めていきたいと考えております。地域づくりや地域の活力創出に関する取り組みについては、これは地域活性化の取り組み数でございますが、令和7年の目標値30件に対しまして、令和3年度26件、4年度の実績値は27件と前年より微増しております。協働のまちづくり支援金事業は、コロナの影響も少なくなり徐々に増加しておりますが、更なる推進のための後押しが必要ではないかと考えているところでございます。総合戦略の計画の中には、移住定住・関係人口づくりの推進として、奨学金の返還支援による大学卒業後の若者の定住を促進する取り組み、また関係人口施策の推進につきましては、DX技術を活用した生活の質の向上を図るといった取り組みを新たに推進策に加えまして、戦略を補強してまいりました。引き続き人口減少、地域の活力創出の推進を柱に、事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○栗 林 (3 番)

ただいまの質問の中で町長からは、出生数・出生率のお話さらに少子化対策の新たな施策についてもお答えいただきました。続きまして、今、課長の方からもお話がありました。人口減少対策としての移住定住促進としてUターンを促進する施策の強化についてという件でご質問いたします。少子高齢化における人口減少が急速に進行する一方、大都市圏への人口集中が続いており、人口格差は地域間における深刻な問題となっております。特に若年層が地方から大都市圏に流出し、地方の総人口及び生産年齢人口が減少しております。地域社会の担い手不足に加え、消費市場や地方経済の縮小も問題となっております。これらを解決するためには地方移住を推進する取り組みが重要であります。辰野町では自然との繋がりや通勤時間など、ゆとりのある暮らし、ふるさとの良さなどを情報発信をしていると思われそうですが、さらに、生まれ故郷に戻って働く子どもたちに帰ってきてほしいと願う保護者の気持ち等様々な要望がございます。そこで質問いたします。現在の移住定住施策の効果といたしまして、Uターン、Iターン、Jターンそれぞれの状況及びここ数年来の推移というものをご説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○まちづくり政策課長

U I J ターンの数につきましては集計をしておりませんので、具体的な数値をお知らせすることはできませんが、移住支援制度を利用した移住世帯数について回答いたしますと、令和4年度が41世帯の107名で、平成28年度以降最大でありました。このうちの73%は県内からの移住でございまして、30世帯82名ということでございました。移住支援制度としまして、令和4年度の制度利用世帯数は、空き家バンクの利用は22世帯で48名、定住促進奨励金の利用は48世帯の146名と、令和3年度と比べますと回復傾向にあります。コロナ前の令和元年の空き家バンクの30世帯59人、また定住促進奨励金の67世帯228名までは、まだまだ戻っていないというふうに感じてるところでございます。いずれの取り組みもしていない場合はですね、さらに人口の社会減が増えていたことにもなると考えられますので、町としましては効果があったのではないかなというふうに考えているものでございます。制度内容を検証し効果的なものを引き続きですね研究してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○栗 林 (3 番)

ただいまの回答の中ではUターン、Iターン、Jターンそれぞれの状況がわかっていないということでありました。今後、移住定住を大雑把に考えるのではなくて、それぞれのUターン、Iターン、Jターンそれぞれに合った施策等を検討していただきたいというふうには思っております。続いての質問といたしまして、これは特にUターンを促進する施策ということで要望します。先日の長野県労働雇用課によると、県内出身者のうち、Uターン就職の割合は23年3月卒業者で34.3%、これを長野県では2027年3月卒業者には45%まで引き上げるというような目標を立てているとお聞きいたしました。これに伴い辰野町といたしましても、Uターンを推進するために就職活動支援、修学資金返済支援というものを強化する考えはございませんか。奨学金返還支援補助金、Uターン応援就職活動支援補助金、Uターン修学資金返済支援補助金等様々な取り組みがありますが、この中でも大学卒業、専門学校卒業、また実務経験者等の優秀な人材を獲得できる、または獲得するチャンスといたしまして、Uターンをさらに促進していただきたいと考えておりますが、これについて新たな施策等ありましたらご説明いただきたいと思います。

○事業者支援担当課長

辰野町に住みながら、近隣市町村に勤務してもらうことも、Uターン、Iターンのひとつではないかと思えます。幸いにも辰野町は三方につながる地域であり、伊那も諏訪もそして塩尻も通勤圏内にあります。Uターンをする若者の確保のため就職セミナーなどではこうした強みを活かして、辰野町の実家から各市町村の企業に通勤できるというメリットを積極的にPRしていきたいと思えます。箕輪町には地元を離れて暮らす人に、上伊那の企業の採用試験などに出向く際の交通費の一部を補助する制度があるようです。それから、長野県はインターンシップに参加するための交通費や宿泊費、就職支援のための交通費を補助しているようです。辰野町でも今、議員さまがおっしゃってたいくつかある補助金の関係ですけれども、ほかの自治体の動向を研究しながらですね、ぜひこういう就職活動を応援できるような補助金を検討していきたいと思っております。それから修学資金の返済の補助でありますけれども、これはまちづくり政策課長からもありましたように、今年から始めた奨学金返還支援補助金の様子を見ながらですね、必要に応じて改定をしていきたいと思っております。それから辰野町の企業への支援ではありますが、昨年行いました豊南短大や辰野高校で開催した企業ガイダンスを今年も行う予定であります。それに加えまして辰野町出身で、

地元を離れて学校等に通う若者や、いわゆる第2新卒の若者を対象に辰野町の企業に就職してもらうための就職セミナーを考えているところであります。宮田村で行っている良い取り組みがありますので、それを参考に辰野町で活躍する企業をもっともっと知ってもらって、そして辰野町の企業に就職するメリットをPRできる機会を作っていければと思います。以上です。

○栗 林 (3 番)

ただいまの取り組みの説明ありがとうございます。今のお答えの中にありました今年度からスタートいたしました奨学金返還支援補助金、これほかの市町村でも行っておりますし長野県でも行っておりますけれど、辰野町独自の内容というものがございましたらご説明していただきたいと思います。また、今年度からスタートしたわけがありますが、現在まで約2箇月経っておりますが、これに関して申請等実際に補助金を出したということがありましたら、同じくご説明願います。

○まちづくり政策課長

それでは奨学金の返還支援補助金につきましてですけれども、補助金ですね内容についてほかとですね違うというところについては、私の方からご説明させていただきたいと思います。こちらにつきましてはですね、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間に辰野町に住民基本台帳に記載されたことがある方ということで、高校3年生のときに町の町民であったということがひとつポイントになってきています。これをここでひとつこういった部分を設けることによりまして、町内にですね出身のお子さんが将来帰ってきたときに、補助金の対象となるというようなところにあてはまってくるというところであります。それから補助金の額につきましてはですね、町内に定住し、かつ企業等に正規で就職している方ということで、町内に定住しててなおかつ他市町村の場合だと、上伊那地域だとかそういった地域的な要件を設けてますけれども、当町の場合は諏訪や塩尻やということで様々なところへ就職されてる方もいらっしゃいますので、そういった条件を設けずにですね、補助条件を作っているところであります。町内にですね定住しかつ正規雇用されてる方は15万円を上限に、また町内で町内の企業に就職されてる方は18万円を上限に90万円ということで設定をしているところでございます。以上であります。

○事業支援担当課長

それでは今日までというか5月31日現在までの数字ですが、奨学金返還支援補助

金について実数を述べたいと思います。まちづくり政策課によりますとということですが、5月31日現在、8名の方から今年度141万円の申請を受け付けております。30歳以下の方が対象で、令和5年度の奨学金の返済から補助金が支給されます。以上です。あ、すいません。104万1,000円の間違いです。すいません104万1,000円の申請を受けております。以上です。

○栗 林（3番）

はい。今2人の課長にお答えいただきました。いずれにせよ、Uターン促進に関してもっと積極的にですね、アピールをするということも大事ではないかなと考えております。辰野町では「たつのまち学生エール便」というものもここ数年やっております。町から進学されている学生に対して様々な荷物を送るというような取り組みを行っております。こういったものを含めてですね、いろんな機会を捉えてぜひ辰野町こんないいところがあるんだ、皆さんに手厚い政策を行っているんだということをアピールしてですね、もっともっと積極的に帰ってきていただけるような活動をしていただきたいと思います。3番目になりますが、魅力あるまちづくりに向けた各種事業施策の効果を確認するために、住民満足度調査や利用者満足度調査を定期的に行う考えはありませんかということで、先ほど最初に申しました各施策に関しては、施策ごとに数値目標、重要業績評価指数等を設定し確認はしているとは思われますが、基本的には魅力のあるまちづくり、これは町民、住民が魅力があると感じているかいないかということが、非常に重要なポイントになると思います。町民の皆さんが現在の生活の中で感じられたことや町政に対する意見を聞き、施策の方向性や事業の改善、見直しを検討する際に、参考にされてはいかがでしょうか。効果的な資源を活用して、町民や利用者の満足度を最大にすることが行政の目標だと私は思っております。これをリアルタイムに確認するためには、毎年、満足度調査とか利用者の満足度調査等を行って、毎年、毎年やった結果に対して住民の思いがちゃんと理解されて行われているのかということを、確認していただきたいと思います。このような調査を毎年行う考えはございますでしょうか。お答えよろしくお願いいたします。

○まちづくり政策課長

第6次総合計画の前期基本計画は、本年度で5箇年計画の4年目に入っております。来年度には5箇年目となりまして、後期基本計画の策定期間となってまいりますので、策定に当たりまして改めてですね住民の方にアンケートや調査を実施し、住民の皆さま

んの考えを確認しながら前期基本計画の成果指標を導き出すこととしております。成果指標の結果を確認しながら、目指すべき将来像、重視すべき政策や施策を決めていきたいと考えているところでございます。議員のおっしゃられますアンケート調査につきましては、近隣市町村でも実施していることにつきまして、こちらとしましても確認をしてるところでございますが、調査についてタイミング的なもの、また無作為に抽出した方となりますと、毎年度その対象となってくる方が変わってくるわけございまして、意識や調査結果も変わってくるのかなというふうに思われます。また、町全般の取り組みの満足度、重要度について調査を実施するということとなりますと、少し大がかりなものになってくると思われます。いずれにしましても、議員提案の取り組みにつきましては、このあと行われます後期基本計画のアンケートの実施時期に合わせてですね、実施していくのかどうかまた検討をしていきたいと考えております。以上であります。

○栗 林（3 番）

ただいま回答していただいた内容であります。様々な施策を立てる段階で、大がかりな調査等を行っていることは十分承知しております。今の中で大規模な調査になると様々な条件だとかいろんなものを検討するという必要があるというふうにおっしゃいましたが、そんなに大がかりなものではなくて、例えば内閣支持率だとかある程度決まりきったような内容で、しかもそれを定期的に行うということやってることがすぐに反映、結果を見れば満足しているかしていないか、そういったことがわかっていくと思います。項目とすれば 5 項目あっても 10 項目以内で、なるべく簡単に答えられるような調査をですね行うことで、本当に町民の気持ちどおりに行政が進んでいるのかということがわかっていくと思いますので、できたら来年度以降簡単な調査で構いませんので、こういったものを行って住民のサービスの向上と取り組みの効率化を目指していただきたいと思います。それでは続いて次の質問にまいります。辰野町地域防災計画、今年度改定されまして全戸にまたハザードマップ等配布されてまいりました。この中で河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、特定警戒区域、指定避難所、緊急避難所などを掲載してあります。辰野町は特に周囲を山で囲まれ急峻な地形であるため、土砂災害警戒区域等を有するという自然的条件があり、ひとたび大雨が降ると山から流れる土砂等で災害が心配されております。平成 18 年及び令和 3 年の豪雨大雨災害により甚大な被害も発生しております。また昨年 6 月の定例会の一

般質問の中で、古村議員が防災力を高めるための森林強靱化についてということで、土砂災害、砂防堰堤等の事業また防災力の高い森林づくりという内容で質問されておりますが、この中で砂防堰堤ですね堰堤ダム同様なものだと思いますが、私の認識ではダムといえば大きなもの、堰堤と言えばそれよりも小型という程度の認識しかありませんでした。さらに調べてみますと土砂災害の防止が目的であるにもかかわらず、砂防堰堤というものと治山堰堤というものが、存在するということがわかってまいりました。このような同じような堰堤ですねありますが、それぞれの目的の違いをですね私を含めて町民にわかりやすく説明していただいて、なぜそういったものがあるのか、どんな目的であるのかまた辰野町の中にはどの程度それがあって、災害対策になっているのかということを、わかりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○建設水道課長

砂防堰堤につきましては私の方からお答えします。砂防堰堤は砂防法に基づき、土砂災害から住民の生命や財産を守るために流出土砂をせき止めることが目的とされています。そのため施工規模も大きなダムのようなものになっております。砂防堰堤は長野県伊那建設事務所が管理を行っておりまして、辰野町内には 14 箇所を設置されております。現在町内で実施されております砂防工事につきましては、令和 3 年 8 月の災害において、土砂が流出しました小野雨沢の大沢川に現在、堆積工を施工する堆積工事を実施しております。また本年 3 月には宮木楡沢地区におきまして、砂防堰堤が完成しております。なお、砂防堰堤完成報告会を今月 6 月 16 日、日曜日 10 時から現地の方で、伊那建設事務所によります報告会を予定されておりますのでご案内の方申し上げます。私からは以上です。

○産業振興課長

それでは治山堰堤について産業振興課よりご説明いたします。治山堰堤、別名治山ダムとも言われておりますが、こちらにつきましては森林法に基づきまして、森林の持つ土砂災害防止機能などを発揮するために整備されているダムとなります。次に設置の目的や所管につきまして申し上げますと、治山堰堤というものは水源の涵養、土砂の流出、防備そして土砂崩壊防備などの山が持っている機能を補完するためのもので、土砂災害の発生源である森林自体を強化しまして、土砂災害を防止するというのを目的としております。また設置管理につきましては、県の林務部治山係で行って

おりまして、古いものは台帳にありませんが正確な数字がちょっと不明でございますが、現在管理上は台帳上の管理は57基でございます。ということですので実際の数字はそれ以上となります。以上です。

○栗 林（3番）

はい。ただいまの説明の中で辰野町の中には砂防ダム、砂防堰堤が14箇所、治山ダム、治山堰堤と言われるものが確認できるところで57箇所あるという説明がありました。見た目ではどちらの堰堤であるのか、プレートを見ればそれぞれ書いてはあるんですけど、見た感じこの砂防堰堤と治山堰堤の差というものがわかりにくく、町民の中からも同じような目的でないのかというような声も聞かれました。その中で堰堤の定期的な点検及びメンテナンスですね、想定しているよりも土砂が流入が多い、もしくは流木等が堆積しているなどの場合には、それを取り除くなどの取り組みということを行うのでしょうか。それについてご説明願います。

○建設水道課長

先ほど申しましたように、砂防堰堤の点検は長野県伊那建設事務所によりまして、全ての砂防堰堤を点検しております。具体的には1巡目の点検を平成25年度に行い、2巡目の点検を令和3年度までに実施しているとのことです。この点検におきまして、砂防堰堤の土砂の堆積状況を確認しており、緊急性や保全対象の重要性の観点から、対策が必要な施設につきましては、順次対策を進めているとのことです。以上です。

○産業振興課長

続きまして治山堰堤について定期的な点検、メンテナンスなどの取り組みについてご説明いたします。県の治山係で管理ですとか個別施設計画を定めておりまして、5年に一度の点検が実施されております。直近では令和5年に点検を実施しておりまして、その点検で停滞部のクラック等の異常が見られた場合は県の方で対応をしておるということでございます。また治山堰堤は山側が土砂で満たされている状態が正常な状態でありますので、基本的には浚渫は行いません。治山堰堤の維持管理につきましては、いわゆる農業用水路と同じような考えで基本的なメンテナンス、例えば流路の土砂さらいですとかそういったものについては、その土地の所有者の責務となりまして所有者では対応できないような大規模なクラックなどのケースや、停滞機能への影響の恐れや機能低下が生じた場合、こちらは県の対応となります。例えば倒木などで施設に影響があって対応ができないということであれば、県との相談の上で県が対応

していくとそういう形になります。以上です。

○栗 林（3 番）

はい。ただいまの説明で定期的な点検及びメンテナンスに関して理解ができました。砂防堰堤に関しては、もう定期的に点検を行い速やかな堆積土砂等、撤去するというようなことをお聞きしました。また治山堰堤に関しては、今の現状の状況が正常だと言われておりますが、それを含め土砂災害等起こった場合、下流の例えば畑、田んぼ、道路等に堆積土砂が起きた場合には、町としてもできる限り区と協力したり所有者に何らかの補助金を出すなりして、速やかな撤去等を行っていただきたいと思います。それでは最後 3 番目の質問になります。辰野町の公共施設の多くは、昭和 40 年代後半から平成の初めにかけて建設整備されており、今後、老朽化に伴う更新・改修費用の増加が避けられない状況となっております。さらには急激な人口減少、少子高齢化の進展、これらに伴う経済規模の縮小や税収の減少等により、辰野町の財政状況はさらに逼迫すると考えられます。また、人口減少に伴い公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、これまでの規模や箇所を今後も同じように維持していくことは厳しい状況であります。今後も「住み続けたい、帰りたい、住んでみたいまち、たつの」に必要な公共サービスの提供を維持していくために、施設の用途や、維持管理の方法、更新の実施方法を、状況変化に合わせて見直し、計画的に進めることにより将来の財政負担の軽減、平準化を図る必要があります。限られた財政の中で時代に即した施設整備に対応するためにも、施設量・配置の見直しが必要だと辰野町の公共施設等総合管理計画に記載されております。こういったことをふまえて築 50 年を超えた、この役場庁舎の老朽化対策をどのように進める方針であるか、また、庁舎を新しくする場合ですね、新庁舎検討委員会または公共施設再編検討委員会等設立する予定はあるでしょうか、お答え願います。

○総務課長

お答えいたします。議員ご心配のとおり役場庁舎につきましては、昭和 48 年に建設されまして 50 年が経過をしております。この間、平成 22 年度には耐震診断を実施し平成 26 年には耐震改修工事を行い、また本年度はエレベーターの設置工事を予定しておりますが、随所に老朽箇所が目立つようになってまいりました。こうした中、昨年度は職員によりまして、役場庁舎改修等検討プロジェクトを立ち上げ、不具合箇所等、現状課題の確認や今後のあり方について検討してきたところであります。先ほ

ど議員ご指摘いただいたとおりに、今後、辰野町は人口減少や住民の生活様式、意識の多様化、またデジタル化の進展等によりまして、行政サービスまた庁舎に求められる機能が大きく変化していくものと予想されるところであります。一般質問の初日、町長、DX 推進担当課長からも話がありましたけれども、フロントヤード改革というのを今、国で進めております。住民の皆さんにとっては、かなり負担であるこの窓口へ来てのいろいろな部分の手続きを、デジタル化でなるべく無くして利便性を向上させ、窓口におけるサービスは真の住民ニーズに合わせた、質の高いサービスを提供するといったものでありまして、それを実現するためには今のレイアウトまたスペース大きく変わっていくものだと思います。こうした将来の必要とされる庁舎の規模、機能については、まだまだ研究が必要な段階であることから、現状では建て替えや新築移転が困難な中でもありますので、当面は不具合箇所を早期に発見して、小さなうちから補修する、いわゆる予防保全型の維持管理や改修等で必要な対策を講じていくといった方針を出しています。その際、現在の場所での建て替えもありますし、新築移転のほかにその他の公共施設また民間施設などを活用したり、複合化なども研究していかなくてはなりません。そうしたことから検討委員会、専門委員会というお話ではありますけれども、手法はとにかく住民の皆さんからもご意見をいただきながら、方向はコンパクト化でありますけれども、効率的で最適な庁舎の整備構想を描いてまいりたいと考えているところであります。以上です。

○栗 林（3 番）

はい。ただいまの説明の中で検討委員会というものの前に、役場の中で準備委員会等を設置して検討を始めたというふうにお聞きいたしました。今の中でも今までどおりに古くなったものは壊し、また新しくするというようなスクラップアンドビルドだけではなく、現在ある施設等を利用できるところはコンバージョン等によって目的を変えた運用等で、費用を安くするなどいろんな方法があると思います。そういったことを含めて町民の声も反映できるような建設検討委員会、再編検討委員会というものを早期に立ち上げていただきまして、5 年先、10 年先になるかわかりませんが、新たな役場の庁舎というものを考えていただければと思います。同じく公共施設に関してですが、学校施設の維持管理のため、プール、給食室など校舎以外の付帯設備等ございます。これらに関しても、もう老朽化をしておりまして一定期間でもって改修等を行ってきていると思われます。現在の少子化に伴って今ある学校のプール及び給食室

等老朽化して改修が必要になった場合ですね、これらを一時的に集約化及び共同利用していくというような方法でもって、延命措置を行うというような考え方はございませんか。お答え願いたいと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。議員の指摘のとおり町内の小・中学校の校舎、プール、給食室等はいずれも老朽化という課題を抱えております。しかし、教育環境の水準というのはこれは維持していかなければなりません。今、話されたプールの関係ですけれど、水泳の授業は現在プールはね必要な修繕等を行うことによって十分対応することができております。しかし万が一、簡単な修繕等では対応できなくなった場合には、他校のプールを使うというような方法もとらざるを得ないかもしれませんが、現段階では集約化とか共同利用というところまではまだいってないのかなとそんな気がしております。ただ場合によってはということになります。給食室の関係ですけれど、床面積的には現行の基準は満たしてはおりませんが、町内の全ての給食室は現行の基準が制定される以前に建てられたものでございます。ですので、保健所の指導をいただきながら運用を行って検査はクリアしております。そこで、全ての学校において安心安全で美味しい給食を提供することができております。ですから現段階ではこの給食、学校給食においても集約化だとか共同利用ということは考えておりません。ただ、以前、辰野南小学校の大規模改修工事を行った際にはですね、給食室も使えないときが数箇月続きました。このときには給食を辰野西小学校で調理していただいて運搬するという方法をとりました。このように今後ある学校で給食室が使えなくなるような事態、何らかの工事が必要になったとかね、そうなったときには他校で調理をするということも考えなければいけなくなるかもしれませんが、現在はそれも考えておりませんが。調理の先生方はプライドとそれから使命感を持って、アレルギー対応も始め厳格にルールを守って調理いただいていることに、感謝をしたいとそんなふうに思います。一方、今後の少子化を見据えた新たな小学校のあり方検討委員会が今、立ち上がっており、令和 10 年度以降の学校のあり方について検討始まっていますので、双方を見ながら対応していく必要というのは今後生じてくるだろうと思います。検討委員会において新たな学校の姿について一定の方向が示された際には、教育委員会としての具体的な対応も出していかなければいけないだろうと、そんなふうに思っております。以上です。

○栗 林（3 番）

はい。ただいまの学校施設の維持管理のためにということでご回答ありがとうございます。今回、地方創生ということをメインに様々な質問及び要望させていただきました。私なりに町長と議会との関係というものを考えてみました。町長は行政の長であります。予算を調整し政策を執行するのが主な役割であります。また議会は、町長が作成した予算案を議決したり、行政がきちんと執行されているかをチェックするのが役割であります。つまり簡単に申せば町長と議会の関係は町長が踏んだアクセルを、議会がブレーキで止めるというようなことを行っていくと思っております。このようにアクセルを踏んだ町長、現在まで安全運転で来ておりますけれど、今回、質問させていただいた地方創生、人口減少対策等に関しては、もう待ったなしの政策が必要になってきます。ですので町長に対しては、もっともっとアクセルを踏んで議会がブレーキをかけるような状況を作っていただきたいと思います、町長への要望といたしまして私の質問を終了させていただきます。

○議 長

ただ今より暫時休憩とします。再開時間は 15 時 20 分です。15 時 20 分です。それまでにはお集まりください。

休憩開始 15 時 05 分

再開時間 15 時 20 分

○議 長

再開いたします。質問順位 13 番、議席 7 番、向山光議員。

【質問順位 13 番 議席 7 番 向山 光 議員】

○向 山（7 番）

本定例会最後の一般質問となりました。2 期目の武居町長も折り返し点を過ぎました。この間、例えば今議会の一般質問でも取り上げられている森ビジョンをはじめ、地域公共交通計画、第 3 次地域福祉計画、健康づくり計画辰野 21、有機農業実施計画とオーガニックビレッジ宣言、あるいは辰野町地球温暖化対策実行計画等々、様々な骨太の計画が作られてまいりました。この間、職員の皆さんは大変苦勞されたと思いますが、これらの多くは、時代の要請あるいは国の指示に基づいて策定されたものですが、これらは個別計画としてあるのではなく、町の基本構想、基本計画と一体化するとともに、より具体的な施策となり命が吹き込まれることを願っています。一言申し

上げるならば、これらの施策は本来それぞれの自治体が、それぞれの課題を解決するためのものであり、団体自治と住民自治があってこそ担保されるものです。今国会では、地方自治法の改正が突然ともいうべき形で進められています。国と地方は対等であるという地方自治の流れに反し、中央集権化が進められていくのではないかとの危惧を抱きます。辰野町議会では3月の定例会で、地方自治法改正の審議を慎重に行うよう意見書を全会一致で採択しましたが、性急に進めようとしている国の動きには、改めて懸念を申し上げておきたいと思います。さて、これらの様々な計画によって、辰野町の課題が1つずつ一歩ずつ解決していくよう、議会としてもチェックし提言していくことが求められていると思います。今回私は、中期的な課題として解決に至っていない課題の中から、3項目と新たな課題に向けての取り組むべき姿勢について質問してまいりたいと思います。まず、太陽光発電に関する課題です。小野の案件については、現在顧問弁護士が入って対応が進んでいるということですので、小野の案件に限らない一般的な事例の中で解決すべき課題として2点について質問します。はじめに県の条例が4月から施行になりました。この条例では1として野立て式の10キロワット以上の施設については届け出制とすること、2として森林や土砂災害特別警戒区域など特定区域への施設設置は許可制とすること、3つとして50キロワット以上については、事前届け・許可制とすることが大きな特徴であります。そして県では許可申請があったものについて、市町村へ通知するとともに公表することになっています。これらの県の条例制定の動きを受けて、町では従来の30キロワット以上であったものを10キロワット以上とするように、許可制度の対象を拡大した上で、県の条例の適用を受けない形で全会一致で条例改正を行いました。県の条例の適用を全く受けないのは、辰野町を含めて15市町村であるかと思います。さて、現在、県で公表されているものを閲覧すると、どの業者がどこで事業を進めようとしているのかがよくわかります。町民の皆さんにとっても県民の皆さんにとっても、とても参考になるデータであると思います。それが制度上のこととはいえ、県の条例の適用を受けない市町村のデータが、共有できないというのは不便であり残念であります。そこでお聞きします。県の公表制度に合わせて、辰野でも公表することはできないか。県の公表制度に乗るという方法、あるいは県や他の市町村とそのことについて県や他の市町村と協議できないか、あるいは町でも公表制度を検討し、県と相互にリンクを張るといような方法もあるかと思いますが、答弁をお願いします。

○住民税務課長

お答えいたします。県の条例では第9条第3項、第15条等に申請書等事業の公表を規定しており、それに則り長野県ではホームページにて情報を掲載し、公表しているわけであります。一方、町の条例では条例違反があった場合の、勧告等に従わなかった不良事業者の公表については規定しているものの、申請状況等の公表については条例で規定しているわけではないため、現在のところ町ホームページ等での公表は行っておりません。よって申請状況等の公表については条例改正が必要となります。条例改正を行った場合でも、長野県のホームページに掲載できるわけではなく、あくまでも町のホームページ上での公表となります。県に確認したところ、他市町村と同様に掲載することはできないが、ホームページ内にリンクを張ることは可能との回答をいただいております。以上のことから、申請情報等を公表するには条例改正が必要であるため、現時点では対応できません。また、町の条例では申請の時点で地元への説明会は終了し、同意を得ている状況であることから、住民、特に地元の方への情報提供は急ぐ必要がないため、まずは県の条例を適用していない市町村に聞き取りを行い、意見交換を行うなど情報収集を行いたいと考えております。

○向 山（7番）

辰野町の条例の組み立てがですねかなり違っている、ということで今、課長からの答弁は十分に理解できますが情報収集をし、そしてより開かれた形で県民全体がこの太陽光発電について、適切な運営、事業展開ができるよう研究について要望しておきたいと思います。発電設備の寿命あるいは何らかの事由によって各発電事業はやがて終焉のときを迎えます。令和2年9月に制定された町の条例では第3条第4項において、維持管理費用と撤去・廃止費用の確保を事業者の責務として定めています。これは預金通帳などによって確認することになっています。一方、そのあと令和3年9月には資源エネルギー庁が「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」を発足させました。これはFIT制度による発電に対して、買い取り義務者の買い取り費用の一部を解体等積立金として差し引いて、相殺をする形でその金額を積立金管理義務を行う推進機関に積み立てていくというものであります。特例として内部積み立ても可能になっています。大きな違いは、町では維持管理利用の確保も求めていることでもあります。そこでお聞きしたいのは、1つとして町では確保すべき維持管理費用と、撤去・廃止費用の水準をどのように想定しているのかということでもあります。2つ目にあとから制度化

された国の制度との関係、整合性をどのように捉えているのかということです。そして3つ目として、町の制度にしる国の制度によるにしても、事業者のこれらの資金の確保について町としてどのように把握ができているのか現状をお聞きします。

○住民税務課長

お答えいたします。まず確保すべき費用の水準であります。資源エネルギー庁より撤去・廃止費用の中央値がパネルと架台のみの撤去にかかる費用が、キロワットあたり 0.59 万円と公表されていることから、町でも、この公表されている費用分以上の水準は、満たしていただきたいと考えております。また、現在、経済産業省では、FIT 事業者には定期報告書の提出が義務付けられており、その報告には撤去費用、固定資産税等も含めた維持管理費用が記載されており、町の条例で定めている年1回の定期報告にて、そちらも添付書類として必須としているため、そちらを併せて確認し必要積立額の把握をしております。2つ目の質問ですが、確かに国の制度はあとから制度化されましたが、その制度は町の条例等で想定していた基準等を十分満たしておりますので、国の制度も都合よく活用しながら不備のないよう確認を行っていきます。3つ目ですが、確認の方法としては町では定期報告書の様式に、積立額及び累計積立額の報告欄への記載と通帳のコピー等の提出を求めていますので、それにて確認することとなります。以上です。

○向 山（7 番）

エネルギー庁がこのような制度できて、町としても事務軽減ができてきたのかなというふうに思っています。より国の制度にあったような形でより簡便な仕組みというものができるのであれば、必要な条例改正も含めて検討が必要ではないかということ提言、指摘しておきたいと思います。併せて今、FIT 制度によらない発電というのも進められつつありますので、それに対する対応も検討が必要であろうかということ指摘しておきたいと思います。2つ目の中間的課題として私が捉えているものが松くい虫対策です。松くい虫の被害の現状、県内のマツタケの一大産地でもある上小地区や中信地区の惨憺たる状況を見ると、辰野町においても気の長い長期戦を覚悟しなければならないのか、そしてその結果同様の光景が広がるのかと暗澹たる思いになることも事実であります。昨日、西ヶ丘の状況について小林議員から指摘がございました。私も早速確認をさせていただきました。しかし今、有効な手立てを講じれば、被害の爆発的で絶望的な拡大は抑えることができる、そう私は信じております。そう

であるならば、今、目の前にある課題は短期的・中期的課題として捉えることができます。議長の許可をいただいてこのようなパネルを用意しました。傍聴の皆さん、そして職員の皆さん、議員の皆さんにもコピーをお届けしてあります。この図面左上のこのイメージ図ですが、松くい虫被害の総合的な対策について、長野県のホームページから引用したものであります。真ん中に２段の階段のようなピンクの線が入っています。この線の上側が松林として維持する森林、それから下側が松林として維持しない森林というのが左側に書いてあります。そして維持しない松林、左側で見れば1,100メートルまでであります。そのうち左側には、激害化しやすい標高帯が800メートル、そしてその右端ではその800メートルについて特に保全すべき松林については高コスト、覚悟が必要だと、こういうふうに書いてあります。階段の右上の方になりますけれども、維持する森林のうち800から900メートルのところについては、被害拡大防止の要所、要であるというふうに書いてあります。ここまでが薄いピンクで防除ラインとしてこのイメージ図には示されています。900から1,100メートルまでが薄黄色になっています。ここは被害の恐れがある松林というふうに表示がされています。1,100メートル以上は被害が及ばない松林、このようにこのイメージ図では示されています。これに基づいて、今、申し上げた色使いとは違いますが、5万分の町図、縮小して今回は示してありますが、5万分の1の町図に私の方で色分けしたものがこの図面になります。地図では、森林・桑畑について、800メートルまでをピンク色で示しました。800から900をオレンジ、それから900から1,000メートルのうち940メートルまでを黄色、1,000メートルまでを黄緑色、1,000メートルから1,100メートルまでを緑色で塗りました。1,000メートル以上は県のイメージ図でも被害が及ばない松林ということで色を塗ってありません。ちょっと見にくいわけですが、平坦部に近いピンクとオレンジのところに青いポツがいくつかあります。これが今までに町で枯損木が確認された地点であります。令和５年度の北大出の箕輪町境のところが１箇所、２本というのがあります。それから西ヶ丘が令和５年度中12本という表示以外は全て１箇所で１本ずつであります。この図を見た上で町長の方に感想をお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。向山議員が作成された町内の松くい虫の被害状況の図面を拝見しての感想ですが、被害の分布をはじめそれぞれの被害地の標高や幹線道路等が詳細に記さ

れていて、被害発生 の 地形的な背景が一目瞭然でわかるなど、本当に素晴らしい画期的な図面であると感じました。この図面を通して被害状況を見ますと、町内の主要な道路沿いの標高 900 メートル以下の山林において、被害が多く発生していることがわかると同時に、被害が特に南部一帯に集中していることもわかります。さらに申し上げますれば、竜西エリアの主な被害エリアが北大出から新町、宮所付近にかけて広がっている一方で、竜東エリアは樋口から赤羽に被害が多いことがわかります。また、わずかではありますが、上平出や小野でも被害が確認されている点が気になる点であります。この図面を参考にさせていただき、被害の時系列的な広がり の 有無や、面的な広がり の 有無についても研究をしていきたいと思います。アカマツが 45% を占める辰野町では、特産のマツタケを守るためにも、松くい虫防除対策は最優先と考えます。南の箕輪町は被害市町村となっており、南部は特に注意しなければいけないと思いますし、北の塩尻市でも被害市町村となっており、小野地域でも被害が確認されていることから、今後の動向を注視しなければなりません。まずは感染が広がっている南部からの被害を食い止めるべく、被害木の早期発見、早期駆除の実施は当然ですが、樹種転換も含め森林整備を進めていかなければいけないと思います。今後は町の松くい虫対策協議会でもこの状況を共有し、県や関係機関とも協議を行いながら対策を考えていきたいと思います。どうも貴重な資料ありがとうございました。

○向 山 (7 番)

この図面はぜひ共有していただければと思います。それで私 の 見解ですがやはり今、町長言われたように南部からの侵入、それから北はですね善知鳥峠の向こう側は本当に何本も松くい虫が、もうこの春先少し赤くなったかなと思ったら今、真っ赤になってるような木も何本もあります。ただ善知鳥峠を越えてくるにはまだ時間もあるかもしれませんが、実はもう一つ、北からだとか南からだということだけでなく、幹線道路沿いにあるということをやっぱり注目してほしいと思います。例えば、上平出で 2 回被害木が出てますが川岸も出てるんです。でも、岡谷は川岸だけなんですね。これ中央道沿いだというふうに私は考えています。あるいは国道 153 号、国県道、さらには貯木場のある周辺で多くの被害木が出ている。これは被害木そのものが搬入されるのではなくて、山に入っているその車両にカミキリムシがついてきて、被害が拡大しているっていう想定もあります。そこら辺の分析はぜひ専門家と共有してほしいというふうに思います。もう 1 つはこの点であるのがですね、翌年、翌々年というふうに

繋がっていない1年おきとか続いても2年止まりであるということと、1本ずつだったのが今までの傾向ですが、今回は小林議員も心配しているように、西ヶ丘では12本一気に出了。この要因は何なのか、ここのところの分析は非常に必要だと思います。つまりこういう表現があるかどうかはありませんけれども、この点は、まず1次感染です、人間の感染症で言えば。この木からカミキリムシが飛び立って、次の木へ行けばこれ2次感染、さらに広がれば3次感染でこれ級数的に広がっていくわけですね。今は被害のあるものを短期に集中的に伐ってるからそこから広がらない、ここのところが今まで広がらなかった1番の要因だと私は思ってます。ですから12本を伐ったからいいんではなくて、昨日西ヶ丘へ行ったら12本被害木とそれから疑いのあるものを全部伐った。けれども今年の春になってさらに何本も赤くなっている、これを今放置しておく、実は今までは松くい虫は当年枯れということで、カミキリムシがついたその年に枯れるというのが通常だったんですけれども、翌年枯れてるのは今非常に多くなってます。翌年枯れてるのは、去年カミキリムシがついて、幼虫がサナギになってそのうちにマツノザイセンチュウの活動によって、春先から枯れるのが目立ってきたということは、この木の中にカミキリムシの幼虫・サナギがいるわけです。今もう一月もしないうちに飛び立ちます。今すぐこれを伐らないと感染が拡大するという非常に危機感を持って対応してほしいというふうに私は思います。その危機感についてはぜひ共有をしてほしいわけですが、その上でですねまず西ヶ丘の例を除いてもですね、町長言ったように、羽北、新町の箕輪境方面それから羽場、赤羽、樋口あるいは豊南短大裏の竜東地区の箕輪との境のところでいかに食い止めるかによって、この中、辰野町の中での感染拡大、被害木の拡大を防ぐことができる。したがって南の竜東、竜西あるいは念のために小横川の入口、川島の入口、小野の飯沼の方の入口、あるいは善知鳥峠から下ってきたところ、ここのところを緩衝帯施業をすることが必要であるというふうに考えます。この方法やらについても専門家の知見を交えてということになります。これは方針を立てなければ、森林所有者の同意を得るにはさらに先になります。速やかに緩衝帯施業を検討する段階に入るべきだというふうに考えますが、町の考えをお聞きします。

○産業振興課長

それではお答えいたします。議員のご指摘のとおり、これ以上侵入させないという防衛ラインを作ることは非常に重要なことであると考えております。そのためには、

おしゃっておりました樹種転換、いわゆるアカマツからのほかの種類の樹木に変える、こういった方法は有効であると考えております。このような対策を講じていくためには、山林所有者の皆さんや地元の林業各団体また林業の事業体そして県と相談しながらこの防衛ラインや樹種転換について、早急に意見交換や情報共有を行いながら、被害を食い止めるための方策を出していきたいと考えております。併せてこの樹種転換以外にも有効な方法があるかも県や関係機関と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○向 山（7番）

加島町長が町で初めて被害木が出たときに、やりながら考えるっていうことを言っていました。武居町長も副町長の時だったわけですがけれども、まさに西ヶ丘のやつは予算があるとかどうかじゃないと思います。あるいは人手がないって言うけども新町には、新町山管理会というチェーンソーの伐倒講習まで受けた皆さんがいます。こういう人を使うってことも大事だと思います。それから薫蒸処理には薬剤使いますから、それなりの経験と資格を持った人が必要ですけれども、機械を借りてきてもですねチップ化すればできることです、すぐ下ろせる場所ですから。そういう工夫をしながら、この西ヶ丘の、西ヶ丘だけじゃないです。その下の新町保育園の上、それから神社の周辺もかなりあります。それから新町工業団地の町道沿い、あるいは大手企業の裏にも枯れている木がかなりあります。もうすぐにでも手をつけていただきたいいうふうに思います。それからやっぱりそういう施策を有効に手を打つには、辰野町が被害市町村の指定を受ける必要があるんだろうと、もうそれはねあんまり優しいことを言っていないでやっぱり積極的に手を打つ、これコロナ対策のときと同じなんです。森林病虫害等防除法っていうのがあります。これ読むとね人間の感染症対策と同じ感じなんですよね、強制措置までできます。ただ、今のような状態で町が指定を受けてなければ、何にもほとんど手が打てないし有効な補助も受けられない。私はやっぱりもう被害市町村の指定を受ける段階ではないか。それから対策協議会についても年1回の開催でなくて、2回とかやってですね、やっぱり辰野町の重要な山林の産物であるマツタケを守ること、それからこれが全部松くい虫にやられたら大変、災害の原因にもなりかねないです。そういうことも含めてお願いをしたい。それから西ヶ丘の例を何回も出しますけれども、あれは放置しておいたら町民の皆さん何て思うか。つまり松枯れがあっても放置しておいていいんだっていうふうになっちゃいます。だから、松く

い虫、松枯れがあったら至急報告してくださいって町でアピールしている以上は、見たらすぐ伐るそういう方針でやっていただきたいということを指摘しておきたいと思います。松くい虫については以上にとどめておきたいと思います。板沢最終処分場問題 8 年目に入りました。中期的課題なのか短期的課題なのかよくわかりません。私は短期に解決して欲しかったと思ってますが、8 年目に入ってしまった。これ以上長引けば長期的課題っていうふうに言わざるを得ない、そんな分類はどうでもいいんですけども質問は今回で 31 回目になります。その都度、私はこれが最後の質問になってほしいという思いで臨んできました。またその都度質問の視点も変えようと努力してきました。ついに前回は将棋で言えば「詰み」の状態と考えるべきなどと発言してしまいました。私は将棋については、コマの並べ方、進め方くらいしか知らず、素人以下の状態ですから、こんな私が将棋を引き合いに出して詰み云々というのは、おこがましいことであつたと思っています。ましてやこの問題に関して交渉の当事者は武居町長ですから、一つ最後の一手が誤ったら取り返しのつかない、こういう町長の指摘もそのとおりだと思います。その自戒の上に今回こそ最後の質問になることを願っています。この間の経過をごく簡単に整理しておきたいと思います。8 年間ですからちょっと長くなりますけれども。湖周行政事務組合の最終処分場予定地の選定を任された諏訪市が、候補地に絞り込んだのが板沢地区でした。その作業は、諏訪市の当時の山田市長と板沢出身の上原副市長のもとで進められましたが、最終的に決定・公表に踏み切ったのが、そのあとの金子市長と当時の平林副市長であつたと認識しています。これらの過程で、昭和 37 年の有賀峠し尿投棄問題が考慮されたことはなかったようであります。私より年下の金子市長、平林副市長がそのことを知る由もなかったというのは当然のことと思います。しかし、し尿投棄問題に関しては、迷惑を受けた辰野町側住民には忘れることができない大きな傷として残っていたわけです。さらには、水利権がある青木沢の水を無断で引かれてしまった等、様々な問題が辰野町側住民にとっては忘れることができない問題として残っていて、それを体験した皆さんも残っていますし、語り継がれてもきたわけです。そういう背景がありながら、計画案が一方的に示されたことで、地元の皆さんの不満、怒りと言えるものが一気に噴き出し、説明会に入れないうえに閉会となった説明会もあります。地元の皆さんは単なる感情的な問題で言っているのではなく、井出の清水への影響など科学的な根拠もあり、現実の生活につながる不安も抱えているわけです。それらの思いを持ちながら

激しい行動とならなかったのは、平成 29 年 7 月 3 日の金子市長との懇談会で市長が「辰野町の皆さんの同意がなければ予算執行できないと考えている」と明言され、その約束を守ってこられたからであります。地元住民も極めて自制的、抑制的に運動を進めてきました。諏訪市や岡谷市、下諏訪町との友好的な関係を維持したいという強い思いもあります。それゆえ、反対の看板一つも立てていません。塩尻市に行けば民間最終処分場反対の看板が何本も見られます。期成同盟会では、組合議会の本会議や全員協議会を傍聴してくる中で、当初は必要だと言われて予算を通したのに、なぜ予算を執行しないのかという一部議員の発言が目立ち、私たちにとっては不安がいっぱいでした。それが最近の諏訪市議会や直近の 3 月の組合議会では、別の用地へ切り替える考えはないかとただず質問が出るようになってきています。この問題が起きてすぐに町議会も、区長会も反対の決議を行っています。これらを受けて、町も反対の姿勢を貫いています。そこで質問します。地元住民をはじめとする町民のこのような意見を汲み、また町民益を代表する立場で、湖周行政事務組合や諏訪市との交渉に際しては白紙撤回で決着すること、そしてこのようなことは三度繰り返されてはならないという願いが、通じるようなものであってほしいと願っています。そのことについて決意のほどをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。お答えいたします。決意をとのことですがこれまでの長い道のり、期成同盟会の皆様の強い思いとそこ負担、町としても膠着状態を抜けて一刻も早い解決を望んでいるところであります。その気持ちに変わりはありません。現在の状況は白紙撤回の決断を待っている状況ではありますが、全面解決、円満解決となるよう進んでいきたいと思っております。

○向 山（7 番）

31 回で一般質問が終わることを切に願っています。大きな質問項目に移りたいと思います。最近の課題の中から、公務サービスのあり方を含めて質問していきたいというふうに思います。時間が限られています。1 つは困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、12 月議会から 3 回連続の質問になります。窓口のあり方、それから基本計画については質問をしてまいりました。私の考え方だけ申し上げておきたいと思います。場当たりのでない一貫した公平公正、適正な対応をしていくには、現状分析の上に立った計画あるいは実施要項は欠かせないというように考えます。大そうなもの

でなくて良いので、基本計画あるいは実施要項のようなものが必要であり、それがなければ公正な行政は進められない、いうことを申し上げておきたいと思います。女性相談支援についてだけ改めて質問したいと思います。現状でも全県で常勤・正規職員の配置は極めて少ない状況です。この問題にきちんと対応するためには、相談支援員として常勤の正規職員を配置すべきであります。専門性、経験値、洞察力、コーディネート力、ネットワーク力、共感力などが求められている分野であり、経験を積むことが何より大切であると考えます。そのために、安定した身分、継続的な雇用のもとに確保しなければなりません。もちろん町単独で配置できるものではありません。県で広域的に配置し、人事異動・交流していくことも必要と考えます。広域連合や県の町村会など様々な機会を捉えて要望していくべきと考えます。女性相談支援員について町の考えを聞かせてください。

○保健福祉課長

今、議員がおっしゃったとおり、昨年12月、3月と続けてのご質問でございまして、その当時と方針は何ら変わってはおりません。その中でも女性相談支援員については、町単独の配置というのは非常に困難であるということは申してきたとおりでございます。3月に県の基本計画が策定されまして、その中でも支援体制の強化が目標に掲げられておりますので、そういったものも考慮しながら機会を捉えて要望を上げていきたいと考えております。

○向 山（7番）

県の基本計画の策定が非常に遅れたということと同時に、やっぱり相談支援員がある意味肝だろうと思ってるんですが、この配置についてもどうも県の熱意が私には読み取れません。そういう意味では、小さな町村から声を上げていくことこそが大事だと思います。なぜこの女性支援新法が女性に限定しての法律になったのか、それは女性ゆえに社会的にも経済的にも不利益な状態に置かれていることが多かったし、今もなおそのような状況にある。これは既に町長、副町長から答弁をいただいているところであります。今放送されているNHKの連続ドラマ「虎に翼」では、そのことが如実に描かれています。戦前の家父長制に大きく影響されているのかもしれませんが、それにとどまらず女性蔑視は、洋の東西を問わずにあったと思います。朝ドラでは、主人公の自立、法曹界での活躍が描かれていますが、当時の圧倒的多数は主人公の親友で兄の妻である花江さんと同じ意識ではなかったかと思います。社会全体のそのよう

な状況が複合的に絡み合って、様々な面で女性が困難な状況にあります。女性の社会的地位について国際的な指標とされているジェンダー指数が、144 箇国中 124 位という状況は、洋の東西の中で我が国では男女平等の実現が、今なお道遠しという状況であることを如実に物語っていると思います。女性支援のための新しい法律ができ、町では困難な問題を抱える女性に対して町全体でいつでも受け入れていく、こういうことが今までの答弁であったかと思います。そのことを啓発していくためのポスターや名刺サイズのカードですね、トイレね今までいろんな相談についてっていうカードがあったんですが今なかったんですけども、あれは常時置いておくことに意味があって、無くなったら補充をしていくということが大事だと思いますけども、この女性支援についてもそのような対応、あるいはスーパーやコンビニにもポスターの掲出等、協力を求めていく必要があるんじゃないかというふうに指摘しておきたいと思います。最後の質問に入ります。今、社会ではパワハラやセクハラ、マタハラ、カスハラちょっと省略して申し訳ございませんが、こういう呼び方も省略したままで普及するなど、様々なハラスメントが課題となっています。労働関係においては労働施策総合推進法が、パワハラ、セクハラ、マタハラ等のハラスメント防止のために整備されています。また、個別の課題として男女雇用機会均等法において、セクシャルハラスメント防止も図られています。パワハラやセクハラあるいはマタハラは、職場内の人間関係の中で生じるものが主となると思いますが、一方、カスタマーハラスメント、カスハラはその言葉のとおり、カスタマー、顧客、来庁者などとの関係で生じるものです。カスタマーハラスメント、カスハラについては、来年度に向けて法整備を進めるということが報道されています。公務の職場はその職務が公権力行使の場合があるということで、またサービスの受け手側、お客様側に公務員は我々の税金で食べているというような意識があって、それらがある意味ねじれて感情に影響して言動に表れることが、民間の職場よりも多いのではないかと推察します。そして、より深刻な場合もあるのではないかと思います。辰野町役場におけるそれぞれのハラスメントに対する対応の概要について、あるいは相談の実情、課題について簡略に説明をいただければと思います。

○総務課長

お答えいたします。町では、平成 22 年に職場におけるセクシャルハラスメント等防止要綱、令和元年に辰野町職員におけるハラスメントの防止に関する指針を策定し、

職員管理職等の責務、苦情相談の窓口、問題解決のための措置、またプライバシー保護などについて定めております。各種ハラスメントについては、行為者と被害者間の価値観また意識の差に起因するケースが少なくございません。そうした中から、まずは職員がそれぞれハラスメントに対する関心や理解を深めるために、職員労働組合との共催で研修会などを実施し、意識改革、意識向上に努めているところであります。また、職員係では、職員からの相談にのったり定期的なメンタルヘルス相談を実施をしまして、必要に応じて産業医につなぐこと、社会保険労務士に相談する等の個別対応も行っています。また、カスタマーハラスメントであります。議員ご指摘のとおり様々なそういったものに該当するという案件が疑われる案件があります。必要な要求の繰り返し、高圧な言動、長時間にわたる電話、また今すぐに対応、今すぐに対応ということで準備等の必要なものについても、過剰要求があるといったことでストレスを抱える職員も多いところであります。こうした中で課長会の中で厚生労働省が作成しました企業向けのマニュアルなどの情報を共有したり、そういった案件がないか情報共有をしております。先日の課長会の中でも、そういった案件がないかということで点検をしたところ「名前を教えろ」「SNS に書き込むぞ」と言った脅しがあった例ですとか、担当職員が一方的に指名されたり、フルネームを覚えて特別な感情移入をされて、いわゆるつきまといではありませんけど、そういった事案も少なからずございました。そういったことから、今後、職員の個人情報が入ったところでインターネット上に公開される等を防ぐために、今月から順次名札をフルネームから名字表記に切り替えていくようにいたしました。今後もこういった研究を積み重ねながら対策をとってまいりたいと思います。以上です。

○向 山（7 番）

私の友人であるほかの自治体の議員が、困った人は困っている人ということを口癖のように言っています。クレーマーと呼ばれる人、カスタマーハラスメントの当事者になりやすいお客さんは、職員にとって困った人などと捉えられることが多いのかもしれない。それらのお客さんは困っているから来る。その困っていることにどれだけ気付くことができるのか、寄り添うことができるのかが問われてくると思います。もちろん限度があるということは承知しています。7 年前になります。南関東のある市で、「生活保護なめんな」と英語で書かれたジャンパーを数年にわたって使っていたということが大きな話題となりました。事情を見ると生活保護担当者が受給者から

刃物で切りつけられたことがあったため、仲間で士気を上げるために作ったというものであります。北関東のある市でも同じような言動に対する問題が新聞に報道されました。事情はともかくとても不幸なことであったと思います。もっと言えば、職員側に対しても住民側に対しても、一つ間違えれば命に関わる恐れさえあります。私はそのような不幸な事件にならないようにするためにも、せめて職員側の意識をさらに高めていただくことが良いのではないかと思います。人権意識をさらに一層高めるということについて考えをお聞きします。

○総務課長

先ほどのハラスメントと同様であります、やはりこの人権を尊重し明るい社会を築くためには、職員一人ひとりの人権意識への感覚を磨くことが最重要だと考えております。町では毎年、職員を対象としまして、人権同和教育研修会を実施しております。相手の立場に立って誠意をもって対応しつつ、ときには毅然とした態度で臨むことが基本ではありますが、実際には簡単にいかないことが多いかなと思います。人権感覚を磨くことも一朝一夕にできることではございません。今後も職員の人権に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会などを積み重ね資質向上を図ってまいりたいと思います。以上です。

○向 山（7 番）

先ほどの困難な問題を抱える女性の法律の趣旨も全職員で共有してほしいな。先日荒神山で開催された若者タウンミーティング、晴天のもとで積極的、建設的なご意見をたくさんいただきました。その中で、私にとって最も印象的だった発言は、役場の前のトイレに生理用ナプキンが置いてあった、こういうことをさりげなくできる辰野町は優しい町役場であり、そこに住む人も優しい人だと思う。そんな趣旨の発言でした。これは生理の尊厳、生理の貧困ということで特に生活困窮者、あるいは学生あるいは男親世帯の女子生徒への対応として課題とされていることであります。生活保護そうですが、健康で文化的な生活を営むことは国民の権利であり、それを実現できるようにするのは、国や自治体の義務であり優しさとか、ましてや哀れみの対象としてなされる施策ではありません。そここのところの出発をきちんと職員全体で共有してほしいというふうに思います。むしろこの憲法の理念を実現するのは自分たちの仕事だ、という誇りを持って働いていただきたいというふうに思います。自治労という職員の加盟する 100 万弱の組織の中では、カスハラを受けたという事例が 70%に上っています

が、一方では誇りを持って仕事にしているというのと同じくらいの人数がいます。ぜひそのことを参考にしながら取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でした。

9. 散会の時期

6月6日 午後4時11分 散会